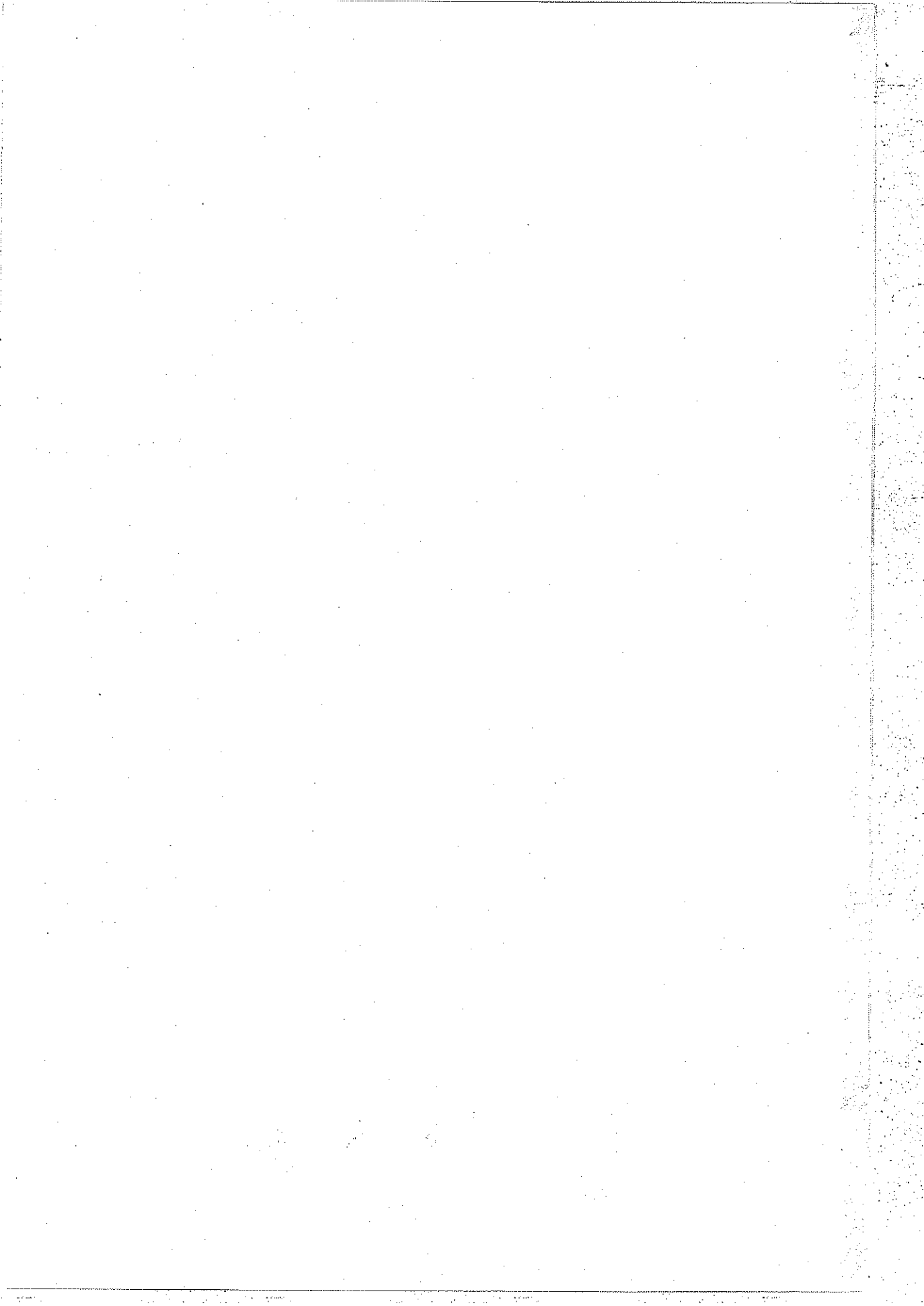


昭和61年 9 月30日開会  
昭和61年10月16日閉会

# 和泉市議会第3回定例会会議録

第 4 号

和 泉 市 議 会



# 和泉市議会第3回定例会会議録目次

昭和61年9月30日(火曜日)第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1頁
○ 議事説明員、その他	1
○ 議事日程	3
○ 開会宣告(午前10時00分)	5
○ 市長開会挨拶	5
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(赤阪和見・藤原正通・穴瀬克己)	6
○ 日程第2 会期の決定について(9月30日~10月17日 18日間)	6
○ 日程第3 一般質問について	6
1番に 7番 藤原正通君	6
2番に 19番 原重樹君	22
3番に 10番 竹内修一君	40
○ 散会宣告(午後3時37分)	56

昭和61年10月1日(水曜日)第2日目

○ 出席議員・欠席議員	57
○ 議事説明員、その他	58
○ 議事日程	59
○ 開会宣告(午前10時00分)	59
○ 日程第1 一般質問について	59
1番に 8番 穴瀬克己君	59
2番に 18番 勝部津喜枝君	78
○ 散会宣告(午後2時25分)	99

昭和61年10月2日(木曜日)第3日目

○ 出席議員・欠席議員	101
○ 議事説明員、その他	102
○ 議事日程	103
○ 開会宣告(午前10時00分)	104

○ 日程第1	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和61年3月分)	105頁
○ 日程第2	例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和61年3月分)	105
○ 日程第3	例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和61年3月分)	106
○ 日程第4	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和60年度昭和61年4月分)	106
○ 日程第5	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和61年4月分)	107
○ 日程第6	例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和61年4月分)	107
○ 日程第7	例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和61年4月分)	108
○ 日程第8	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和60年度昭和61年5月分)	109
○ 日程第9	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和61年5月分)	109
○ 日程第10	例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和61年5月分)	110
○ 日程第11	例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和61年5月分)	110
○ 日程第12	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和61年6月分)	111
○ 日程第13	例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和61年6月分)	111
○ 日程第14	例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和61年6月分)	112
○ 日程第15	定期監査(昭和61年度第1次分)結果報告	112
○ 日程第16	光明台南小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願 (産業文教委員長長報告)	113
○ 日程第17	昭和60年度和泉市水道事業会計決算について	114
○ 日程第18	昭和60年度和泉市病院事業会計決算について	118
○ 日程第19	決算審査特別委員会の設置について	121
○ 日程第20	和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例制定について	122
○ 日程第21	和泉市土地改良事業及び林業関係事業分担金条例の一部を改正する条例制定について	126
○ 日程第22	和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	128
○ 日程第23	工事請負契約締結について(仮称)和泉市立総合福祉会館新築工事)	129
○ 日程第24	工事請負契約締結について(仮称)和泉市立総合福祉会館新築機械設備工事)	130
○ 日程第25	工事請負契約締結について(和泉市立北田保育園増改築工事)	132
○ 日程第26	工事請負契約締結について(和泉市公共下水道和気小田幹線管布設工事)	134
○ 日程第27	工事請負契約締結について(和泉市公共下水道繁和幹線管布設工事)	134
○ 日程第28	工事請負契約締結について(旭第二団地6棟建設工事)	137
○ 日程第29	工事請負契約締結について(仮称)山手町団地4棟建設工事)	137
○ 日程第30	昭和61年度和泉市一般会計補正予算(第3号)	139
○ 日程第31	昭和61年度和泉市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	151

○ 日程第32 監査委員の選任について	156頁
○ 日程第33 公平委員会委員の選任について	158
○ 日程第34 固定資産評価審査委員会委員の選任について	159
○ 日程第35 人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて	162
○ 日程第36 和泉市選挙管理委員及び補充員の選挙について	164
○ 日程第37 郵便貯金やマル優など非課税貯蓄制度を存続し、小額貯蓄の現行利子非課税制度の継続を求める意見書	167
○ 日程第38 大型（新）間接税の導入に反対する意見書	168
○ 追加日程第1 議長辞職許可について	170
○ 追加日程第2 議長選挙について	171
○ （午後2時03分休憩、以後再会されず自然散会）	172

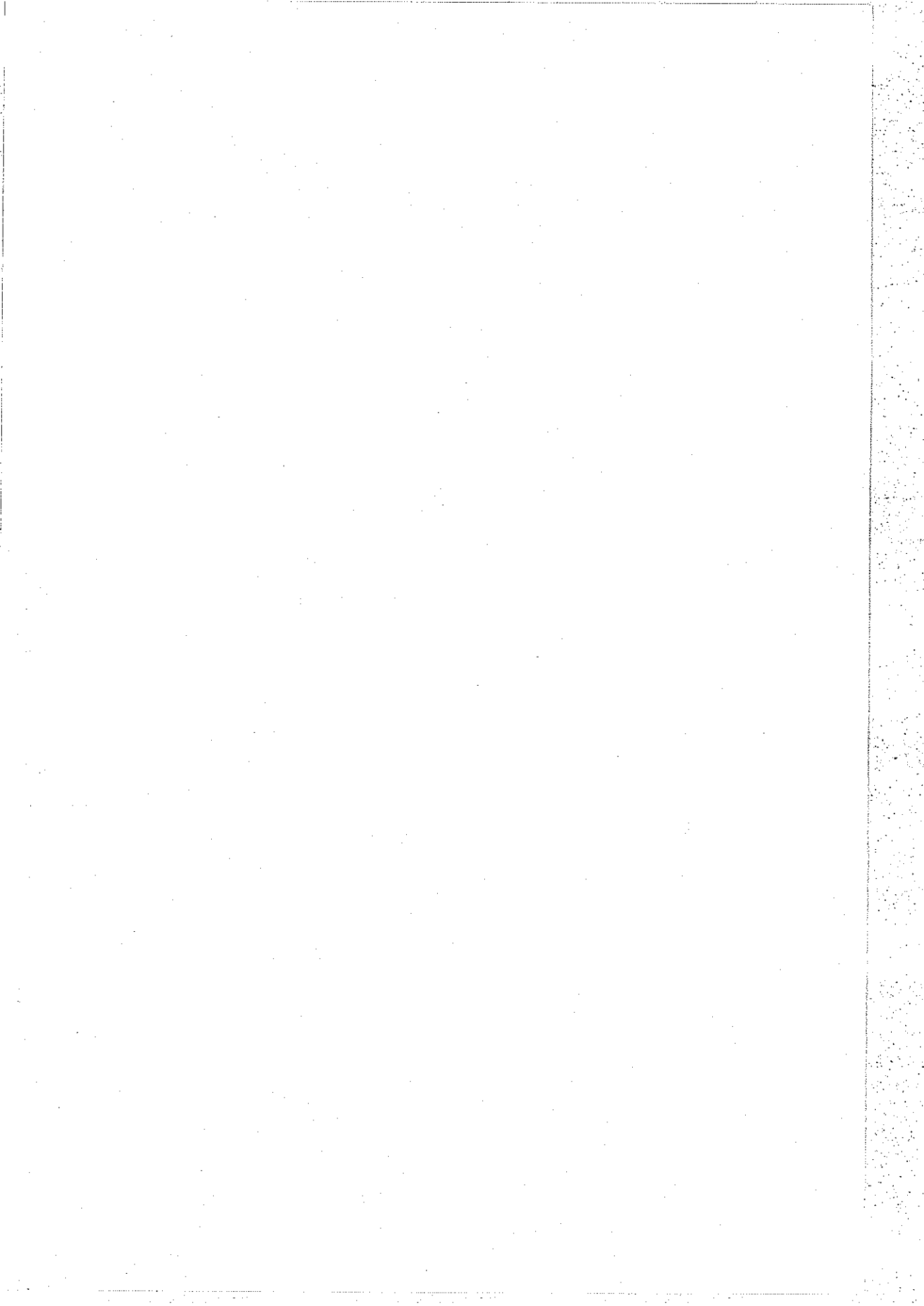
昭和61年10月3日（金曜日）～昭和61年10月15日（水曜日）まで自然休会

昭和61年10月16日（木曜日）最終日

○ 出席議員・欠席議員	173
○ 議員説明員、その他	174
○ 議事日程	175
○ 開会宣告（午前10時07分）	175
○ 日程第1 議長選挙について	176
○ 追加日程第1 副議長辞職許可について	178
○ 〃 日程第2 副議長選挙について	179
○ 〃 日程第3 常任委員会委員の辞任について	182
○ 〃 日程第4 議会運営委員会委員の辞任について	183
○ 〃 日程第5 特別委員会委員の辞任について	183
○ 〃 日程第6 常任委員会委員の選任について	184
○ 〃 日程第7 議会運営委員会委員の選任について	185
○ 〃 日程第8 特別委員会委員の選任について	185
○ 〃 日程第9 決算審査委員会委員の選任について	185
○ 〃 日程第10 泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	187
○ 〃 日程第11 泉北水道企業団議会議員の選挙について	188
○ 〃 日程第12 南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について	188
○ 〃 日程第13 監査委員の選任について	190

○ 市長閉会あいさつ	191頁
○ 議長閉会あいさつ	192
○ 閉会宣告(午後3時35分)	192

第 1 日





昭和61年9月30日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	飯坂楠次君	17番	西村慎太郎君
2番	奥村圭一郎君	18番	勝部津喜枝君
3番	田中昭一君	19番	原重樹君
6番	赤阪和見君	20番	坂口敏彦君
7番	藤原正通君	21番	若浜記久男君
8番	穴瀬克己君	22番	西口秀光君
9番	並河道雄君	23番	柳瀬美樹君
10番	竹内修一君	25番	大谷昌幸君
11番	仁井明君	26番	池辺秀夫君
12番	竹下義章君	27番	金谷衛君
13番	貝淵博治君	28番	出原平男君
15番	松尾孝明君	29番	田中包治君
16番	天堀博君		

欠席議員(1名)

5番	成田秀益君
----	-------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	同和对策部長	橘本昭夫	
助	役	坂口禮之助	同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田稔	
収	入	役	同和对策部次長兼総合調整課長事務取扱	向井洋	
市	長	公室長	杉本弘文	福祉事務所長	中川鉄也
市	長	公室理事	神藤恒治	福祉事務所次長	大宅清臣
市	長	公室企画室長	稲田順三	産業部長	松村吉堯
市	長	公室次長兼人事課長事務取扱	森利治	産業部理事	中上好美
秘	書	課長	井阪和充	市民生活部長	中西淳富
総	務	部長	麻生和義	市民生活部次長	原美助
総	務	部理事	大塚孝之	建設部長	浅井隆介
財	政	課長	阪豊光	建設部理事(開発担当)	兼子実

建設部次長兼 下水道課長事務取扱	山崎琢磨	用地担当参事 土地開発公社事務局長	中辻寿夫
都市整備部長	萩本啓介	教育委員長	堀内由延
都市整備部次長	三井義秋	教 育 長	西川喜久
改良事業部長	富田宏之	教 育 次 長	逢野博之
改良事業部次長	高三一行	管 理 部 次 長	鹿島賢昌
改良事業部次長	笠木恒忠	指 導 部 長	崎山 繁
改良事業部次長	堀 宏行	社会教育部長	青木孝之
病 院 長	竹林 淳	社会教育部理事	竹田明郎
病院事務局長	藤原光夫	社会教育部理事	明坂貞士
病院事務局次長	藤原清司	社会教育部次長	明坂文嘉
水 道 部 長	田中 稔	社会教育部次長	宮嶋忠雄
水道部理事	岩井益一	選挙管理委員事務局長	高橋正道
水道部次長	岸本孝二	選挙管理委員事務局長	農端小一
会 計 課 長	赤田儔信	監 査 委 員	久光喜多男
消 防 長	角谷泰夫	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	吉田陽三
消防本部次長	高宮武男	農業委員会会長	森口義忠
消防本部次長兼 総務課長事務取扱	一ノ瀬喜広	農業委員会事務局長	信田種行
用地担当理事 土地開発公社事務局長	佐原行雄		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
参 事	河原茂隆
主 幹	大中 保
係 長	佐土谷 茂一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和61年和泉市議会第3回定例会議事日程

(9月30日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

一般質問発言者及び発言の要旨(昭和61年9月第3回定例会)

発言順・議席番号・発言者・発言の要旨

① 7番 藤原正通 議員

1. 円高不況による地元零細企業に対する政策について
2. 市役所及び市立病院駐車場について
3. 町会連合会未加入の町会等について
4. 公園等施設管理について
5. 広報広聴の役割について

② 19番 原重樹 議員

1. 国保会計について
  - (1) 60年度決算見込について
  - (2) 国保料金の減免について
  - (3) その他
2. 同和問題について
  - (1) 地对協、基本問題検討部会報告書について
  - (2) 「部落解放基本法」制定の署名について
  - (3) 個人給付の問題について
  - (4) 解放会館使用問題について

③ 12番 竹内修一 議員

1. 部落財産の維持管理(立花池・手洗池)と文化財保護(貝吹山・黄金塚)

## 2. 社会福祉

- (1) 福祉会館と福祉基金
- (2) 障害者福祉タクシーの実施
- (3) 老人集会所の建設と維持管理

## 3. トリベール和泉関連

- (1) 市営墓地建設
- (2) ゴミ処理と余熱利用、温水プール建設
- (3) 学園誘地経過と進捗度
- (4) 62年度市職員採用予定（技術職造園、文化財保護）
- (5) 市関連機関と電送設備

## 4. 財 源

- (1) 62年度溜池処分収入と使途計画
- (2) 過去3ヶ年建設指導要綱による収入支出資料

### ④ 8番 穴 瀬 克 己 議員

#### 1. 教育行政について

- (1) 中学校暴力問題の実態について

#### 2. 和泉市総合計画について

- (1) 実施計画の進捗について

### ⑤ 18番 勝 部 津喜枝 議員

#### 1. 町づくりについて

- (1) 北信太駅前線に関して

- (2) その他

#### 2. 教育行政について

- (1) 教育委員会の活性化について

- (2) 条件整備について

#### 3. 福祉行政について

- (1) 徴収金問題に関して

- (2) その他

#### 4. 北信太無料自転車置場管理について

(午前10時00分開議)

- 議長(田中包治君) おはようございます。大変長らくお待ちいたしました。議員の皆さんには、公私何かとお忙しいところ多数御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数並びに欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは24名でございます。欠席届け出のある議員さんは成田議員さん、遅刻の届け出のある議員さんは坂口議員さんでございます。現在、24名でございます。

- 議長(田中包治君) ただいまの報告とおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより昭和61年第3回定例会を開催いたします。

○

- 議長(田中包治君) 本日の会議に出席を求めた者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

- 議長(田中包治君) ここで、市長のあいさつを願います。

(市長登壇、あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) おはようございます。本日、昭和61年度和泉市議会第3回定例会の開催に当たりまして一言、ごあいさつを申し上げます。

議員皆様方におかれましては、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げる次第であります。

本定例会におきまして御提案を申し上げます議案は、昭和61年度和泉市一般会計補正予算外14件、認定2件、諮問1件、監査報告15件でございます。議案の内容につきましては別途、御説明させていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして御議決、御承認を相賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本定例会では、議会の役員改選が行われるわけでございますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさついたします。どうかよろしくお願い申し上げます。

○

- 議長(田中包治君) 市長のあいさつが終わりました。それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、6番・赤阪和見君、7番・藤原正通君、8番・穴瀬克己君、以上、3名を指名いたします。

○ 議長（田中包治君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から10月17日までの18日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から10月17日までの18日間と決定いたします。

○ 議長（田中包治君） 日程第3「一般質問について」を行います。

最初に、7番・藤原正通君。

（7番・藤原正通君登壇）

○ 7番（藤原正通君） 通告順に従って、質問の要旨を説明させていただきます。理事者におかれましては、明確なる答弁をお願いいたします。

第1点目に、円高不況による地元零細企業に対する施策についてお尋ねをいたします。

貿易摩擦解消と、戦後40年、日本が真の国際国家と呼ばれる転機のために中曽根首相みずから選んだ円高の道であり、昨年9月23日に先進5カ国蔵相会議に参加した元竹下大蔵大臣が、世界経済における日本の役割を認識した上で円高推進の施策をはっきりと表明して以来、じわじわと円が上がる予定が急速な円高になったため、輸出を主としていた中小企業はさらに大損をするという深刻な結果となり、日本経済全体に円高は大きな打撃を与えております。

和泉市における地場産業も経営困難を訴え、生活費確保がやっとならぬと、税の納付など困難であると深刻に訴える方々が多くいるが、それにもかかわらず、軽率にも国の首相としてあるまじき知識水準発言という言動は、ダブル選挙で自民党が圧勝したならばこそ、国民のための政治に徹しきらなければならないにもかかわらず全くおごりの姿勢であり、その結果が横暴な差別発言として米国内で猛反発を巻き起こし、日本製品ボイコット、または「そんな人間がいるからアメリカは日本に原爆を投下したのだ」などと怒りを買っているが、全く何のための貿易摩擦や国際化のために国民を不況の苦しみに直面させてまでの円高政策であったのか。中小零細企業の方々が、不況で下手をすると首を吊りかねないほど苦しんでいるのを救済するどころか、まだ足を引っ張るようなものであり、中曽根首相を非難せざるを得ないと思います。

他市においても十分とはいえないまでも、府の緊急経営安定対策と連動した信用保証料を補助するなどの方法を取っているが、和泉市としては、どのような計画が思案されておられるのか、お聞かせを願いたい。また、不況のために市税徴収にいまのところ影響が出ていないかどうか。61年度市税収入総額111億8,000万円の調停額達成の見込みはあるのか。生活苦や倒産のためにどうしても税を納付できず困っておられる市民にどうして対処されるのか。差し押さえしてでも徴収していかれるのか、お考えをお答え願いたい。

2点目に、市役所及び市立病院駐車場についてお尋ねをいたします。

市役所駐車場は、いままでより広い駐車場が確保されており、現況でもいいと思うが、時間によっては車の駐車もできないこともあり、また、市立病院では現況は狭いため混雑がひどく、かなり土地確保に努力されているようではありますが、困難なようでもあります。そこで、市役所も病院も整備員を配置しているので、来庁、来院以外の不法駐車を締め出すためにも入り口でカードを渡し、用に行ったかの印を押すという方法を取り入れてはどうか、少しはましになると思うが、お考えをお答え願います。

3点目に、町会連合会未加入の町会等についてお尋ねをいたします。

未加入町会数41団体、2,760世帯とお聞きしておりますが、間違いございませんか。それぞれに事情もあり、理由もあることと思いますが、次の事柄をお尋ねいたします。(イ)として、町会連合会に加入しない理由は何なのか。市として適切な指導はしているのかどうか。(ロ)として、未加入町会であっても市民の日常生活に何ら不便がないそうではありますが、それに違いないかどうか。(ハ)として、広報は配布しているので、町会連合会加入の町会と平等に物事をお願いしているのかどうか。(ニ)として、平等にしているとするならば、次の点をお聞きいたします。赤十字募金、社協会員会費、社協基金、共同募金等の目標額と納入、受領金額を41団体別にお答え願います。

4点目に、公園等施設管理についてお尋ねいたします。

市が管理している公園数と町会等に委託している公園数及び児童遊園の数とそれぞれの委託料、委託した結果はどうなっているか、お答え願います。特にトイレであるが、市の管理する公園のトイレは清掃もよくされていて、市民も感じのよいトイレを使用できていると思うが、維持管理の上で特に苦勞や困る点をお聞かせください。国府校区の子供会より要望のあったみたち山のトイレの清掃がいまだになされていないが、なぜなのか。公衆道德の上からも、わが党の赤阪議員の方からもたびたび公園は特にであるが、全域の遊園地等についてまで要望がなされているが、できない理由は何か、財源なのか、それ以外に理由があるのか、明確なる答弁をお願いいたします。

5点目に、広報広聴の役割についてお尋ねをいたします。

住民にとって一番よい市役所とは何かといえば、文句を聞いてくれる役所に違いないでしょう。行政は住民のためこそある。されば、役所は虚心坦懐に住民の声に耳を傾けるべきではないでしょうか。そんなことをしていたら財政が何ほあってもたまるか、できないことを言うなと思われるであります。しかし、広報広聴とは、私が申し上げるまでもなく車の両輪であり、市民にとって必要なものであるが、現在の広報は、役所の伝達面が主になっているように思います。その点もっと市民の協力を求めなければならないことも多々ありますので、市民の要望、苦情をネタにした広報活動を重点に置く必要があると思うが、どう考えられますか。

広報編集の極意は、苦情こそ広報のネタであり、説得とは、受け手の持っているものを手がかりにするのが原則である。住民の不満こそ行政への関心と参加を呼び起こす火種である。この受け手の気持ちの中にある火種を手がかりに話を進める説得の自発こそコミュニケーションの公理であって、常に行政は、市民のためにあるものであるとの認識で「広報いずみ」の充実を図ってこそ、住民の理解と協力が得られるものと思いますが、公室長としてどのようにお考えなのか、明確なるお答えをお願いいたします。

以上、自席での再質問を留保いたしまして、質問要旨の説明を終わります。

- 議長（田中包治君） 理事者答弁。
- 産業部長（松村吉堯君） 御質問の第1点目の円高対策につきまして、産業部長松村よりお答え申し上げます。

御質問の中にごさいましたように、昨年9月、ニューヨークにおきまして先進5カ国蔵相会議がございました。いわゆる「G5」でございます。この中でドル高是正のための国際通貨問題について協議がなされました。これを契機といたしまして、非常なスピードで円高・ドル安基調と相なりました。当時、1ドル＝240円台で推移しておりました為替相場が、わずか1年足らずの間に150円台まで、額にして90円、率にして38%の高騰となったわけであり

ます。当然のことながら、輸出産業につきましては、こうした円高の中で非常に打撃を受けたわけでございますけれども、本市におきます綿スフ関係の繊維産業が約570軒、ことに真珠業界についても約120軒ございますが、この両方とも本市の地場、基幹産業であります。これらにつきましても当然、この円高によりまして輸出の打撃が深刻なものがございます。ことに全生産の70%を輸出に依存しております人造真珠につきましては、特に厳しい状態にあるわけでございます。お説のとおりでございます。

この対策といたしまして、国、府なりいろいろと対応いたしてございまして、それぞれの施



策につきましては、市の広報誌あるいは商工会報を用いまして、これら業界の方々にもこうした制度というものをお知らせしてまいったところでございます。しかし、何分にもことは国際通貨の貿易摩擦に起因する問題でございまして、個々の自治体では、有効かつ根本的な対策は見当たらないのが現状でございます。しかし一方、業界におきましては現在、国内需要の拡大ということをねらひまして、懸命に御努力をなさってございます。本市といたしましても、こうした業界の動きに即応いたしまして、何らかの助成措置を講じてまいりたいということで現在、企画いたしておる次第でございます。

具体的には、人造真珠業界におかれましてはこの10月24、25の両日、東京におきまして新製品の展示発表会、あるいは繊維業界におきましては、来年3月開催される国際見本市会場へも積極的に参加の準備をなさってございます。こうしたものにつきましては、本市も業界の動きに即応いたしまして、内需拡大という形の中で支援してまいりたい、かように考えてございます。他市におきましては、いろいろと金融面からの助成を行っているところもあるやに承知いたしてございますけれども、そうした内需拡大への線で助成してまいりたいということでございます。よろしく願ひいたします。

○ 7番(藤原正通君) 1つずつ済ましていきたいと思ひます。

ただいま御答弁いただいたわけでありまして、それぞれの形で内需拡大のためにということでも助成を考えているということなんですが、それはそれで結構だと思います。しかし一応、商工として現在、わが市に従業員を何名抱えている小企業がどれだけあるかという実態は把握されておられますか。和泉の地場産業は真珠だけではないと思ひます。

○ 産業部長(松村吉堯君) 先ほど答弁させていただきましたように、綿スフ関係が570軒、人造真珠関係につきましては120軒という数字を申し上げたわけでございます。お尋ねの零細企業の従業員数等のデータにつきましては現在、手元に持ち合わせてございませんので、後ほど、そうしたデータを提示したいと思ひますので、よろしく願ひしたいと思ひます。

○ 7番(藤原正通君) いま言い形で本当に地元の産業というものが衰退していきますと、どうしても市の活力は欠けてくるわけです。すべての都道府県でもって、地場産業の特色を強調した形での取り組みがなされております。したがって、小手先の融資あつせんなどというだけではなく、本当に和泉市そのものの将来にわたる基盤というものを考えていく場合、商工という立場は非常に重要じゃなからうかと思ひんです。

どういふことか、難しい議論をする必要はありませんが、やはり原理として、中央文化じゃなく周辺文化という立場で、いままで主力であったが、そういう主力のものだけではなく、不況に直面して衰退していく企業の中で、何らかの方向というものを見出していけることも示唆

していく必要はあると思います。努力なくしてよくなるわけではない。その点で商工として適切な融資あっせんという一連の業務だけではなく、真剣に地場産業にある程度アドバイスし、指導もできる体制を強化せざるを得ないのではないかと思います。ただ、織物とか真珠といった企業だけを考えるのではなく、和泉市そのものにある産業という、何年か前につくられたんでしょ、和泉市の業者の零細企業に至るまで一覧表というものはあるんでしょ。それがなされてないと和泉市そのものの商工業、零細企業の救済措置はできないと思う。その点、どうお考えですか。

○ 産業部長（松村吉堯君） お説のとおり、そうした名簿は数年前に製作し、現在、新たに製作するという事で編集をしている最中でございます。現在、市事業所統計等でこうした施策を進めさせていただいているのが現状でございます。

○ 7番（藤原正通君） 速やかに実態把握していただき、後で結構ですからお届けいただけますか。

○ 産業部長（松村吉堯君） はい。

○ 7番（藤原正通君） 本当にお考えいただきたいことは、このような不況はことしよりは来年、来年よりは再来年というふうに、年を追うごとに深刻になるんじゃないかと考えます。そうした中で地方自治として、産業は産業で放っておけ、ということではいかなない時代になってくるだろうと思います。だから、よその市においても、げたならげた専門にやっていたが、きょうび、着物を着る人が少ないのでいまは全然売れない。だから、サンダルをつくって成功したところがある。俗に「一村一品運動」と言いまして、特色のあるものをつくり出していくことが大事やと思います。

もっと話を飛躍すれば筋違いになるので申し上げたくないんですが、そのことを的確に裏づけているのが池田市政やと思います。コスモポリスもそうだと思います。何ほそんなことはいかんと言っても、地元産業として行き詰まってきたものはどうしようもない。だから、新しい活力を導入するために池田市長そのものの考えはすばらしいと思う。ただ、実現しなければならぬ。それを助けていくのが市のそれぞれの部署ですよ。そういう中で商工をやっておるのに、和泉市の零細企業の実態を把握されてないということではいけないと思います。余り言うたらいけませんので、これはこれでおいときます。

○ 議長（田中包治君） 次。

○ 納税課長（西岡政徳君） まず、円高不況の市税徴収の対応について、納税課の西岡がお答えいたします。

まず、円高不況の市税徴収への影響でございますが、今8月末の市税徴収率は今年の8月末

に比べ、税目によって多少のばらつきはございますが、若干、高い水準となっております。今9月を多少上回るとは確実でございますが、10月以降に円高不況の影響が出てきますと、予断を許さないのではないかと思います。納税課としましては、円高不況に苦しむ納税者の意向を十分にくみ取り、また一方では、他の納税者に対してかかる実情を十分に理解していただき、極力、徴収率の落ち込み等が起きないように努力いたす所存でございます。

続きまして、困っている市民への対処でございますが、円高不況の深刻化は直接市民からも聞きまして、その重大さは常々感じております。現在、納税計画についての相談を受けております。納税課としては、現下の経済情勢を十分踏まえまして納税者の相談の声も受け止めさせていただき、また、税法や市税徴収実態等も勘案いたしまして、両者が歩み寄る内容で納付計画を立てていただき、それに基づいて納付していただくように努めていただいております。

また、差し押えでございますが、これについては、すべての滞納者にやみくもに差し押さえする考えは持ってございません。納税について誠意をもって御相談くださる方々につきましては、その実情を十分配慮いたしまして納付計画を立てていただき、差し押さえ等については、極力後へ後へと回していく所存でございます。ただ中には、故意もしくは悪意で滞納されている方も若干ございますので、そういう方に対しては強く納付方をお願いし、聞き入れてもらえない場合は、差し押さえをしていく考えでございます。

以上でございます。

○ 議長（田中包治君） 次。

○ 総務課長（池辺 功君） 2点目の来客用駐車場管理問題について、総務課池辺から役所関係についてお答え申し上げます。

来客用駐車場の確保及び管理につきましては、私どもも従来から心を砕いているところでございまして、昭和50年に市庁舎敷地から職員の通勤用自動車をシャットアウトして有料化に踏み切ったのを初め、来客用駐車場確保のために、周辺用地の買収あるいは公用車駐車場用に民有地を借り上げるなどの諸方策を講じてきたところでございます。その結果、現在、来客用駐車スペースといたしましては、121台となっております。

一方、駐車場の管理につきましても、整備員を置くなどの措置を講じたほか、その改善に向けて現在も検討を進めているところでございます。御承知のとおり、駐車場がコミセン及び市民会館との共用になっている関係上、これらの施設で大きな工事や催しなどがありますと大変混雑し、来客に御迷惑をかけているのが実情でございます。

さて、御提言いただきました駐車券の発行制についてでございますが、従来から市役所に用事ののない人が駐車することのないように努めており、発見次第注意、指導し、場合によっては

警告ビラをガラスに張るなどしているわけでございますけれども、いまなお、さような人が後を絶たないのが現状でございます。この現状を打開する方法といたしましては、御提言いただきました駐車券発行制の導入は、まことに有効な方法であろうかと存じます。

しかしながら、地形的に見て、庁舎敷地が事実上、市役所前信号と裏の道路との通り抜けに利用されており、また、コミセン駐車場と玄関ロータリーとの間に里道があります関係上、庁舎敷地あるいは駐車場全体を囲うことは困難でございます。駐車場を個々に囲おうとすれば、整備員あるいはゲートを複数で置かなければならず、かなりの経費を要することとなります。また、コミセンや市民会館と共用している関係上、駐車券を交付すべき利用者をどのようにして特定するか。また、コミセンの開館時間が午後10時まででありますので、駐車場の閉鎖時刻をどうするか。さらに、市役所と市民との間の円滑なコミュニケーションを図る意味からも、駐車券制については、多々検討すべき点があるかと存じます。したがって、今後とも引き続き開かれた市役所というイメージがダウンしないよう心がけながら、来客用駐車場の確保及び適正な管理に努めてまいりたいと存じますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（田中包治君） 次。

○ 病院事務局次長（藤原清司君） 病院の駐車場につきまして病院事務局藤原よりお答え申し上げます。

来院者の駐車場につきましては、昨年、市議会の御議決を得まして、外来患者用の駐車場を拡張したところでございますが、何分にも1日700人余の来院者がございまして、自動車で通院される方々には、駐車場不足で御迷惑をおかけしているのが実態でございます。これらの対策といたしましては、駐車場確保のために病院周辺の土地所有者に対しまして協力を依頼しているところでございますけれども、農地を転用することにより税法上の問題等があり、これらに苦慮しているのが現状でございます。

また一方、現在利用している駐車場の管理につきましては、本館で28区画の駐車スペースがございまして、これには警備員を配置せず、緊急患者や夜間勤務者が利用しやすいように24時間開放してございます。また、新館駐車場につきましては、27区画と区画外で20台分を合わせ47台分を効率的に活用すべく警備員を配置いたしまして、車の誘導を行っているところでございます。

さて、御指摘の駐車場の管理方法でございますが、1点目といたしまして、外来患者以外の駐車についての対策でございますが、これは本館と同じく発見次第警告文書を車に張り付け、注意を促しているところでございます。これらにつきましては、今後も厳重に車のチェックを

行っていきたいと考えております。

2点目に、駐車場の管理につきましては、人による管理と機械による管理の二通りあるかと存じます。病院駐車場につきましては、本館と新館の2カ所に分離している関係上、集中管理に際しましては、警備員の複数化や機械化を図ることにより経済性の問題もございます。また病院という性格上、一部24時間解放しなければならないといういろいろな問題もございます。しかしながら、駐車場の絶対数が不足している中、今後、効率的な運営を図っていくよう、ただいま先生の御指摘がございましたことも踏まえまして、あらゆる角度から検討してまいりたいと存じますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

- 7番(藤原正通君) いま、御答弁いただいたとおりだと思っております。結局、駐車場の状態で困っているのは市の職員さんですよ。不法駐車を発見して注意したら、「市民の税金でやっている市役所がここに車を止めたらいかんというのは何事や」と逆に言われ、大変苦労していることもお聞きしております。私自身、単車で堺の市役所に用事があって行きますが、単車ですら入れてくれない。目的を聞いてカードをくれる。帰りには、行ったところのハンコをもらうてこない限り出してくれない。そんな真似をせよとは言いませんが、やはり管理する職員さんの苦労や負担を軽減するには、このような方法を考えたらどうですか、と言っています。それに整備員がおられるわけですよ。ただ「あっちゃ、こっちゃ」と言うだけでなく、もっと充実した形の方策を考えるべきではないか。その点をひとつ理解していただきたい。

何でもやろうと思ったらおカネは要りますよ。不必要なところに使い必要はありませんが、よりよい市民理解のためになるところには使うべきです。コミセンの問題当然じゃないですか。そんな時刻に本庁に来る人はいないやから、晩に使用する人は野放しということではないが、自由でいいんじゃないですか。ただ、時間帯の中で来られる人に対する駐車場が問題なんですよ。

病院もそうです。どうしても診療を受けるという目的があって来たが、止めるところがない。しょうがないから路上駐車したら張られてしもうて罰金を取られた。「こんなバカなことおまへんぜ」と言われる。本当に見てたら昼夜止めている車もあります。その点で通院される人に対しては、もう少し市民病院の駐車場についてはお考えいただけませんか、と言うてる市民がおられるわけですよ。整備員がいなかったらこんなことは言いません。わざわざおるんですからね。ただ「あっちへ置け。こっちゃ」と、そんなことだけで何ぼかかっているんか知りませんが、もったいないじゃないですか。そういうことをもっと考えていただきたい。

よけいなことですが、厚生病院委員会から伊勢の病院へも視察に行きました。いままで中心にあったが、市民の不足、苦情に耐えかねて山奥の方に引っ越した。広い緑豊かなスペースに何も文句は言わないが、ただ遠くなったというわけですよ。そんなことをせよ、と言うても、

和泉市はりっぱな市立病院があるんやから、いまさら山の方の安い土地に行くわけにもいかない。その点を考えたら、よりベターな形で物事を考えていってもらわんといけない。

また、こんなよけいなことも言いたくないが、いままで電報電話局に行って「ありがとうございます」と言う人はだれもいなかったが、最近は玄関に入るなり「いらっしゃいませ」、料金を払うと「ありがとうございます」と言うてくれます。地方行政もやはり官僚主義的な考えは絶対にいかん。もっと市民に開けた地方自治をするためには、やはり市民の立場になり、市民の意見を常に受け入れ、難しいところをよりよくするための施策を検討していただきたいと思います。この問題は、これで終わっておきます。

○ 議長（田中包治君） 次。

○ 広報広聴課長（着本善夫君） 3点目の町会連合会未加入の町会等についてのお尋ねに対しまして、広報広聴課長からお答え申し上げます。

、まず、未加入の団体が41団体あるが、間違いないか、というお尋ねですが、間違いございません。

それから、特に不便があるかないかという点でございしますが、特に取り上げて不便なことはございませんけれども、一応、地域整備等必要な行政については、個々の意見じゃなく、やはり町会等全体の意見をお聞きして整備している関係もございまして、町会組織を確立していただいた方が好ましいと考えております。

それから、3点目の広報を平等に配布しているか、ということでございしますが、これは平等に配布させていただいております。

未加入団体についてどのような考え方をしているか、という点でございしますが、基本的には、住民自治の振興を図る上からできるだけ早く加入をしていただきたいと思っております。そうしたお話し合いは、積極的にわれわれも自治振興の立場からも進めてまいりたいと存じております。ただ、新住民の方々につきましては、いまのところ、生活圏の範囲が定まっていななど、時間的な面を必要とする問題もかなりあると思いますので、これらにつきましても、徐々に解決できるものもあるかと思っております。

○ 議長（田中包治君） 次。

○ 福祉課長（池辺一三君） 赤十字募金並びに共同募金につきましては、福祉課池辺よりお答え申し上げます。

赤十字募金につきましては41団体中17団体、共同募金につきましては、41団体中6団体に依頼いたしまして協力をいただいております。現在の金銭的な資料につきましては持ち合わせておりませんので、御理解賜りたいと思います。

- 7番(藤原正通君) これは市に直接関係がないからということでお答えがないのだと思いますが、社協の会員会費とか社協基金については、どのように措置をしておられますか。

なお、従来の町会、自治会のあり方についての基本的な事柄がございませぬ、このことについてひとつお教えください。

- 広報広聴課長(着本善夫君) 従来の町会のあり方ということですが、町会連合会の中には、規約等も定めていただいております、市民の要望や意見を市理事者並びに市議会に連絡し、民意が市政に反映するように努力していただくとか、あるいは市の情報を私の方からお届けし、また、町会の方から私に地元のいろんな様子をお伝えしていただくという、連携を保っていくことを本来の目的とせずとお願いをしているところがございます。

会員数等につきましてはつかんでおりませぬので、よろしくお願いたします。

- 7番(藤原正通君) 私が申し上げた社協の会員会費とか基金については、どのようにお取り扱いおられますか。

- 福祉課長(池辺一三君) 現在のところ数字はつかんでございませぬ。申しわけございませぬ。

- 7番(藤原正通君) つかめたら、後でまた書類で出していただいたら結構かと思ひます。この問題は本当に真剣にお考えいただきたいんです。どういふことかと言ひますと、本来の町会のあり方というものは、役所の下請け機関ではないはずでせぬ。けれども、大阪府の方からいろいろと市に対して割当があるので、結成されている町会や自治会等に目標額を設定して御協力をお願いしているわけです。

私がお尋ねしているのは、最近、非常に問題になっておるからです。3年前はこういうことはなかったが、国会で法律ができ、地方の社会福祉協議会の充実という形で、各市で基金をつくらねばならないということが定まってから、この問題が大変になってきているんです。100%完納したところもあれば、どのように努力しようともいまだに完納できないところもある。既存の町会連合会に加入している町会すら四苦八苦しているんですよ。すべて平等公平の観点からいって、協力する町会には何でも言うけど。

ただ、誤解のないように言っておきますが、私は何も未加入の住民が悪いと言っているのではない。連合会に加入する、しないは住民の自由ですからね。従来の町会の目的は、市の下請け機関ではないはずで、自分たちの住む地域のコミュニティーを振興する、自分らの特色ある催しのために、町民を中心とした活動をするためにあるものです。しかるに、市は便宜上連合会組織なので依頼しているわけ。一方では平等を欠かさないために、連合会組織のないところまでも広報は配布しておられる。これが問題なんですよ。ただ、誤解のないように言っ

おきますが、配ってはいかんと書いてないが、そのときに配布手数料をなぜ直接広報から届け  
てあげなかったんですか。いまの町会連合会の校区に未加入町会の分までも届けさせるから問  
題になっている。本当に真剣に考えてください。各町会を訪ねてみてください。どのような思  
いでこの割り当てられた額を達成するために、どれだけいやな思いをしながら努力しておられ  
るか、こういう実態を把握していないということはいかんと思いますよ。

私は、こんな済んだことまで言いたくないが、昨年12月、町会活動の中で美化キャンペー  
ンの行事には、市は親切に保険を掛けてくれているのに、年末夜警をする人には掛けてない。  
年末夜警の人にも保険を掛けてくれ、と言うてくれへんか、ということでしたので、この本会  
議でお尋ねしたとき、「申し出のあるところは掛けております」という答弁があったが、全然  
違うじゃないですか。真剣に私の質問の内容をはっきり聞いて答えてくださいよ。社会福祉協  
議会の問題はどうなんですか。公平にするのであれば、ちゃんとせないかんのんじゃないか。  
その不満が出てるんですよ。

もっと具体的に言いならば、自治会長とか町会長はより変わりますよ。これはそうになってい  
るんやからしょうがないが、積極的に取り組んでくれる会長のときはいいが、いまから3年前  
にこのお知らせがあったが、何もせずに放っばり出していた会長があるんです。ことし出で  
きた会長がそういうことを申し渡されて、大変な思いをして集めておられます。ところが、連合  
会に加入していないところは、何もそんな苦労は何もしてない。こんなことでいいんですか。  
大きな不満を持っておられますよ。ますます和泉中央丘陵もでき新住民の方々が入ってこられ  
ますが、市として適切なアドバイスなりをしなければ、正直に物事をする者だけが損をしてい  
く、こういう言い方はいけないが、そういう印象を与えることはいかんのんと違いますが。御  
答弁願います。

- 福祉事務所長(中川鉄也君) 社会福祉協議会のこと ですので、福祉事務所の方からお答  
えさせていただきます。

社会福祉協議会の基金については、昭和59年7月の役員会の中で、町会連合会の御協力を  
いただいて基金を集めるというぐあいに決められたと記憶しております。先生が御指摘のとおり、  
町会連合会未加入の町会等については、この基金の徴収対象になっていないと私も理解い  
たしております。しかし、御指摘の問題もございまして、基本的には私も同感でございまして  
で、社会福祉協議会の役員会の中にこの問題を提起し、検討していただきたいということで進  
めていきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思っております。

- 7番(藤原正通君) いま、せっかく言うたことですので、昨年末のことは間違いでしたね。  
はっきりしておいてください。



- 広報広聴課長（着本善夫君） 大変答弁が舌足らずでございまして申しわけございません。昨年の夜警の保険の件でございしますが、これは大阪府防犯協議会が実施しております保険がございしますが、それに各校区あるいは班で加入していただいているということで、市からとか、あるいは警察からお世話して加入しているものではございません。私の言葉足らずで申しわけございません。そういうつもりでお答え申し上げたものでございます。
- 7番（藤原正通君） くどくど申し上げませんが、御答弁いただいたのは防犯活動の保険なんです。私がお尋ねしたのは、市民が参加してやる行事で美化キャンペーンは親切に保険を掛けてくれているのだから、年末夜警についても市に報告もするんやし、できれば、きょうびの物騒な時代やから保険を掛けてもらえるような形はできないか、ということでした。できなければ、できない理由を言うてくださればいいわけで、そのように説明もします。それを「申し出のある校区にはちゃんと入ってもらってます。申し出のない校区は掛けてません」という御答弁でしたので、問題ではないかと言ってる。これはこれで結構ですので、ひとつ私も言葉足らずな点もあるかもしれませんが、理事者もよく質問の趣旨を理解されて明確にお答えしていただきたいと思います。これはこれで終わります。
- 議長（田中包治君） 次の答弁。
- 公園課長（松林 保君） 4番目の公園等施設管理について、公園課松林よりお答えいたします。

現在、公園課で管理いたしております公園は107カ所、約53ヘクタールでございます。このうち宅地開発等で設置いたしました比較的小さな公園につきましては、地元の自治会などに管理をお願いいたしております。107カ所のうち、26の自治会に61カ所の公園管理をお願いいたしております。残りの黒鳥山公園など大規模公園46カ所につきましては、公園課において直接管理をいたしております。

管理をお願いいたしております内容は、公園の除草、清掃、遊具の点検等であります。また、公園管理につきましては、公園の規模によりまして委託料を定めてございます。500㎡以下の公園につきましては年間1万円、500㎡を超える場合、1㎡につき10円を加算いたしております。

また、公園に設置をしております便所につきましては、現在、黒鳥山公園など8カ所につきまして11カ所の便所を設置し、くみ取りについては、おおむね月1回指定業者に委託しております。清掃につきましては、公園課におきまして随時、巡回等週1回の定期的な清掃によりまして管理をいたしておりますが、心ない人たちのいたずらによりまして、便所の窓ガラスに石を投げて壊す、鏡を外して持ち帰る、便器に物を投げ込むなどがございしますが、公園課職員

による巡回を強化し、常に機能を損なわないよう管理いたしておるのが現状でございます。

また、みたち山遊園の便所につきましては、地元自治会の管理となっておりまして、数年前より使用不能となっておりますが、盆おどりであるからということで地元より清掃の要望がありましたので、公園課が業者に調査をさせましたが、清掃すら不可能ということでありました。今後の便所設置計画につきましては、まず、近隣公園以上の公園につきましては、大阪府の補助金を仰ぎながら設置していく計画でございますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

- 7番（藤原正通君） 公園課として大変努力されていることは私も認識しております。ただ問題は、清掃ができなくなったから清掃しないんだ、これではちよっともったいないような気がします。せっかくトイレがあるんですからね。昔ならシャクでくむからできたが、いまはバキュームですと取るからね。せやからといって、放つといたらなかなか市民の要望にはこたえられないわけです。どうい方法が一番ベターと考えておられますか、御答弁願います。
- 都市整備部長（萩本啓介君） ただいま公園課長より公園の施設管理につきまして現況を御報告申し上げた次第でございます。先生がお尋ねの特効薬と申しますか、そういうものは現実にはないわけでございます。私どもの方は、できるだけ管理体制を強化していきたいと思っておりますが、これも限度でございます。かねがね市民さんからいろいろな公園管理につきましては御協力をいただいておりますが、そういった市民の御協力がない限り、公園等の維持管理は十分に全うできないと考えております。
- 7番（藤原正通君） そのとおりなんですけど、そういう体制をどのようにしようとしているかです。市民さんの御協力を得ていくためには、どうい方法をとったら一番ベターだとお考えですか。
- 都市整備部長（萩本啓介君） かなり具体的な御質問で恐れ入ります。大きな問題といたしましては、たまたま昨年、30周年記念ということで黒鳥山にあいっただ第1回の植樹祭というイベントを打たせていただきました。ことしにつきましては現在、原課といたしましては、松尾寺公園におきまして第2回目の植樹祭を予定しております。1つは、こういった行事を打っていきたいと考えております。後、どうい形で市民さんに啓蒙させていただくか、広報広聴課とも十分お話し合いをいたしたいと思っております。いろいろ方策はございますが、いまは、そういうことを考えております。
- 7番（藤原正通君） 私がお尋ねしているのと趣旨が違うような感じがするんです。私の言うている意味合いをよく聞き分けて明確にお願いをいたします。いま、本当に原課で困っている状況は、いろいろやろうとするが、ガラスは割られるわ、電気は壊されるわという形でどう

しょうもないでしょう。だから、私が質問要旨で申しましたように、わが党の赤阪議員が、情報教育の上からもすべての公園にトイレをつくるべきや、つくるべきや、と言ってるのに、つくれない状況になっている。心ない市民が石を放り込むなどするから、むやみやたらにつくれないというのが現状やないですか。その現状をどのようにして市民に理解させようとお考えになっているか、ということをお尋ねしているんです。

- 都市整備部長（萩本啓介君） ちょっと私の理解の仕方が違いまして申しわけございません。私どもは従来、近隣公園においてすら便所の設置は不十分だと思っております。したがって今般、補正予算でもお願いしておりますように、少なくとも、近隣公園である小田池公園あるいは他の近隣公園で未設置のところにつきましても、近い将来、財政的な府の援助を受けながらつくっていきたいと思っております。一面、そういった財政的な面がございまして従来、不十分であったと思います。今後、設置いたしました便所につきましては、市民の協力を得て良好な環境で運営できるよう何とか努力してまいりたいという理解でございます。
- 7番（藤原正通君） この問題で最後にちょっと聞いておきますが、みたち山トイレについては当分、あのまま放置されるのか。それとも、一応は清掃し、石などを放り込まないよう地元町会にきちんと申し渡して清掃するのか、明確にお答えいただきたい。
- 児童課長（加久本良一君） みたち山児童遊園のことですので、児童課長からお答え申し上げます。

児童遊園とは、そもそも児童の情報教育とおっしゃっておりますように情操豊かな子供を育てるということで、交通安全等も守りながらその目的を達成するということで、市の方から、以前は補助を受けながら遊具などの設置に極力努めてまいりました。これにつきましては、町会を初め地元で有効利用のニーズというか、問題意識が高まりまして、土地の手当がついた後におきまして遊具設置の申し出がありまして、その補助を受けながら設置してきたという一定の経過がございます。その後、設置いたしました遊具につきましては、一定の管理をいたしております。

ただし、先生お尋ねの便所またはフェンスなど工作物・建造物につきましては、町会の方で設置願っております。みたち山児童遊園の場合は3年ほど前だったと思いますが、盆おどりの節に便所のくみ取り等について一応、児童遊園であるので、児童課を通じ環境整備課に依頼してくれ、という申し出がありまして、そういうお世話をした経過がございます。その後、管理面につきましては、町会さんの方に任せきりという状態は事実でございます。現在、ガラなどが入っておりますが、これにつきましては、また、町会長さんの方にその旨申し伝えませうけれども、ちょっと管理面につきましては先方の意向までお伺いしておりませんので、御容赦願いたいと思

います。

○ 7番(藤原正通君) はっきり言って、管理委託料を払っており、市の直接のものでないからできないということですか。市が独自で管理している公園の便所は非常にきれいやと仰いでしょ。地元で管理を委託して委託料を払ってる児童遊園などの掃除は、市ではできないということですか。

○ 児童課長(加久本良一君) 児童遊園の場合、いまでも申しあげましたように、土地は市の土地ではございませんので、原則的には、市の土地でない場合、一方的に建造物等の工事等は行わない。予算的な問題もございまして、そういう方針でやってきているのが現実でございます。そういうことでして、町会さんの方で便所等は設置されてきたという状況でございます。

○ 7番(藤原正通君) 市では、何ほ言うてきても絶対にみたち山のトイレの清掃はできないとおっしゃるんですな。

○ 児童課長(加久本良一君) 先ほどから申し上げておりますように、児童課といたしましては、便所の設置をいたしておりません。町会さんの依頼等が特にございました場合、公園課等と御相談いたしたいと思いますが、いまのところ、そういう申し出がございませんので、ひとつ御容赦願いたいと思います。

○ 7番(藤原正通君) 申し出がないとおっしゃるが、申し出があったんですよ。しかし、これはこれでおいときます。次の点でまた言わせてもらいます。

(議長退席、副議長着席)

○ 副議長(並河道雄君) 次の答弁。

○ 広報広聴課長(着本善夫君) 5点目の広報広聴の役割についてお答えいたします。

先生の御提言、本当にありがたく思っております。全くそのとおりでございます。広報と広聴活動は車の両輪のようなものでございまして、広報で市行政の実態を市民にお知らせするとともに、広聴活動の充実を図りまして、市民の声をくみ上げ市政に反映していく方向で、今後なお一層、職員一丸となりまして取り組んでまいりたいと思っております。市民のモラル向上につながるような広報づくりについても工夫をこらし、努力してまいる所存でございますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○ 7番(藤原正通君) 私の言う意味は、先ほどからのことに関連しているんですよ。いま、公園課の人も本当に苦勞しておられるのはわかってるんですよ。わかっていながら質問しなければならぬ苦しい立場なんです。「広報いずみ」といういい広報誌があります。だから、これからの市行政は縦割りだけのものの見方ではいけないんじゃないと思います。これは公園課や、児童課の立場もよくわかりますが、本当に市民に開かれた行政をやっていくためには、市

職員が一丸となって努力していき、広報広聴という認識が生まれてこなければ市民を説得することなどできませんよ。

600万円かけてりっぱなトイレをつくっていただいておりますが、心ない人によって鏡のガラスを割ったり盗んだり、とんでもないことをやっています。これはなぜかと考えた場合、やはり学校教育と違うのかな、と私も思いました。しかし、学校教育の場ですら、先生の目の前で学校が破壊されているのが現実なんです。だれの責任ですか、そんな子供がふえてきたのは。これはだれでもない、家庭教育にあるはずなんです。その家庭教育の充実、だれがするんですか。子供ではない、親なんです。その親を教育しようと思ったらどうしたらいいか。それこそ最大の広報広聴活動ではなからうかと思うんです。読む者も読まん者もおるかもしれません。しかし、市民にとって一番関心があることを話題に取り上げて掲載すれば、必ず目を通すはずですよ。

先ほどから申し上げましたように、今後の地方自治のあり方を真剣に考えていく場合、矛盾点が多々出てくるであろう。財源がないからあかん、あかんばかり言ったら、市民に開かれた市行政ではございません。できないことはできない。だが、なぜできないか。それはかくかくしかじかだと、トイレの問題もやはり情操教育の上に立つことが必要なんです。児童遊園は家の近くだから便所は要らんという、とんでもないことですよ。小さい女の子が恥ずかしい感覚もなくお尻をまくって道路の端でしている。大人なら恥ずかしくてできないでしょう。これが現実ですよ。だから、教育上からも、トイレはつくっていかなくてはならないと言ってる。ところが、つくったってみたち山の便所なんかひどいものです。その点ではっきり市民の要望はこうですが、行政もこうこう努力していますよ。しかし、市民もこういう努力をしなければできないですよ、と広報広聴活動を充実させていったならば、市民の心が開ける芽生えが必ず出てくると思います。

私は、何も一広報広聴課に質問しているんじゃないありません。市職員が一丸となって、いま、トイレの例を出しましたが、民活論議もされている時代ですから、和泉市行政はどこよりも一歩先んじて、「住んでよかった和泉市」と常に市長はおっしゃっておられますことを実現するためにはそういう努力が必要ではないか、と申し上げている。だから、ここで責任者の公室長はどうお考えか、とお尋ねしたわけですよ。よろしくお願いたします。

○ 市長公室長(杉本弘文君) 杉本からお答え申し上げます。

市と市民がそれぞれの立場で相協力し努力することによって、住みよい、明るい地域社会が実現されるものと存じます。そのためには、お説のように市民と市行政を結ぶ広報広聴活動の果たす役割は、非常に重要なものがあると考えております。御提言いただきましたとおり、広

報は単に行政の日程等を一時的に市民にお知らせするものでなく、市民に行政の内容について御理解いただくとともに、行政とともに市の発展に参加される判断材料を提供するのが、広報広聴のもう1つの使命であると考えております。単にお知らせだけに終わらない広報誌づくりに御提言いただきました点を十分踏まえ、いままでより以上に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。市民の声を行政に反映するという点から、広報並びに広聴業務の充実をさらに図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○ 7番(藤原正通君) 以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 副議長(並河道雄君) 次に、19番・原重樹君。

○ 19番(原重樹君) 通告に従いまして一般質問を行います。

まず最初に、国保会計についてでございますけれども、皆さんもすでに御存知のように、本年度より国保料金は大幅に値上げをされ、各家庭、特に低所得者の家庭にとっては、国保料金は大変な負担となっております。私は、この値上げが審議されました本年の第1回定例会で、この1番目にありますのと同様の60年度決算見込みについて質問させていただき、補正予算につきましても質問させていただきました。このとき私は、退職者医療制度に係る特別調整交付金6,500万円が少な過ぎる、こういうことを含めまして指摘をしましたが、何分にも3月議会というのは、全くの見込みでの論議でありました。しかしながら、現時点におきましては、すでに60年度会計は5月末で出納閉鎖されている段階でありますので、改めてこの質問をさせていただくわけですが、3月議会で説明されました基金をすべて使い果たし、なおかつ赤字が出るという予想はどうであったのか。また、先ほど申し上げました特別調整交付金はどうかであったのかも含めまして、60年度決算の概要をまず、御説明をいただきたいと思います。

次に、国保料金の減免についてですが、国保料金が値上げされ、ますます負担が重く家計に響いてます。いまこそ、真剣にこの国保料金減免について検討していく必要があると考えます。単に市長が認めたときだけでなく、はっきりとした客観的な減免規定、基準をつくる考えはないのかどうか、お伺いをいたします。同時に、60年度減免の件数、額を明らかにしていただきたいと思っております。これは政令減免以外の分です。また、同和減免についても、同様に件数と額をお願いいたします。

3つ目に、その他の部分ですけど、この部分につきまして1点だけお伺いしておきます。

助産費についてであります。現在、4月より10万円になってますが、これでも全国の状況から見れば低いと思いますが、端的に言いまして、もっと引き上げるべきだと考えますけれども、その考えはないのかどうか、お答えをお願いいたします。また、国の補助対象額は幾らまで

なのかも同時にお答えを願います。

次に、同和問題についてですが、政府総務庁の地域改善対策協議会の基本問題検討部会が本年8月5日、地対法期限切れを半年後に控えて現状分析や今後のあり方など、同和問題解決の方策について報告書が出されました。この報告書では、同特法以来国が2兆6,000億円を同和事業に充て、地方公共団体ではそれ以上を投入していると指摘もしております。地域改善対策研究所の調査では、国、地方合わせまして6兆8,000億円を超えるおカネが投入されたという数字も示されておりますが、こうした事業で改善が現在、相当進んでいるというのがこの報告書の指摘であります。

また、差別は拡大再生産されているという、こうした現状認識もきっぱり退けられております。さらに、今日における同和問題解決の阻害要因として、行政の主体性のなさ、同和を口実にした利権あさりなどエセ同和行為を挙げ、これらが続く限り、部落差別意識は残ると指摘をしております。さらに、同和問題解決のために、それを阻害している民間運動団体の確認糾弾行為の見直しの必要性も明確にしております。

この報告書の内容すべてをここで紹介するわけにはいきませんが、特に行政の果たす役割は重要であると考えております。しかしながら、本市のやっている同和行政は、いままでから共産党議員団が指摘してまいりましたように、また、この報告書が指摘するように、まさに誤った、間違った方向へ行っているとは私は考えております。まず、本市の実態も含めまして、この報告書に対する見解、感想、これを市長より御答弁をお願いしたいと思います。

2つ目の部落解放基本法制定の署名についてですが、すでに実行委員会がつくられまして1年以上経過すると記憶しておりますが、現在、これはどうなっているのか、署名の数はどの程度なのか、お答えをいただきたいと思っております。同時に、署名をしているこの部落解放基本法による市の見解も伺っておきたいと思っております。

今回、出されました報告書には、基本法の1つの特徴である差別に対する法規制について指摘をしております。これは大阪府が府民の反対意見を無視してつくりましたいわゆる興信所条例も含めまして、差別の法規制要求に対して政策論、法律論からも導入に反対の立場をとっているわけでありますけれども、こうした状況も踏まえまして基本法に対する市の考え方、見解を明確にお答えをお願いいたします。

3番目に、個人給付の問題についてです。去る9月16日に行われました同和对策特別委員会では、環境改善事業の資料が出されました。しかし、残事業計画は、改良住宅のみの計画という不十分なものでありましたけれども、それでも提出をいただいたわけですが、ところで、この個人給付問題では、特別委員会でも全く触れられておりませんでした、この機会に質問

をさせていただきます。まず、60年度決算見込みでは、個人給付総額は幾らなのか。2つ目には、地対協基本問題検討部会の報告書でも、所得制限の導入や運動団体任せの給付システムなどについて指摘されておりますが、今後、この個人給付問題をどうしていかうとしているのか、検討する考えはないのかどうか、お伺いをいたします。

最後に、解放会館の使用問題についてであります。この問題につきましては、事件発生以来、再三にわたりまして質問をさせていただきました。またその後、解放会館の運営委員会も開かれており、この運営委員会でも貸す方向で話が進んだというふうに聞いております。こうした経過からすれば当然、すでに解決を見ておらなければならぬ問題であるわけです。しかし先ほど申し上げましたように、9月16日の同和特別委員会の市長の答弁によりまして、いまだに全解連には使用を拒否しており、その理由も地元での話し合い、調整などという、まさに理由にもならない言いわけのみであります。議会や運営委員会も無視した不法、不当な市行政の措置であります。この問題をこのままお茶を濁し続け、ずるずると放っておくつもりなのかどうか。今後、どうするつもりなのかというお考えを明確に御答弁いただきたいと思っております。

質問は以上ですけれども、時間も早く終わりたいと思っておりますので、理事者の方々には明確な御答弁をお願いし、再質問の権利を留保して終わります。

(議長着席、副議長退席)

- 議長(田中包治君) それでは、理事者の答弁は午後をお願いしまして、ここでお昼のため13時まで休憩いたします。

(午前11時25分休憩)

(午後1時00分再開)

- 議長(田中包治君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。  
原議員の質問に対する答弁をお願いいたします。
- 市民生活部長(中西淳富君) 市民生活部長中西より第1点の国保会計につきましてお答えいたします。

まず、最初の60年度決算見込みでございますが、昭和60年度におきまして、御承知のように昭和59年度途中より退職者医療制度が実施されますとともに、この意味合いにおきまして、国庫負担率が40%から30.8%に大幅に削減されました。しかし、被保険者数と国の見込み違いがございまして、全国トータルで2,080億円、和泉市では6億円の財政負担増となったものでございます。このため国保中央会を中心に全国知事会、全国都道府県議会議長会等関係11団体で厚生省その他関係団体へ財源補填の要請活動を行ってまいりましたのでござい



す。その結果、1,367億円が補正されたわけですが、その配分方法も定かでない中、確実な額として6,500万円を見込んでおりましたところ、影響額補填として1億6,300万円の交付を受け、また、赤字補填として8,300万円の特別交付金の交付を受けたものでございます。

次に、医療費でございますが、当初予算で伸び率3.54%を計上いたしておりましたが、その後、大幅な伸びとなりまして、前年度に比べまして9.18%の増で、保険者負担額は35億8,440万3,000円となっております。

以上の結果、昭和60年度の国保会計は、歳入合計55億4,720万円、歳出合計55億2,750万円、差し引き1,970万円の黒字となる見込みでございます。しかし、財政調整基金より2億376万5,000円を取り崩していることや、老人保健拠出金の後年度精算額といたしまして、約1億700万円を昭和62年度において支出しなければならないこと等を加味いたしますと、昭和60年度の実質単年度収支は、2億4,200万円余の赤字となっております。今後とも財政の健全化に向けて鋭意努力をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、国保料の減免についてお答えをいたしたいと存じます。

国民健康保険は、制度発足当初より財政形態そのものが脆弱であるということから国庫補助金等の導入が図られ、加えて個人を対象とした保険料の軽減措置が講じられております。これは国民皆保険制度として、所得、収入の有無にかかわらず強制加入となったことに対する国の補助制度でございます。

以上のように国民健康保険加入者への医療費に対する補助制度を初め、個人に対する支出軽減制度もございますが、なおかつ、救済できない特別な事情にある者につきましては、本市条例の規定に基づき、軽減をいたしておるところでございます。一律減免につきましては国の軽減措置に委ねるといたしましても、議員さんが御指摘の減免につきましては、各市の実情はケースバイケースですべて異なっておりますので、実態調査を踏まえ、現行規定を有効に活用してまいり所存でございますので、よろしく御理解を賜りたく存じます。

なお、減免額、件数でございますが、60年度同和減免につきましては667件、4,120万6,385円、一般分といたしまして54件、397万528円でございます。

その他の助産費につきましてお答えいたします。

助産費の増額でございますが、これにつきましては議会にお諮りいたしまして、本年度より8万円から10万円に引き上げさせていただいてございますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、国庫補助対象限度額につきましては13万円でございます。よろしくお願いをいたします。

- 19番(原 重樹君) 最初の国保の方からお願いしたいと思います。わかりにくい点がちょっとありましたのでお答え願いたいんですが、まず、決算状況のことで確かめておきたい。基金は2億余取り崩したということですが、3月議会で補正予算を組んだとき、いわゆる2億余という額は、3月最終補正のときには、すでに基金から取り崩しておつたと記憶しているんです。残りが1億3,000~1億4,000万円あったと思いますが、その分を取り崩すように補正予算を組んだというふうに記憶してるんです。それを取り崩してないということなのか。いま、基金は幾らあるのかというのが第1点。

それから、減免問題では、一般分で54件、397万円とおっしゃいましたが、この54件というのは、要するに受け入れた数だと思ひますよ。申請の数はどのくらいあるのかという点を先にお聞かせ願いたいと思います。

- 市民生活部次長(原 美助君) 基金の取り崩しの件でございますが、当初予算で2億1,004万3,000円計上させていただき、さらに、9月補正におきまして1,657万2,000円を補正させていただいたわけでございますが、実際に支出させていただいたのは272万2,300円ということでございます。基金の現在額でございますが、利息も含めまして1億4,486万8,929円でございます。

なお、減免件数のことでございますが、一応、窓口で所得の有無はすぐ把握できますので、それに基づきまして、その所得内容によって事前にお断りしているわけでございます。一人受け付けたものでも一部、そういう団体の中であつたわけでございますが、その分は棄却ということになってございます。その他の分につきましてはすべて一応受け付け、何らかの減免措置をとってございます。

以上でございます。

- 19番(原 重樹君) まず、60年度の決算のことですが、前にも言いましたように、特別調整交付金6,500万円の見込みが1億6,300万円入つたということです。3月議会のときにも影響額が退職者医療制度云々も含めまして2億8,000万円ある、という答弁もいただいております。全国的に言えば、2,080億円の3分の2はもらえると主張しましたし、加入数からしても、他の例も挙げながら全国平均の1000分の1はもらえるはずだと主張したと思います。その点では、1億6,300万円入つたということですから、私の主張が正しかったのか、皆さんが努力されたのかとなるわけです。そして、赤字補填として8,300万円入っているということで、確かに財政的に言えば、3月議会で基金を取り崩すべく補正予算を組んだ

けれども、結局、基金を取り崩すことなく、約1,970万円の黒字が出たという会計になると思うんです。その点では、財源確保に御苦労されたこともあるでしょうし、積極的に評価をしたいと思うんです。

ただし、問題なのは、こうなると3月議会で値上げが審議されたときの内容とは全く違うということなんです。61年度の値上げが審議されたときには、基金を取り崩して補正予算をつかった。基金を全部食いつぶしても、なおかつ赤字が出るから大変だということで値上げをされたわけです。この点では現在、出納閉鎖され決算が明らかになった現状の中で、これは値上げ問題を含めてを見直すべきだと思うんですよ。まして今回の値上げは、最高の29万円ですか、来年度まで含めての分ですから、こういう見込み違いの決算が出たということで、当時の値上げの論議をもう一度振り出しに戻す必要があると思います、その辺でのお考えをひとつは伺っておきたいと思います。

それから、減免のことですけれども、いまの説明では、「何とかまけてもらわれへんか」と窓口に来たとき、コンピューターで全部出ますから、その人の所得を見て「いや、あなたはこれだけ取得があるからだめですよ」とか話をしてるんでしょうけれども、これではあかんと思うんです。いまの条例では「市長が認めるとき」となってますが、いろいろ聞きますと、それぞれの職員さんの判断によって変わる可能性があるということで、内規をつくって対応されているということだと聞いてます。そこで、1点聞いておきたいのは、もちろん、複数の職員さんが対応して「あなたの所得ではだめですよ」とかやるわけでしょうが、そのときの内規はまさに抽象的なものでなく、所得は幾らまでという、だれが見ても客観的なものを基準にしてあると思いますが、この点を確認したい。逆に客観的でないと職員さん自身も困りますからね。

それから、助産費につきましては、確かに今年度は8万円から10万円に値上げされました。一面、8万円から10万円に上げたから、という発想もあると思いますが、私は、なぜこんなことを言うかという、せめて全国平均ぐらいというのが私の主張なんです。私が調査したところでは、58年度の和泉市がやっと8万円になったときの資料ですが、いわゆる国保会計を授けている全国3,440市町村のうち、8万円以下のランクが404しかなかった。2,915という圧倒的多数の9割近くの団体がすでに10万円になっていたのです。特に最近、国保会計が大変だということで多くの市町村が値上げされている年ですから当然、もっと上がっていると思うんです。

さらに先ほど聞きましたら、国の補助、いわゆる限度額が13万円というお答えもいただきました。つまり国もそこまでは補助してもいいという1つの目安だと思います。13万円が高いか安いかは別の議論としてね。和泉市はそこまでもいってない。全国の9割以上が和泉市よ

りも相当高くなっているのが58年度の資料でわかるわけですし、せめて全国平均にすべきだというのが私の主張なんです。本年度8万円から10万円に上げたというだけはすまないと思いますので、全国平均とのからみから言ってお考えをお聞かせ願いたい。

以上3点。

- 市民生活部次長（原 美助君） まず、第1点目の見通しが狂ったのではないか、という御質問でございます。結果的には、財政的には見通しが狂ったということが言えるのではないかと思います。ただし、ちょっと説明させていただきますが、61年度の保険料の改正内容は、基金取り崩し分約3億5,000万円、予算編成当時の赤字見込み額が約2,000万円、それに医療費の増額分といたしまして1億円、計4億7,000万円の歳入不足が生じていたということで改正をお願いしたところでございます。しかし、国保会計におきまして、繰入金5,000万円の増額を条件に改正案は1億円の減額修正となったものでございます。結果的には、4億2,000万円の財源が確保できた形となっております。

議員さんが御指摘の件でございますが、60年度の決算内容からいたしますと、老人保健拠出金の後年度精算分を除いた実質赤字額は約1億3,500万円でございます。それに退職者に係る影響額の補填分といたしまして約3億円でございます。この3億円が61年度から補填されなくなると、先ほど申し上げました実質赤字1億3,500万円、それに加えることの3億円、これらが61年度の財源としてどうしても必要となってまいりますので、その点ひとつ御理解を賜りたいと思います。

また、内規の基準でございますが、これはいままでも再々御指摘をいただきまして、同じような答弁ばかりさせていただき恐縮でございますが、何を申し上げましても、国保財政が苦しい折でございます。われわれといたしましても前回にも申し上げましたように、できるだけ実情を踏まえ、減免枠を拡大していくことを基本的に考えておりますので、どうかひとつ特によろしく御理解を賜りたいと思います。

また、助産費の件でございますが、全国平均では、9割ぐらいが13万円になっているという御指摘でございます。そのとおりでございますが、これはおしかりを受けるかもしれませんが、保険料賦課最高限度額にいたしましても全国的に見た場合、約90%近い団体が37万円という形にもなっております。大阪府下は、平均して限度額も含めましてそういう部分も低い形になっておりますが、今後、そういうことはさておきまして、できるだけ全国平均に近づけるよう努力いたしますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

- 19番（原 重樹君） 最初に国保会計の問題として言うてますので、非常にわかりにくい点もあると思うんです。基金が1億4,000万円ほどあり、2,000万円ほどの黒字が出た。

つまり、1億6,000万円の財源があるということなんですけど、そこでいろいろ理由をつけておられます。後年度負担として2年後に老人保健法がらみで負担する分がある、あるいは退職者医療制度は60年度で補助してもらったが、61年度はなかなかそうはいかんという言い方をされています。

まず、老人保健のからみの後年度負担のことで言いますと、それなら60年度は、58年度の分として何は払ったのか聞きたい。だから、あなた方の言うてるのはずるいんですよ。つまり、60年度で黒字になったが、これは2年後の62年度に払わなあかん。しかし、60年度会計は、58年度の分を払った上にこういう1億6,000万円残っているわけですから、多少の額の入れ違いはあるとしても、話としてはどちらか一方にしてもらわんとその主張はあかんと思う。

もう1つ、退職者医療制度に係る分で61年度はなかなかもらえなくなっている、と言われました。確かにそうなんです。国の制度からしたら、それはあかんと思いますよ。ただし、そういう議論は別としても、この値上げのときにあなた方はどういう資料を出しているかという、全国的に61年度は230億円だから、和泉市には2,300万円を出しているんです。それを含めて計算した上で値上げが審議されているんです。そういうことをいまさら言ってもだめですわ。数字上でごまかされてしまう。後年度がどうやとか、医療費の負担というだけではあかんと思うんです。実際に運協に諮問したとき、そんな話は一つもしていない。つまり、基金を取り崩しても赤字で大変やということで諮ってると思うんです。私は運協のメンバーじゃないが、議会もそうであった。そういうことで値上げを決めてきたものだから、いま、60年度会計で財源が大きく残ったことから見れば、この値上げに対して再検討が必要ではないかということをお私主張してらんです。

もう一つ言えば、8月議会で例の6,500万円の件で質問しました。私は、もっと入ると言ったが、実際にそうだった。こういう素人の私でさえ言えたわけですよ。担当者の理事者が予想できないはずがないんです。だから、あのときの答弁でも最終額を見積もって聞いていったら結局そうだった。その辺で運協とかで聞いていって初めて出るが、最初からそうは言ってないと思う。だから、どうしても当時、審議した運協の方々や議会も納得できないというのが本音だと思っんです。これは再検討すべきですよ。あるいはまた、減免のことで言うてますけれども、還元方法はいろいろありますわね。明確な減免制度をつくり、本当に苦しい人たちを救済するような還元方法など、いろいろと考えられるべきです。その辺について、言いわけ的な数字上の話だけではなく、考え方を助役さんなり市長からはっきりとお答えいただきたいと思っています。

○ 助役（坂口禮之助君） 私からお答え申し上げたいと思います。

いろいろ御議論をいただいております。確かに昭和60年度決算見込みにつきましては、実質的に2億数千万円の赤字になっておるわけでございますけれども、60年度における形式収支といたしましては、1,970万円の黒字になったということでございます。3月補正の段階でいろいろ御議論いただきましたが、われわれといたしましてもその当時、いわゆる退職者医療制度に伴います国の補填がどの程度されるかについて随分大阪府当局等と議論し、見込み額をはじき出してまいったのでございますけれども、当時としては、いわゆる6,500万円程度しか確実なものは見込めないというのが、事務サイドでの結論でございました。その後、非常に担当部課長を中心として府当局とも折衝に折衝を重ねてきた結果、退職者医療制度に伴う補填策につきましては、1億6,300万円をいただきました。それでもなお赤字になるんだということを力説し、8,300万円を赤字補填の特別交付金としていただいたわけでございます。

私たち自身も非常に国保会計に伴う国の財政援助の内容につきましては、非常に不安定な要素があるということを当時もしみじみ思ったわけでございますが、そうした形で何とか60年度決算が形式上1,970万円の黒字となりました。しかし、こういうことが61年度、さらに62年度も同じような形で収支バランスが保てるかどうかにつきましては、先ほども申し上げましたように、そうした補助制度の基本というものに不安定、不確実な点がございまして、61年度以降の国保自体の運営につきましても、かなりの問題点を含んでいると思っておるわけなんです。

しかし、国保会計が好転してまいりましたならば、御指摘がございましたように、それに対する減免範囲の問題とか、あるいは助産費の引き上げという形で、被保険者の方々に還元していく方途も基本的には考えてまいりたい、かように存じます。ただ、現時点では、助産費についても13万円の国の補助基準になってございますが、阪南各市でも13万円まで引き上げているのは3市だけでございまして、大阪府下全体としての平均は、本市が本年度から引き上げをいたしました10万円程度が大半を占めていると存じておるわけでございます。61年度の国保会計の運営の内容もつぶさに検討しながら、そうした面でも今後、積極的に検討を加えていきたい、かよう御理解賜りたいと存じます。

○ 19番（原 重樹君） ちょっと前後しますが、助産費につきましては、先ほどの次長の答弁とえらい違い。13万円以上いっているところが9割以上という話でしたね。

○ 助役（坂口禮之助君） それは全国レベルのことです。

○ 19番（原 重樹君） 大阪は非常に遅れていると思うんです。せめて全国に見合ったもの

にせないかんとということですが、それは、それでおいときます。

時間の関係もありますので意見だけにしておきますが、60年度は、基金の取り崩しということでも実質2億数千万円の赤字ということはわかるんです。しかし、私が問題にしているのは、そういうことも一切含めた形で3月議会では値上げが審議されたわけですから、全然関係がないと思う。結局、助役さんが言われたように、国の方が改悪その他も含めて指導してきますから、非常に圧力が強いということで不安定要素というのは、その辺ではわかるんです。ただ、こういう数字だけ見たら、そういう不安定要素の中でも和泉市は、基金を取り崩しながらでもよりやっているという見方もできないことはないと思う。

ただし、全体を見れば、これは助役さんもよく聞いておいてほしいんですが、負担はすべて市民にかかっていくわけです。前回の値上げはたしか57年度か58年度だったと思いますが、大変だ、大変だ、ということで値上げしながら、会計決算をしてみたら3億円余の黒字が出たんです。そして、基金をつくった。そして、また基金を取り崩しても大変だということでやってきたが、60年度決算を見たら、基金は1億4,000万円余ってるというよりは、あるわけでしょう。その一方で、大変だと言いながら、先に値上げはきっちりやっている状況なんです。

この流れをずっと見れば、これはまさしく市民負担の先取り、先取りです。市民負担を多くしながら先取りをしてうまくやるとはしか言いようがない。これでは市民はたまったものではないと思う。だからこそ、市民に対して還元すべきだと言ってます。途中でも言いましたように、今回の値上げを撤回するか、あるいは減免制度をきちんと考えるなり、公表するなり、その辺で還元すべきである。助役さんは「基本的に」とおっしゃったが、やはり早急にやっていただきたいと思います。ましてや、助産費のようなものは、それほどおカネのかかるものではありません。その辺では、早く全国平均に引き上げていただくのは当然だと思います。後は聞いても水掛け論になると思うので、要望だけにしておきます。

○ 議長（田中包治君） 次の答弁。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） 第2点の同和問題につきまして、同和対策部長橋本からお答え申し上げたいと存じます。

まず、第1点の8月5日に地対協の基本問題検討部会から出された報告書の評価の件でございます。昭和40年に同和対策審議会から内閣に対して答申が出されまして、その以後、44年に同和対策事業特別措置法が制定され、3年延長を含め57年に現行の地域改善対策特別措置法が制定され、来年3月末で失効するという事態でございます。

私どもは、全国市長会あるいはまた都道府県知事会等とも連携をいたしまして、この期限切

れをめぐりまして新たな法的措置を総務庁並びに関係省庁に求めてまいりました。その骨子がかようなものでございます。いわゆる総合的施策を確立する根拠となる基本的法律の制定をぜひ実現されたいということで、1つは、同和問題の早期解決は国の責務であることを明確にしていきたいということ。2番目には、今後必要とする事業を推進するため、地方公共団体の負担の軽減を図ること。3番目として、産業、職業、教育、福祉等の各分野の施策の充実を図ること。いわゆるソフト部分の充実を求めたものでございます。さらにまた、啓発活動の強化を図ること。最後に、人権擁護活動の強化を図るとともに、悪質な差別行為に対する法的措置並びに差別行為による人権の救済措置を講じること――。

以上のような骨子で地方自治体が全国規模で総務庁等関係省庁に要請してまいりました。したがって、本年1月に設置されました検討部会で13回の会議の結果、8月5日に出された報告につきましては、率直に言いまして、私ども公共団体にとりましては遺憾でございます。

と申しますのは、なぜ冒頭に国の責任を明らかにすることを申しましたかといえますと、年々、地方行政の方が国の各省庁にいろいろ要請をしてまいりましたが、財政措置を含めて非常に国の責任をあいまいにしようという姿勢が伺えたわけでございます。したがって今後、いわゆる団体審答申の第3条にございますように、部落差別が現存する限り同和行政は進めなければいけないという同対審答申の中身にに基づきますと、私どもはあえて今回、国の責任を追求しているわけであります。その点で、今回の中間報告ははなはだ私どもにとって遺憾であります。

なおかつ、そういう中で先ほども申し上げましたように、ちらちらと国の責任を回避する（と言うと言葉は悪うございますが）、私どものひがみかもしれませんが、そのために一定の路線があるかのように、あと数年で、あるいは直ちにというようなことを含めて、結論をどこかに持っていて中間報告をおまとめになられたように存じております。委員さんは学識経験者で構成され、行政側は総務庁の事務次官でございますから、それなりに現場の地方行政の本当の立場に対する御理解が不十分ではなかったかと残念であります。後、いろんな御議論があらうかと思いますが、私どもは、先ほど申し上げました今後の総合的な法的措置を求めまして、さらに部会の報告を十分に吟味いたしまして、全国市長会なり大阪府市長会の組織を通じて総務庁に考え方を申し述べたいと考えております。

それから、次の署名に係る問題でございますが、昨年、本市議会で部落解放基本法の要望決議をしていただきました。それ以降、本市におきましても基本法制定推進本部あるいはまた関係団体の御協力によりまして地域実行委員会を設置いたしました。その活動の一環といたしまして、大阪実行委員会の署名活動に積極的に協力をしてまいったわけでございます。本市の現在までの署名数は、5,780人の方々からいただいております。ちなみに、大阪段階で現在、



85万人の目標に対して73%の62万3,000人の方々の署名を9月19日現在で集約されております。

合わせまして、大阪府の部落差別事象に係る調査等の規制に関する条例等が報告書の中に書かれているということを含めて、最終的に刑罰を科す内容となっている。そういうことから、差別を刑罰で処することは、今回の報告書の中では問題があるというふうに考えられる、と述べられることからみまして、この署名運動をどうするのか、という御議論でございましたが、私どもは、この報告書はそれなりに読ませていただいております。それで、いわゆる規制等に関する条例につきましては、1つは、例として挙げられているのではないかと。ここにございますように、この条例では、興信所の行方同和地区出身者であるか否かに関する身元調査活動については、自主規制、行政処分を前提とし、そして、行政処分に違反した悪質な者に対しては、最終的に刑罰を科するという内容で、あくまでも自主規制を目標としている条例であります。確かにこの条例の中身は、最終的には刑罰でございますが、そこを短絡的にここで御議論がされているのではないかと、そういう心配をしております。しかしながら、本来的に法律による規制によって部落差別を解決することよりも、まず、啓発活動、教育が前提であります。それを大事にいたしたいと考えております。

それから、第8点の個人給付問題ですが、昭和60年度の実績ですが、さまざまな施策がありますので大きく分類いたしまして、技能習得関係が753万8,840円、医療保健対策といたしまして3,140万9,375円、老人、障害者、母子家庭、生保家庭などいわゆる社会的弱者の方々の生活対策6,425万9,420円、教育、保育の奨励対策といたしまして4,557万6,035円、合計1億4,878万3,670円でございます。これに対する府の補助金として歳入を見込んでおりますのが1,711万1,462円、約11.5%でございます。

なお、御指摘に関連して個人給付の事業を今後、どのようにしようと考えているのか、ということでございますが、以前からお答えしていることとも関連いたしますが、府の同和対策審議会総合部会においても現在、19事業についてそれぞれの立場で検討されております。したがって、私どももこの19事業についての結論を遵守してまいりたいと考えます。

なお、府同促におきましても現在、同和事業の点検総括小委員会において、いわゆる地元の問題としても内容の点検をしていることを合わせて御報告だけさせていただきます。

以上、3点についてお答えいたしました。

- 議長（田中包治君） 次の答弁。
- 同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱（生田 稔君） 4点目の今後、解放総合センター使用問題についてどうしていくのか、ということにつきまして、解放総合センター所

長生田からお答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、去る5月28日の運営委員会におきまして、使用を認めていく旨の使用基準の再確認がされたわけでございます。その中でこの問題につきましては、団体間の問題であるので双方の理解を深め、お互いに問題を起こすことのないように、という意見がありました。その後去る6月9日、団体同士の話し合いが持たれたわけでございます。その結果、双方ともお互いにいい町づくりをしていくための理解が深まりました。したがって、その中でより理解を深めていくための具体論につきましては、次回に話し合いをしていくということで当日は終わりました。

こういった中身を私どもは受けまして、今後、御質問のどうしていくか、につきましては、誠心誠意、早急に次回の話し合いを設定させていただくということで努力してまいりたいと存じますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げたいと存じます。

- 19番(原 重樹君) 具体的な点に入る前に、私は市長に感想を、と言いました。事務局としての報告書、見解に対する意見、感想はいまの御答弁で聞きましたので、市長さんの感想も事務局と全く同じであると理解しているのかどうか、最初に聞いておきたい。
- 市長(池田忠雄君) 地対協の基本問題検討部会の報告書につきましていろいろお尋ねがありました。いま、同対部長からお答えいたしましたとおりでございます。私は、同和問題の根源は、政治的に「上見て暮らすな、下見て暮らせ」という徳川幕政以来数百年の歴史的な財産であると思っております。したがって、これを解決するのは、国家的な責任が一番だと存じております。それに対して地方自治体が協力をし、あるいは差別はいけぬ、民主主義に反するということで国民的課題とされている中、同対審答申が出され、そして、環境改善整備事業から現在の地対法へと十数年の経過があるわけです。

なるほど検討部会の御指摘のとおり、差別の根源である劣悪な環境が一定の改善がなされ、成果をおさめてきたことは事実であります。しかしながら、いまなお残事業があります。特に全国で有数な対象地区を抱える本市として、あと数年を要する事業が残っております。また、差別はないと言いつつ、いまなお心理的な差別が厳然として随所に現れている事実、これらをながめるとき、私は、これらの歴史的所産である日本国家の責任であり、地方自治体が相協力して差別の根源をなくしていく努力を続けていかなければならないと存じております。

今日の時点で地対協といえますものは、総務庁総務長官の諮問機関だと存じております。その1部会から出された報告ですので、地対協そのものの結論はまだ出ておりません。これに対してとやかく言うことはないわけでありまして、お尋ねでございますので、現状の中で学識経験者、学者の方々が主体の部会ですから無理もないといえ、いわゆる同和地区の実態の把握が

十分になされておられない。ただ単に現象的にいろいろあるものだけを全体に敷えんしたような論旨が随所に見られるのであります。お立場でございますので、いたし方ないかとも思います。しかも、行政の方々はほとんど出ておられませんし、学者や文化人のお方でございますので、理論や新聞記事などだけが大きなポイントを占めたんじゃないか、こういうふうな構成の要因あるいは実態把握の点で第一線の行政が参加しておりませんので、そうした点で無理もないという感じはしますけれども、基本的には、同和問題の解決は国家責任なりと存じております。その意味合いで国の責任を明確にせず、あいまいにした検討部会報告はまことに遺憾だと存じております。

以上です。

- 19番(原 重樹君) 時間も大分たっておりますので簡潔に聞きます。

今回の地対協の部会報告書はいま、市長も言われましたように、その中の1つの基本問題検討部会が出したものだ、確かにそのとおりですが、そんな言い方をされますと、拘束力云々ということにもなると思います。12月に地対協がこういうものを総合してまとめる、となっておりますが、この地対協の最終報告書が出たときには従うのかどうか、明確にお答えをお聞きしたい。

それから、先ほど部長の方から言われたように、新たな法律を求めて全国的規模で地方自治体が要請をしているという点で、幾つかの国の責任やらソフトなど言われました。それは結局、部落解放同盟が出している部落解放基本法のことか、と聞きたい。つまり、その確認が違うのかどうか聞いておきたいと思います。

それから、率直に部長の方からこの報告書は遺憾だから総務庁に考えを申し述べていくんだ、と言われました。それで、部落解放同盟の今回の報告書に対する意見や、各自治体の意見を総務庁や地対協に上げるということを各自治体に言っているということが一部の新聞に報道されております。そういう事実がこの和泉市であるのかどうか、その点をお伺いしておきたいと思います。

- 市長(池田忠雄君) 基本的な問題ですので私からお答えいたします。

原議員さんの御質問の地対協が意見を出したら従うのか、ということでございます。法治国家で私たち行政をあずかっております地方分権でございますので、国には従うし、批判もしていくということは事実であります。しかしながら、地対協は、総理府総務長官の諮問機関であると存じておりますので、これに従うつもりはございません。政府なり、あるいは法律を決めるのは、国民の代表たる国権の最高機関である国会の決定には従います。これは1部会の諮問の中間報告でございますので、最終的な報告を受けて総務長官が内閣と相談し、国の一定の方

針が出され、そして、各党が相寄って国会で何らかの法律が通れば法治国家として従う、こういう見解でございますので、誤解のないように申し上げておきます。

- 同和対策部長（橋本昭夫君） 先ほど申し上げましたように、全国市長会あるいは全国知事会なりで取りまとめた総合的な6つ程度の項目がございます。これはおっしゃいますように、部落解放同盟がつくった部落解放基本法というものは存在していない。国民運動の結果中央実行委員会で基本法定制要求があると理解いたしております。ただ、われわれ行政の立場から言いますと、法内容の第1条とか第2条というような法律そのものを要求できる立場には、地方自治体はございません。したがって、先ほど申し上げた内容の項目の実現を図ろうということを押し出しているわけでございます。その辺はよろしく御理解を賜りたいと思います。

また、総務庁に対する意見具申ですが、卒直に言いまして解放同盟からの指摘があるとうなかりと、私どもがこの部会報告を読みまして……。

- 19番（原 重樹君） 指摘があったかどうかを聞いてます。
- 同和対策部長（橋本昭夫君） 指摘はありましたけれども、私どもはそれとは関係なく、市長会も含めてまとめていく考えでございます。
- 19番（原 重樹君） まず、市長の答弁に対してですが、聞けば格好いいが、実際に言葉を返せば、いまの地対法に従ってください、事務次官通達等いろいろあるが、それにちゃんと従ってください、ということだということを申し述べておきたい。

2番目の部落解放同盟が推進している部落解放基本法か、という質問に対しては、そういう解釈ではなく実行委員会云々と言われました。しかし、実際の中身はそうなんです。ここにピラがあります。これは署名運動をしようということで各戸に配られているものですが、「部落解放基本法を目ざして」とあり、確かに名前は「大阪実行委員会」となってますよ。しかし、その中には「部落解放基本法案」というのがあり、第1条、第2条……とあります。あなたは、1条とか2条なんて言える立場にないと言いましたが、実際にあなた方が進めている署名運動は、こういう資料を持ってやってるじゃないですか。理屈は付きますよ、実行委員会でやってるんや、とかね。しかし、それは実態とは全然違うということなんです。

署名について再度、お答え願いたいのが、この署名は、実行委員会は1年以上前につくられたと思いますが、8月5日の報告書が出て以後非常に強まったと思います。和泉市が部落解放同盟から、強化しなさい、という要請を受けたのか、あるいはそういった会合に参加したのかどうか、この点を確かめておきたい。

それから、基本法の署名で各戸に回って御協力を呼びかけてます。この事務局は同対部がやっている、という答弁があったと記憶していますが、結局、各戸に回るのはだれなのか。いろい

ろ話を聞きますと、市の職員さんもこれに動員されていると聞いておりますが、事実かどうか。事実としたら、教育委員会とかすべてを含め全部なのか、あるいはどのクラスまでなのか、具体的にお答えをお願いします。

- 同和対策部長（橋本昭夫君） 再度、お答え申し上げたいと存じます。

いわゆる地域実行委員会が8月27日以来、今回の署名に取り組んでいるわけでございます。これは大阪実行委員会の要請によりまして、行動の一環としてやっていくことを決めたものでございます。解放同盟という運動団体の要請によるものではございません。

それから、実際の署名の行動には、やはり地域実行委員会の事務局としての分担等につきましては、町会や自治会等の御協力を得て担当しておるわけでございます。現在、署名の確保のために地域に入って行動しているのは、地元の要求組合員や解放同盟支部が中心となるようでございます。なおかつ、われわれ管理職職員も、これら市民とともに署名を求めていく運動を現地に入って実施をしていく予定をしております。対象は、管理職職員を予定しております。

- 19番（原 重樹君） 同対部の管理職という意味ですか。それとも、教育委員会も入っておられるんですか。全部ですか。

- 同和対策部長（橋本昭夫君） 市の管理職職員として、保育所や幼稚園の先生方の管理職は対象から外しております。

- 19番（原 重樹君） 市の職員さんも動員するということは問題やと思うんです。私は、9月16日の同対特別委員会で10月に広島でやられる全国研修会に4名動員するということ聞いてますが、これも非常に問題だということで、以前からも指摘をしているので今回は繰り返しません。確かに公務員である市の職員さん、特に幹部がこれを持って回るといのは、いろんな問題が出てくると思います。確かに全国研修会は和泉市から外へ出て行くのですが、これも私どもから見れば問題はあるんですが、これは市内の各戸を回って直接市民にお願いをしていくことは、本来なら署名なり要請を受ける立場の人が回るのでから、後々の影響まで含めて大変問題が出てくると思います。これは十分に考えてもらわんとあかんと思うんです。

もう1つは、解同からの要請じゃなく実行委員会なり全市民的にやるんだと言われておりますけれども、私がここで1つ聞いておきたいのは、地対法期限切れを前にして和泉市が何を重点にやろうとしているのかは、いままでの答弁でいけば、部落解放同盟が主張している部落解放基本法制定の署名を、職員さんまで動員してなりふりかまわず集めているということでしょう。市長もこの検討部会の報告は非常に遺憾だ、12月に地対協の結論が出ても別に参考にならない、指導は受けずにやっていくということでしょう、違いますか。その辺明確な答弁をお願いしたい。

- 市長（池田忠雄君） 再度、御答弁を申し上げたいと存じます。

大規模な対象地区を抱える本市において環境改善整備事業がなお残っている、あるいは心理的差別がなお現存する中で、来年3月にこの法律の期限が切れたときどうなるか、私は憂慮するものでございます。したがって、政府なり国会議員の先生方が相寄ってこの法律の存廃なり対応を決めていただくならば、法治国家である以上従います。

しかしながら、こうした市民ぐるみでいろんな団体の方々、町会、婦人会、実行委員会が集願い、同和問題の解決のために政府や国会に陳情しようという熱意が署名に現れてきている。地域の民間の方々も行政と手を携えてやっております。また、同和行政の必要性をひしひしと感じている職員、管理職が、それぞれの意思でこうした運動を展開しておりますが、その結果は、政府なり国会がお決めになることであるとはいたしましても、少なくとも、そうした市民運動なり世論というものが政府、国会に届いていく、あるいは政治的決着がどう図られるかは、最終的な判断を待たなくてはなりません。しかし、本市の抱える大きな課題、法の期限切れを前にして、与り限りの努力、熱意を国に対して示していくことがいいのではないかと存じております。御理解を賜りたいと存じます。

- 19番（原 重樹君） ちょっと聞き方を変えます。

市長として、あるいは理事者、公務員として、基本法の署名運動を一生懸命にやるということですが、たとえばいま、地対法の期限切れを前にいろんな団体がいろんな要求していると思うんです。全解連は地対法後の対策として、中身は詳しく申し上げられませんが、一般事業に移行するための経過措置として、5年を期限とした新たな時限立法を主張しております。解同はいまの基本法です。それから、同和会等はいまの地対法の単純な5年延長といろいろあります。いろんな人たちがいろんな要求をしている中、いわゆる市長が基本法の旗を振り、同対部が事務局になり、公平、中立であるべき市の公務員さんまでも含めて、どっと1つになってやっていくということは問題はありませんか。その辺はどう考えてますか。

- 市長（池田忠雄君） 御案内のとおり、和泉市議会におきましても、基本法制定の要望決議をしていただいております。われわれ理事者間におきましても、人権対策本部を設置をいたしております。こうした基本法制定の対策本部も設置をし、あるいは町会、婦人会など各種団体など市民ぐるみで基本法制定要求国民実行委員会和泉地区というものを設置願っております。その中でいまは言論の自由ですから、いろんな問題をめぐる動きなり世論というものがあるかと存じますが、太い線で政府、国会に対して何らかの手立てをとっていただきたいという1つの根として、基本法制定要求というものが一定の路線とし、その署名運動が、本市だけでなく全国的に大きな数になっているという流れの中で、やはり迫っていくべき点は迫っていくべき

ではないか。その上で、これを受けて政府、国会がどう御判断されるにしても、その結論には従っていきたいと思っております。しかし、地方自治体としての与り限りの努力があつてしかるべきではないか、かように思います。

- 19番(原 重樹君) 今回の部会の報告書で、たとえば差別の法規制に反対の立場をとっていることは、いままで共産党が数多くの提言をしたり主張をしまいましたが、全国的規模でも認められていっているわけです。だから、市長が「太い線」と言われましたが、市長の政治姿勢からすれば、太い線というのは、力の強いところの流れに乗っているだけの話であつて、和泉市内の話です。本当にいまの国民や市民が望んでいることを忘れていているというふうに思います。

時間もないので次へ移りますが、解放会館の問題がその最たるものであると思います。先ほどの解放センターの方からの答弁にありましたように、運営委員会でも貸すという方向で決まりましたが、地元の調整をするんだ、と言われておるわけでございますけれども、この問題については、前々から再三やっていますので繰り返しませんけれども、結局、地元の調整云々は地元の違う話だと思ひます。本当に市長が認めれば当然、貸すことができる、市立ですからね。しかも、公正ということからすれば当然な話なんです。それを円満に、というのは言いわけにすぎないと思います。

そこで、1点だけお聞かせ願ひたい。地元で解同と全解連が1回話し合ったが、具体的なことについては次回でやる、という説明でしたが、結局、それを待つわけでしょう。そうすると、当然のごとく全解連は「貸せ」と言うが、まだ円満に貸す状態でないから貸してないとなると思ふ。そうすると、片方の解同は「貸してはいけない」という立場なんですか、その確認だけしておきたい。

- 同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱(生田 稔君) 再度、お答えさせていただきます。

この問題につきましては先ほどもお答え申し上げましたとおり、運営委員会の中では一応、認めていくということでございます。その中身の議論といたしましては、双方の理解を深めお互いに問題を起ささないよう、このことがメーンだと行政は受けとめております。したがつて、問題が生じないという時点におきまして、双方がお互いに理解され意見が一致した場合、私どもは早急に対処してまいりたい、かように存ずる次第でございます。先ほども申し上げましたように誠心誠意、早急に次回の会合で話し合いを持っていくことに努力してまいりたい、かように存じておりますのでよろしくお願ひを申し上げます。

- 19番(原 重樹君) これだけ簡潔に答えてください。

結局、調整がついていないから貸してないんでしょう、違いますか、そういうことですね。全解連は以前から使用させてください、と言ってます。問題が起きないように、ということですから、市としては、まだいまは問題が起きるとい判断でしょう。問題が起きるといことは何か。任意団体である解同が、貸したらあかんとい基本的姿勢なんでしょう、と聞いたんです。運営委員会にも解同は入っているからね。お互いに貸してええ、とい話し合いの中身やったら、何も問題が起きるはずがない。それを確かめているだけです。明確に答えてください。

- 同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱(生田 稔君) 「明確に」とい御指摘ですが、この問題につきましては、お互いに理解が深まるということしか、いま、私どもは問題として受けとめておりませんので、よろしくお願ひ申し上げたいと存じます。
- 19番(原 重樹君) とにかく答弁としては全くなってないといか、答えてない。これではあかんと思ひ。皆さんは貸してないんですからね、はっきり理由づけしたらええ、僕が納得しようが、しようまいがね。そんないいかげんな、ぐうたらぐうたらやられたらたまったものではない。

1つだけ紹介しておきます。部会報告書の中でも「団体の不当圧力には警察の協力も頼め」と指摘してあります。つまり、それぐらいいしても行政は偏ることなく公正に対処しなくてはならない、ということ言ってるんだと思ひんです。

解放会館の問題にしても、全解連が借りようとしたが、解同が人員を動員して混乱が生じるということ理理由に貸さなくなった。その状況からしたら、いまとっている措置といのは先ほども市長が言われたように、力の強い方、パイプの太い方、言ひ分の強い方だけ行政が加担し、公正中立な立場でないといことを申し上げておきたいと思ひます。本当に公正な同和行政、真に市民、国民に理解され、支持される同和行政を目指す立場ならば、まず第1に解放会館を全解連に即座に貸すべきだ、といことを合わせて指摘して終わっておきます。

以上です。

- 
- 議長(田中包治君) 次に、10番・竹内修一君。  
(10番・竹内修一君登壇)
  - 10番(竹内修一君) 通告に基づき、ただいまから10番・竹内が一般質問をいたします。  
まず第1に、財産区(部落有)財産の維持管理についてでございます。市町村合併等により財産区財産の維持管理について明確でないところが多くあり、その維持管理そのものがむずかしいことは一応、理解するところでありますが、市長さんが標ぼうしているところの調和のとれた町づくりのためには、この維持管理の責任を明確にする必要があると思ひます。本市に



おいては残念ながら、それがなおざり視されているように思われるので、実例を挙げて指摘をしたいと思います。

60年8月25日に立花池跡地周辺地域、新しい鶴山台団地の入り口に相当する部分の浄化要望を文書で提出しお願いをしたわけですが、今日、1年有余を経ても明確な返答が届いておりません。担当者がそれなりの努力をしており、なお、所有権、水利権関係する人たちと、私ども信太地域の5名の議員が2回にわたり話し合いをいたしましたので、おおよそのことは理解するんでありますけれども、やはり行政の責任を明確にして解決する意欲に乏しいのではないかという感じを持っております。これは御存知のように総務部の所管事項であります。言うならば、行政のかなめであります部の所管事項であるだけに私は遺憾に思います。市の行政に対して、朝から他の議員さんもいろいろ質問しておられますが、リップサービスだけの姿勢ではないかという、市行政に対する不満や不平の声が最近、特に大きくなっておりまして、そういうこともよく考えた上で早期解決をお願いをしたいわけでございます。

また同じころ、手洗池については、文化財保護の見地から諸団体から処分しないでほしい、という要望があったので、そういう処分はしないだろうと思っていたが、片方は早く処分して解決しなさい、と言っているにもかかわらず、その市民要望に反して処分しておる。そして、その処分の仕方については文化財価値の調査等もやらず、ただ現状のままということで、これは新しい町づくりでそこに入居した人たちあるいは周辺の人たちにとっては、非常にありがたい迷惑というか、困った問題であります。

防護柵もぼろぼろに破れ、由緒あるのかどうかははっきりしないものだから、その水の取り替え等もだれがしているのか管理責任が明確でない。腐敗の悪臭が鼻につき、ため池化しているのが現状であります。そして、子供はどこでも興味を持ち侵入します。誤ってすでに当該地域で幼稚園児が3名池にはまって死んでいるわけです。水が浅いとか深いとかの問題じゃない。事故はどんなところで起きるかわからないので非常に困っております。この件について総務課に電話でお願いしたら、直ちに修復はしてくれています。しかし、その繰り返しでは困るわけでして、抜本的な解決策を要望するわけでございます。

処分するに当たりなぜ文化財調査を十分にし、文化財が必要とするものならば、良好な状態にするようそれだけの処置をしなかったのか。全国的に見ても、城陽市等ではその地域を買い上げ、そして、大きく文化庁の補助も取りつけるように働いているという実例もありますし、まだ、いろんな方法があるろうかと思えます。その池の存在するところは、王子町と鶴山台地域の要路といえますか、そこに存在する関係上、不法駐車等で困っております。自治会長などをやらせてもらってるので、何とかしてくれ、という要望の声がたくさん来るわけです。だから、

土砂等で埋め立てをして駐車場に活用するという措置をされた方がいいと思うんですが、いかがなものでしょうか。

同じく立花池の処理が1年以上放ったらかしになっており、住民さんも次々と関連して、こういうのはどうなるんですか、と要望あるいは質問をされて私は困るわけです。貝吹山という文化財が周辺にごさいます。この貝吹山というのは現在どうなっておるか。10年ぐらい前、重要文化財に指定され、道路の計画決定はされたが、事業決定に入ることができないまま放置されている。一たん協力した人に土地も返したが、そこの喫茶店はよくはやっています。そういう一貫しないところの行政に対する不信感が強まっています。そういうことで相まって、大事だということで都市計画の変更もじくは中止までした貝吹山の現状はトタンで張りめぐらされ、その中でブルドーザーが3台ぐらい動いています。一体、行政の監督指導はどうなっておるか、お尋ねをするわけでございます。

その他の都市計画の問題につきましては、明日あたりに他の議員さんも質問され前進を図っていただけたと思いますが、いろいろ問題点がございます。開発負担金の使途についても、4番目の財源のところでも述べたいと思っておりますけれども、カネがないから何もできないというのでは能のない話であります。和泉市民はおとなしいと思います。堺市民さんあたりは、それならば税金を取るな、と訴訟まで起こしているわけですが、当市もそういう発展段階をたどるような気がしますので、私はあえて申し上げておるわけでございます。

黄金塚にしても、泉北環境施設組合が設置されるときには調子のええことを言っておったようです。環境整備もしますのでここに建てさせてもらいます、と言いながら放ったらかしです。黄金塚も有名な文化遺跡ですけども、調査した学者や団体もちょっとぐあいが悪いと思います。発掘した跡は放ったらかしです。落ち込んだら、それこそ子供などが人命を落とすようなホラ穴が空いておりました。そういうこともひっくるめて環境整備をお願いするわけです。

次に、社会福祉につきましては、市民の真の幸福を願うならば、行政として福祉施策を十分にするという事は百も御承知であり、また、そのように申しておられますけれども、現実はどうであろうか。昨年は福祉会館を設立するという事で、非常に結構なことなので以下、述べることも遠慮して押さえる方に回っておりましたが、御努力によって会館も建つめどができましたので、私が述べることに一つ一考をお願いしたいわけでありませう。

福祉ボランティア基金という問題を最初に取り上げておりますが、これは担当部長さんは百もわかっておられるのでるる申し上げませんが、朝から藤原議員さんが申しましたように、町会もしくは社協の役員の方々は、市に協力するために募金集めに全精力を注がれ、多大の時間を充当されているのが現状であります。地域福祉が叫ばれ、福祉は在宅福祉までいかなければ

れば功を奏さないという情勢下においては、福祉基金を一般財源をもって補助すべきでありませぬ。吹田市、枚方市の両市は1億円ぐらい補助しております。

和泉市の社協も当初、目標設定のときには同じく1億円と行ってましたけれども、校区長、理事あたりが「それは無茶だ。3年かかってやろう」ということで意見の一致を見たわけで、61年度9月末でやっと3,000万円ぐらいの基金が集まったという状況です。市長も協力というか、和泉市の顧問ですから協力して当たり前なんです。しかし、これをあと2年もやるということになると大変な労苦が要ります。社協というものは、事業活動をして初めて実効が上がるわけですから、この際、思い切ってボランティア基金に補助を出してもらいたいわけなんです。この件については、市長さんさえ決心すればいいわけで、担当部長以下は十分に理解しておられると思うんです。だから、市長にお伺いをしたいと思います。

次に、障害者福祉タクシーですが、これについては、盲人協会の会長さんがみずからワープロで打たれて各議員さんをお願いしておられるので、御理解されていると思いますので詳しくは申し上げませんが、やはり障害者福祉の見地から、ぜひ来年度に実現を図ってほしいと思います。これも部長以下はよくわかっていると思います。ヘルパーを増員しても人件費がかかるので、やはり福祉タクシーがあれば、その家の人がタクシーを呼んで会議等へ出るにしても、先方さんに対して何時ごろ着くから迎えてやってくれ、と言えは目的を達するわけです。そういうぐあいにぜひ62年度は実現をしてほしいと思うわけでございます。

次に、老人集会所の建設と維持管理について、本市が、老人集会所を各校区に建設し始めてから約10年が経過しておると思います。しかるに、これは各校区において用地取得をして、建物は府あるいは市の補助をもって老人福祉のために建てるという取り決めになっておるかと思っておりますが、いまだ3校区はないという現状です。これはいろいろな理由があるかと思っておりますが、やはりそれぞれ校区で努力されても、用地取得が困難であるというところに起因するように思われます。

その3つのうちの1つが私の住む鶴北校区におきましていろいろ努力したのですが、用地取得が困難であるということから、住宅・都市整備公団がたまたま取り付け道路を建設することに関連して、実は、51軒の分譲住宅を建てたいということで、その付帯条件的に出た話ですが、400㎡の土地を困っている駐車場あるいは皆が長い間希望しておった図書室の分室を建設してほしいということで話が了解点に達したわけです。

そのとき、中川福祉事務所長と萩本部長の両名が私のところへ来られ、「何とかその400㎡の土地に鶴北の集会所を建設してほしい。これは老人福祉のためにお願いしたい」ということでございました。大事なことですので役員にも諮りまして、図書室の分室は、また他の方法

もあるという事で私も了解したわけです。ところが、黒鳥や兄弟団地の光明台にもないわけですが、ここの手当については、市として等しく同じ条件で集会所建設のめどは立ててもらいたいと思うんですが、どういう経過になっているか、お尋ねする次第でございます。

なお、かねがね私はおかしく思っているんですが、大体、鶴北に老人ホームを建てようと思ったら、その維持管理を条例等で定めておる校区に老人会があって、その方々が主導的に動くべきだと思うんです。ところが聞くところによると、老人クラブはまだつくってない。となれば建つことは建つでしょう、用地と補助金があればね。しかし、その後の維持管理を行政の担当部長としてどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。いろいろ条例等を見ると、コミュニケーションの場として活用するというような回覧文書も回っております。そうであれば、各校区平等に取り扱わなければならないと思います。

次に、大きな項目のトリベール和泉関連事項について述べたいと思います。

鶴山台とか光明台等、新住法に基づいて市が主体になって開発したところは、共通の大きな悩みがあるわけでございます。中央丘陵開発に同じような轍を踏まないように、私はあえて申し上げるわけでございます。(1)として市営墓地建設ですが、まず弥生の市営墓地については担当者が創意工夫をし、空いたところが発生すれば広報等で募集しておりますが、その倍率は、ものすごいものがあるように聞いております。これはやはり「住んでよかつ和泉市」と市長が標ぼうするので、いつまでも住みたいという願望の一表れだと思います。となれば、市長はやはり市営墓地を建設してこたえるのが各市長の行動だと思うんであります。

ところが、いままで千里ニュータウン泉北ニュータウン、また、私も議員が東京・多摩団地を視察したわけでありますが、この件は続けて叫んでいきたいと思いますが、和泉市は、開発負担金等や、公団から3億円をもらいながら道路開発はしていない。言いならば、ネコババしているが、こういうものは、市民は知らんようでも知っとるわけです。これは着任された当時から聡明な市長さんから、自主財源の乏しい本市において、少しでも自主財源を求めろんだという御努力をしておられることは理解するんです。先ほど申し上げたように各団地開発に当たっては、和泉市の場合中央丘陵開発に当たっては、河川改修という大きな仕事があったために一步を譲っておられるのか、あるいは厚かましい面もあるから、これから要望していかれるのか知りませんが…。

言いならば、多摩においては、公団が墓地、火葬場問題まで取り組みをし、関係市町村に納得をしてもらっておるということを検証してきております。堺市においても鉢ヶ峰墓地はすばらしい墓地というか、住民憩いの場となるようなものを広く建設しております。これは光明台等については、計画担当者はどう考えておったか、お尋ねしたいわけです。他市においては、

そのような先見性をもっておられる。和泉市の担当者も聡明だと思っておりますが、にもかわらず、市営墓地等の建設について話が取り交わされていない理由等をまず聞きたいわけでございます。

それに関連して3万2,000人ぐらいの人口がふえるように聞いておりますが、そのごみ処理はどうするのかという問題です。結局、新しく処理場をつくってやれば問題が少ないんだけど、やはり現在ある施設を利用するのが経済的見地からしても妥当かと思っておりますが、それはそれでいいと思っております。地域住民に「黄金塚等の整備もします」と言いながら、施設組合が建設されてしまうと知らん顔をしているということではなく、よく理解してもらって了解も得てやれることは、こういう情勢下ですからやむを得ないと思っております。ただ、その見返りといっておかしいんですが、温水プール等を建設してはどうか。いま、エアロビクスとか言って、賢い市民は健康に留意しておりますので、体操等もできる施設をつくることで円満解決ができるのではないかと思います。

場所としては、西上代等の公害で埋め立てた問題視されている地域あるいは最近、430の分譲マンションを建てたところの地域にも土地はあろうと思っております。また、上町の府営住宅という住民の方も私のところへ言うて来られます。これは府営住宅の建て直し鉄筋化が進行していますが、恐らくどん尻になるだろうと言っておりますが、そういうことを含めて、そのときには、建て替えて用地もできてくるんじゃないかならうか。大阪府と交渉して取得してもらえばええと思っております。

せんだって、天堀議員さんも一般質問でやっておられますように、熱処理の温水プールをつくってはどうかということです。いま、派遣議員で向こうへ行っていますので、泉原の田中局長とも話しましたところ、焼却の余熱等を利用してできないことはない。ただ、8市で運営している関係上、地元市において市民が喜ぶことであり、住民福祉につながることもあるので、用地取得、建物の建設等はやってほしいという話がありましたので、本会議で強く要望するわけです。さきに臨時泉原の会議があったとき、泉大津市の派遣議員と本市の派遣議員が顔を見合せ、「これでええのか」ということがありました。というのは、企業局に所属する高石市の下水道工事のみが、案件として3件続けさまに出たわけです。本市からも担当部長級が行っておるんですけど、「これはどういうことや。工事やるところの負担金は当然出すにしてもプラスになる」という発言がありましたので、付け加えておきます。

次に、学園誘致については、コスモポリス計画にも多大の関連があらうかと思われ、市長さんもよく言われる産学官一体の学校誘致には、議員さんは皆関心を持っておるんでございますけれども、いまずく決まるような話を聞いたまま、その後、何も聞かないのでどうなって

おるか。見通しを聞かせてもらいたいと思います。

次に、職員採用予定について、本市の保育所の数は、近隣都市に比べて多くございます。これは皆さんの努力の結果だと思われたいです。したがって、保母さんも要るわけですので、新規に10名採用されようというのは妥当な計らいだと思いますけれども、この間、議長の計らいで宇治市に議員全員が研修に行ったとき、向こうの議会でも園児の減少しつつある傾向にかんがみ、公立幼稚園の2年保育について、2名の議員による質問等が行われておったように承知したんです。本市においてもこの問題は提起されておりますが、いろいろな事情によってりやむやというか、結論は出ていないように思います。しかし、幼稚園の先生は採用した以上、面倒をみるのが当然でございますし、また、保育行政に携わる先生との共通点もあるので、転用と言っておかしいが、ちょっと資格を取ることによって半数ぐらいい間に合うんじゃないかと思えます。堺市においてもこの問題は随分叫ばれておりますが、園児が少なくなって余ってきた施設等を、生涯教育等に転用を図る計画はないのかどうかと質問するわけです。

それと、職員採用については、中央丘陵開発という名前からして「トリベール和泉」、森林、緑に着目され実にすばらしいと思えます。穴瀬議員もよく「乏しい公園課の職員さんであれだけようやっておる」と言われておるとおり、私は不足はないんですけど、バカの1つ覚えみたいに技術職員といえば土木が2名、こんなことでは意欲は持てない。造園職あたりをそろそろ採用してもらいたい、このように思います。また、文化財調査で服部先生もよくやっておりますが、手が回らないんじゃないか。ついでに申しますと、文化財調査の業者入礼についていろんな声があります。ことしは2社くらい新しいのが入ったようですが、こころにも問題があるかと思えます。だから、職員採用については、奥深いところまで考えて職種などを発表された方が望ましいと思えますし、今後、そのようにされるかどうか、お伺いしておきます。

カネの要ることばかり言っているのはただや、と理事者は腹の中で思っていると思えますが、何もしてもらわないのに税金を払っておる和泉市の市民はおとなしいと思えます。払へんなんだらええ。カネがない、ない袖は振れん、とすげない返事で葬られるので、質問する気も減るわけです。そこで、意のあるところをくみ取っていただき、10余年市会議員をやらせてもらっているので言うだけでは能がないので、理事者の側に立って、財源がないのに言うてもかわいそうやと思ひから、私なりに考えたわけです。

具体的にその第1番は、私の住む鶴山台の話になりますが、10年たったか、たたん間に下水管の取り替えをやっとる。これは経費のむだ遣いやと思えます。泉環がやったのか、市がやったのか、公団が一部負担したのか知らんが、そこがわからない。そこで、開発指導要綱等で

入った収入と主な用途を一表にして提出していただけるならば理解しやすいと思います。いままで「開発基金に入れてます」という答弁ばかりではっきりしない。

実例を挙げますとその2番目は、N T Tの共済組合の社宅が建つということで期待をしてもらったんですけれども、もう半金は市に入っておるように聞いておりますが、その経過はどうなっておるか。進入路が行き詰まっておるということで、進入路等の解決を図る方法をいろいろ考えておられるようですが、どういふ経過をたどり、見通しはどうか。半金入ったやつは、収入の部で上げてもらったら結構です。

それから3番目は、これもあまりおかしから大きく取り上げてないんですが、人災か何かでもめている惣ヶ池公園の裏あたりの崖崩れ、これは理事等は現地を見に来てくれたが、「なるほどひどいもんやな」というだけで止まっております。というのは、いま、裁判をやっていると思うんですよ。これも一方的に家庭裁判に持ち込んで負ける、勝ち目がないというので示談にしたわけです。ところが、話し合ったことが不履行だということで、私はあえてここで言わなかったわけですが、あの崖崩れのところが園児の通園路になっておるわけです。しかし、われわれも子供の時分にそうであったように、崖崩れなどのところは興味を持ってわざわざ通りたがるわけで、もし、事故が起きたとき、和泉市が放置したままであるならば責任はないのだろうか。僕は、責任問題は起きてくると思います。

そういう観点において、あれはリトルリーグの野球場の方へ土砂等が落ちているわけですので、その解決のために一考してほしいと思います。そこらのカネの出しくあいがわからないので、行政の方がこれなら出せるというものがあれば、何らかの措置をしてもらいたいと思うので、実例を挙げて要望をいたします。だから、ここでいちいち財源について答弁をいただかなくても、資料で提出してもらったら検討し、12月議会でもゆっくりやりたいと思います。

なお、カネだけが財源でないと思います。というのは、近畿道で反対のプラカードが見られますが、市としては、国の要望であれば通すことはいいけれども、緑を植えろ、という要望はしてあるのか、恐らくしてないと思う。それから、信太山丘陵も2、3年かかってます。国相手のやつは、御存知のように業務計画に乗らないと予算が付かないので、私も一議員として施設局あたりとかかけ合い、2年ぐらい前に植樹をやっておりますが、2年前にやったのは枯れています。昨年植えたのはついとるからええが、そういう意味において、それを趣味にしてやるぐらいの造園職を育ててもらいたいということで質問したわけです。あらゆる面で財源を見出し、市民要望にこたえてもらえば幸いです。

以上で終わります。答弁のいかんによっては再質問をさせていただきます。

○ 議長（田中包治君） 理事者答弁。

- 総務課長（池辺 功君） 部落有財産の維持管理につきまして、立花池の問題につきまして総務課池辺よりお答え申し上げます。

先生の御指摘にもありましたラーメン屋の撤去につきましては、要望書が提出されてから約1年余経過いたしましたので、大変御迷惑をおかけしている実情でございます。しかし、撤去させるには、土地の境界確定が第一ですので、その間、われわれといたしましても再三再四、地元関係者に境界立ち会いの申し入れをいたしました。立ち会いの承諾が得られないまま今日に至ったわけでございます。しかし、去る27日に地元関係者と再度現地で会い、境界立ち会いをする旨の了解を得ましたので、早急に立ち会の上境界確定をし、その上で当該ラーメン屋が池敷地内を占拠しているならば、地元関係者と協議をして撤去させるつもりでありますので、よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

- 10番（竹内修一君） それでは、1つずつやっていきたいと思えます。

総務課長がやっていることは私も理解しているんですが、市長のみこしの上げ方が遅い。土曜日にやっと現地へ行って解決したようですが、期待をして終わりたいと思えます。

関連して、いま、ラーメン屋と言われましたが、営業権、補償金等の問題が起きますが、見逃しているのがもう1つあります。和泉中学校の横にも同じような店舗ができておるが、これは知っておるわけですか。知っていたとしたら、どういう処置をしたか。

- 建設部長（浅井隆介君） 先生の御指摘は、恐らく泉大津中央線と泉大津阪本線の交差しているところのことであろうと思えますが、あの場所は、ちょうど市境界が交わっております。きっちり調べてみないとわかりませんが、多分、泉大津市ではないか。それから場所的に言いますと、道路の歩道敷を離れているのではないかと思います。再度、調査をいたしまして、泉大津であればそれなりに話し合い、わが方であれば対処してまいりたいと思えますので、よろしくお願いをいたします。

- 10番（竹内修一君） そういうふうに処置されるならば、先ほど言ったように営業補償権等が生じないようにしてもらいたい。一般市民は詳しいことはわからないので、変なものが勝手に建っておるとい見方をします。はっきりさせていただきたいと思えます。

- 議長（田中包治君） 次。

- 総務課長（池辺 功君） 続きまして、手洗池につきまして御答弁申し上げます。

本物件は、王子町共有地でありまして、去る3月3日にすでに民間に売却しているものでございます。先ほどいろいろ意見等もあるので駐車場にしてはどうか、ということでございますが、すでに民間に売却している関係上、市といたしましても、そこまで相手方さんに権利は及ばないと判断するものでございます。しかし、売買契約時にも相手方さんに対しては、今後の



維持管理について細心の注意を払っていただきたいと強く申し渡しておりますので、適正なる維持管理方を再度 売却の相手方さんに申し入れたく思っておりますので、どうかよろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

- 10番(竹内修一君) 地元の意見も聞かずに勝手に取り決めをしたんだと思います。不法駐車が多いが、広げようにも土地がない。うらむのは、計画担当者がああいう駐車場のないところへ団地をつかったということにはね返るわけですが、もう住んでおることですから余り言いません。あれを買った人も文化財施設として使うんなら別として、そうでなければ調査は十分しなければいけないと思います。その上で露天駐車場として活用するならば、維持管理費の一部も出てきて一石二鳥だと思いますが、再交渉してもらいたいと思います。
- 総務部長(麻生和義君) 露天駐車場について再交渉されたい、ということですが、端的に申し上げまして付近住民の方々、具体的には鶴山台の住民の方々からため池の保存をしてほしい、という要望、陳情等も教育委員会にまいっております。売買条件としても、10年以上は現状有姿で保存するということとございまして、そういった駐車場に転用することは、現時点では考えられないこととございまして、御了承をお願いいたします。
- 10番(竹内修一君) 10年以上ということですが、火葬場問題にしてもそうですが、これは地域の方々としては申し送っていきますので、的確な文化財調査だけはやらなければ責任は全うできないと思います。あえて、いますぐやってくれとは言いません。
- 議長(田中包治君) 次。
- 福祉事務所次長(大宅清臣君) 社会福祉基金につきまして、福祉事務所次長からお答えいたします。

第1点目の福祉会館と社会福祉基金の問題でございまして、福祉会館の件につきましては触れておられませんので、社会福祉基金の現在までの状況を報告させていただきます。

現在、3,000万円を超えている次第でございまして、これひとえに町会役員さんを初め社協関係の方々のおかげでありまして、深く感謝を申し上げる次第でございまして、基金の内容といたしましては、町会を通じて集めさせていただきました金額が1,788万8,000円、その他の個人、法人で集めさせていただいたのが1,292万2,000円、合計3,081万円でございます。その他の1,292万2,000円ですが、そのうち市に対して寄付の申し出があったものの中から寄付者の御意見を尊重し、極力社会福祉基金の方に回していただいている状況でございます。今後、これらの寄付金があった場合、社協の福祉基金の方に努めて積み立てていきたいと考えてございまして、よろしく御理解願いたいと思います。

- 10番(竹内修一君) それは僕も、また、部長以下も理解をしておるところですが、何ほ

あんた方が言うところで、市長がうんと言わなったら一般財源を吹田市や枚方市のように充当してもらえないんだから、市長の決心のほどをお願いしたわけです。市長、どうですか。

- 市長（池田忠雄君） 市には福祉基金という制度があります。社会福祉協議会の方にも御指摘の社会福祉基金という、ややこしいようですが二通りの制度がございます。町会長さんを初め社会福祉協議会傘下の皆さん方の非常な御協力をいただきまして現在、3,000万円を超す福祉基金が集まっておりまして、大変感謝いたしているわけでございます。そのうちいま、次長が申し上げましたのが、町会その他各団体で大変な御苦勞をいただいた1,700余万円、あと私の方に寄付の申し出をいただいた中で、寄付者と話し合っただけでも社協の基金の方のかさ上げを図らせていただいたのが1,200～1,300万円、合計で3,000万円をやっと超すことができたわけでございます。

なお、社会福祉協議会は市と表裏一体の機関で、行政の福祉事業に民間のエネルギーとボランティアで御協力をいただいている大切な機関であるわけでございます。社会福祉協議会に対しまして御案内のとおり、1,000万円を超す補助金を出させていただき、健全な運営をお願いをいたしております。社会福祉協議会のボランティア基金につきましては、いま、分析して申し上げましたとおり、各団体、各地域でそれぞれ福祉のために御協力をいただき、浄財あるいは市に寄付を申し込んでこられた御奇特な方々の御理解をいただいて社協の方に回させていただきます、そうしたもろもろのものが基金として積み立てられてございます。

ただ、行政の税金で社会福祉協議会の方の基金に充当していくことにつきましては、議員さんが言われました他市の例その他もよく参酌させていただきたい。ただ、いわゆる筋目というものもあろうかと思しますので、その辺いかななものか、かように考えておりますので、御意見をよく承り検討はさせていただきたい、このように存じます。

- 10番（竹内修一君） 前向きに検討してくれるということですので、あえて言うまでもないと思いますが、やはり基金の利子を福祉活動に充てようという奇特な福祉ボランティアの方々の願いでありまして、この1年半ほどかかって、理事者側の協力があっても3,000万円ほどしか集まっていない。他市においては1億円云々ということですので、基金は大きいほど利子による活動も大きくなりますので前向きをお願いをして、この件はお願いをして終わります。

- 議長（田中包治君） 次。

- 福祉事務所次長（大宅清臣君） 2番目の障害者福祉タクシーについてお答えいたします。障害者福祉タクシーにつきましては、かねてより老人福祉協会からも強く要望を受けておる次第でございます。視力障害者や重度の肢体障害者についても、タクシーは欠かすことのでき

ない生活の手段にもかかわらず、府下で実施しているのは数市でございます。しかし、この制度には補助制度がなく市単独事業であることと、さらに、国の補助金カットに見られるように、福祉行政に対する現状はまことに厳しいものがあることなどから、この実施につきましては見送っている現状でございますが、今後、さらに検討いたしたいと思っておりますので、よろしく御理解願いたいと思っております。

- 10番(竹内修一君) そうい場合には、ヘルパーを増員するとかいう処置はしておるんですか。何も次長さんに答弁してくれ、とは言うてなかったはずですが、いかげんに決心をしてほしい。市の基金もあるようですから、そういう利子収入等を充当してでも徐々に検討していただかなければ、会長以下役員さんが1年有半にわたって要望をし続けておるのにナンノつぶてでは精のないことです。「障害者福祉宣言都市」と看板を掲げておる手前、62年度には、何がしかの手がかりが得られるような施策をお願いをして終わりたいと思っております。

市長、どうですか。7.0歳以上の人に対して無料バスを運行するというようなことは現段階では無理だと思ひ、言いたいことも差し控えているわけです。ところが、障害者4団体から要望もありますが、最小限の方々に福祉の手を差し伸べるように努力してもらいたい。市長がネックやと思ひ。総務部長あたりがもっと前向きに補佐せなあかんよ。

- 市長(池田忠雄君) 議員さん、ネックということはいかがかと思ひます。行政は組織でございます、各部課長に一定の権限を委ねておりますが、最終的な責任は、私が持たせていただいているつもりでございます。その意味合いで市長がネックということはございません。行政は一体となってやっておりますので、その点だけ御理解いただきたいと思ひます。

- 10番(竹内修一君) 市長は9月4日、前向きに建設大臣にまでお会いになり、市政発展のために交渉してまますね。その意欲は高く買えますが、私の言つたネックは、市長が「補助金等の付かない事業はやるな」ということで、部長等は恐れをなして上申をしておらないという意味合いで言つたわけです。コミュニティーセンターの建設に当たつても、駐車場の問題についていろいろ部長さんの意見等がございましたが、市長があそこにつくるんだ、ということて決まつたように聞いております。真実はわかりませんが、ガンと言わずにネックぐらいでお茶を濁しておきました。了解しました。

- 議長(田中包治君) 次。

- 福祉事務所次長(大宅清臣君) 3番目の老人集会所建設と維持管理についてお答えいたします。

先ほど議員さんから鶴山台北校区に老人クラブがないのになぜ先につくつたのか、という指摘でございますが、現在、町単位で老人クラブが結成されておりますが、校区ではされてござ

いません。老人クラブは任意団体でありますので強制はできませんが、今後、単位老人クラブ役員並びに校区役員と話し合いの上、至急に校区老人クラブ結成に努力してまいりたい、かように考える次第でございます。

管理につきましては、校区老人クラブが結成されるまで鶴山台北校区町会連合会に委託し、校区老人クラブが結成できた時点において委託替えをしたいと思っております。

現在、未設置の3校区、黒鳥校区、光明台南校区、光明台北校区につきましては、今後とも地元と協議しながら1年に1カ所建設できるように努力していきたいと考えております。

- 10番(竹内修一君) そのように実施してもらいたいと思っております。
- 議長(田中包治君) 次。
- 環境衛生課長(岸田秀仁君) 市設墓えん建設につきまして、環境衛生課岸田よりお答え申し上げます。

和泉市総合基本計画によりますと、今後、中央丘陵開発に伴い昭和70年目標人口20万人と想定されております。現在、墓地につきましては、すでに若干ではございますがその絶対数が不足しております。今後もこの風向きはさらに進むものと考えられ、昭和70年に向け墓地公園を供給する必要がございます。

また、火葬場は、尾井町にいずみ霊園がございます。昭和60年中の火葬処理件数は692件でございました。これにつきましても、人口増、高齢化社会の進展に伴い、昭和70年には処理件数が1,000件を超えるものと予想されます。したがって、墓地造成に合わせ火葬場の能力改善も必要であり、火葬場建設と公園墓地の整備が大きな課題と考えます。

しかし、これらの建設に伴いましてその設置場所の決定につきましては、大きな課題となるだろうと思っております。今後、十分な調査検討を行ってまいり、このような時期が参りましたら議員各位に御相談を申し上げ、市民の皆様方の御協力も賜り、鋭意努力をしてみたい所存でございます。よろしくお願いを申し上げます。

- 10番(竹内修一君) いま、担当者から答弁をいただきましたが、そのようにしてもらいたいと思っておりますけれども、やはり古い校区においても、墓地が不足しているようでございます。知り合い等で1、2、そのようなところへ入っているように聞きますが、その他の多くは水間とか天城山という高いものを求めておるのが現状ですので、1日も早く2万㎡の先行取得した用地もあることから、実施に向けて努力されることを要望して、この件は終わります。
- 環境衛生課長(岸田秀仁君) 2点目の焼却場の余熱利用につきましては、昭和53年に建設いたしました4号炉のかきならし装置から温水を回収しております。かきならし装置とは、焼却中のごみを燃えやすくかきならすテコ状のもので、4号炉に設置しているものはパイプ状

になっており、その中に水を循環させ、それが加熱されて温水となって回収されるものであります。水は、地下水を利用してあります。回収水量は日量30m<sup>3</sup>。職員用の風呂、新設棟の暖房などに利用してあります。回収直後の温度は、60度から70度程度でございます。

また、処理場周辺地域への給湯、余熱利用の温水プール等の施設整備につきましては、現状の処理施設の中では当然無理な状態で、ボイラー施設等の付加が必要になってきます。現行施設にこれらを設置しよとすれば大幅な施設改造が必要で、焼却炉だけにとどまらず、建物や付帯設備の改造等技術的にいろんな問題が派生し、新炉建設と同様の経費が必要となり、また、焼却能力向上など直接にごみ処理のプロセスに関係することはなく、国庫補助金の導入もむずかしく、関係組合に大幅な経費負担がかかることとなります。技術的には最も取り組みやすい方法ですが、建設費が単に燃やすだけの炉に比べて割り高になり、建設後の維持管理費も変わってきます。いずれにしましても本市だけの問題にとどまらず、組合や泉大津、高石市との調整を図るべき問題であるので、今後、社会情勢や処理場周辺の環境整備等を踏まえ、広域的な視野に立って検討を行ってまいりたいと思います。

以上です。

- 10番(竹内修一君) ぜひ実現に向け努力してもらいたいと思います。
- 議長(田中包治君) 次。
- 開発対策課長(田中武郎君) 学園誘致計画の進捗状況について、開発対策課の田中からお答えいたします。

中央丘陵開発計画に伴いましてすでに御承知のごとく、約13ヘクタールの学園ゾーンを設置いたしまして、短期大学または単科大学を誘致する計画で現在、誘致に取り組んでおります。すでに御報告申し上げましたように、(仮称)和泉医療福祉短期大学が設置を希望されており、庁内で組織しております大学等誘致検討委員会で検討の結果、前向きに進めていくことになっております。現在、当医療福祉短期大学の準備室では、文部省など関係機関に向け開設に向け取り組んでいるところであります。一方、住宅・都市整備公団とは、大学建設に伴う敷地の配置など具体的な協議をされております。

なお、他の大学につきましては、現在、2~3の大学より引き合いがありますが、具体的なところまで至っておりません。今後、公団ともども大学誘致につきましては積極的に進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

- 10番(竹内修一君) その計画につきましては、よく了解することができました。と申しますのは、熊取町あたりですでに短期大学2校が開校しており、不動産屋さんといろんな事情があったように聞いておりますが、それなりに努力をされております。やはりコスモポリス

の開発計画は、中央丘陵開発以上に至難なものがあるかと思ひます。それも実現できるように、学園誘致にも力を入れてやってもらいたいと思ひます。この件は終わります。

○ 議長（田中包治君） 次。

○ 管理部次長兼学事課長（鹿島賢昌君） 6・2年度市職員採用計画予定の項で公立幼稚園の問題につきまして、学事の鹿島からお答えいたします。

御承知のように、公立幼稚園の2年保育問題につきましては、和泉市幼児教育振興審議会にお諮りしたところでございます。そして昨年6月、8月、さらに61年の2月と3月の4回にわたりまして慎重に御審議を願ひ、答申が出たわけでございます。その答申でございますが、幼児の減少傾向における今後のあり方といたしましては、1つは、本市における幼稚園教育は、公立、私立の共存共栄を基盤として培われてきた。幼児の急増期には、公立幼稚園の収容力の不足を私立幼稚園が補完し、5歳児についてのみ保育料を補助するなどの施策が講じられてきた。幼児の減少傾向が各園に困難をもたらしている現状は理解できるものの、経過と今後の方向を考えれば、基本的には、公立、私立がそれぞれの現状の中で、最大の努力をしながら困難を乗り切っていくことを願うものである。

そして2つ目ですが、公立幼稚園における4歳児保育の問題については、園児獲得の目的のみでなく教育の問題も含めて提起されたが、私立幼稚園の果たしてきた役割も十分理解できるので、画一的な結論を急ぐものではなく、公立、私立が十分な話し合いを深めることが必要である。

この2点の答申をいただくわけでございます。

それらに基づきまして、公私立で協議会のようなものの設立を早速、私立の代表に申し入れたところでございます。そして61年7月14日、さらに61年9月18日、公立幼稚園の4歳児保育についての問題提起をしているところでございます。私立には、私立のいまの困難な状況があり、また、それらの子どもへの反論もあります。そういうことで十分に話し合いたいと考えております。

それから、2つ目の教員を保育所へ10名云々という御質問でございましたが、現在、407名、学級数16、基本定員34、加配定員5名を入れますと39名でちょうどになりますが、欠員が2名ですので、むしろ2名足らんという状態ができておりますので、いまのところ、幼稚園教員は決して余ってございません。

3点目の施設の転用でございまして、これについても8園開いておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○ 10番（竹内修一君） 数字を挙げて御説明をいただき一応、理解はいたしました。各市

においても大きな社会問題でありますので、後手に回らないように今後とも詰めていってほしいと思います。ただ、義理人情論だけではいけない面も将来、起きてくるのではないかと思います。

- 議長（田中包治君） 次。
- 市長公室次長兼人事課長事務取扱（森 利治君） 市職員採用予定の問題に関しまして、市長公室森から御答弁をいたします。

第1点目でございますが、公園に関します専門技術職員の採用でございますが、公園の施設整備あるいは維持管理の充実は、今後とも市にとりまして非常に重要な課題でなからうかと存じます。したがって、御指摘の専門技術職員の採用につきましては、十二分に検討の必要がありと存じます。今後、関係部局とも協議調整を図りながら検討を重ねてまいりたいと存じます。

続きまして、2点目の文化財保護に係る調査員の問題でございますが、これにつきましては現在、調査担当職員が3名ございます。御指摘の調査体制の充実につきましては、今後の地域開発と申しますか、文化財調査の必要度と申しますか、実態を勘案して対応してまいりたいと存じますので、御了承を賜りたいと存じます。

- 10番（竹内修一君） それで了解できるわけですが、1つ落としていたことをお許しを得まして質問したいと思います。

これは説明するまでもなく、市民課業務というか、出張所等の利用度につきましては、毎月、データを収集されておりわかると思いますが、とりあえず電送設備をするように、総務課、市民課業務に限定して発足したわけでございますが、数百件に上っているように思います。実効あるところの迅速な処理、これはプライバシーの保護等もあっておこなっているのかわかりませんが、中央丘陵開発が進む段階においては、市の関係機関センター的なものが必要になってくるかと思えます。そのときは、いやでも電送設備が設置されると思えます。現在、庁舎の各課においては、すでにOA機器を使っておりますので、試行的にでも使ってみられたらどうかをお願いをするわけでございます。

- 議長（田中包治君） 答弁。
- 市民課長（坂田平之君） 先生の御質問につきまして、市民課坂田からお答えいたします。

市民課ではOA機器の導入を積極的に考えておまして、昨年5月から住民表をコンピューターで発行をしております。従来より正確かつ迅速に事務処理を行って、市民さんの待ち時間の短縮等を図る中サービスの向上に努めております。

御指摘の電送設備につきましては、市民課専用の電送設備となりますと、現在、鶴山台では

自治会館の一部をお借りして取り扱い業務をやっておるわけですが、その辺の借用の問題、事務所の問題あるいは公印の取り扱い等の問題がございます。それらの問題について十二分に検討してやってまいりたいということと、合わせまして、市民課の窓口業務だけでは、まだまだ十分な効率的な行政に至っていないということもございますので、関係各課とも十分協議して、今後の問題として研究してまいりたいと思います。

○ 10番(竹内修一君) 課長が言われたとおりだと思います。だから、中央丘陵の開発が進めば、市民課業務だけでは、市民の要望にこたえたという気持ちにならないので、いま、答弁されたような含みを持ってさらに検討してもらいたいと思います。これは終わります。

○ 議長(田中包治君) 次。

○ 財政課長(阪 豊光君) 4点目の財源問題につきましては、62年度のため池処分は未定でございますので、御了解願いたいと思います。

第2点目の資料提出につきましては、議長さんと協議の上、対処させていただきます。

○ 10番(竹内修一君) 第1点目は未定だということですが、私が関係者から聞きますと8億ぐらい、ある人は12億円ぐらい入るだろうという数字を私は把握しております。そこらも含めて資料を提出願えれば結構でございます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○ 議長(田中包治君) それでは、お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

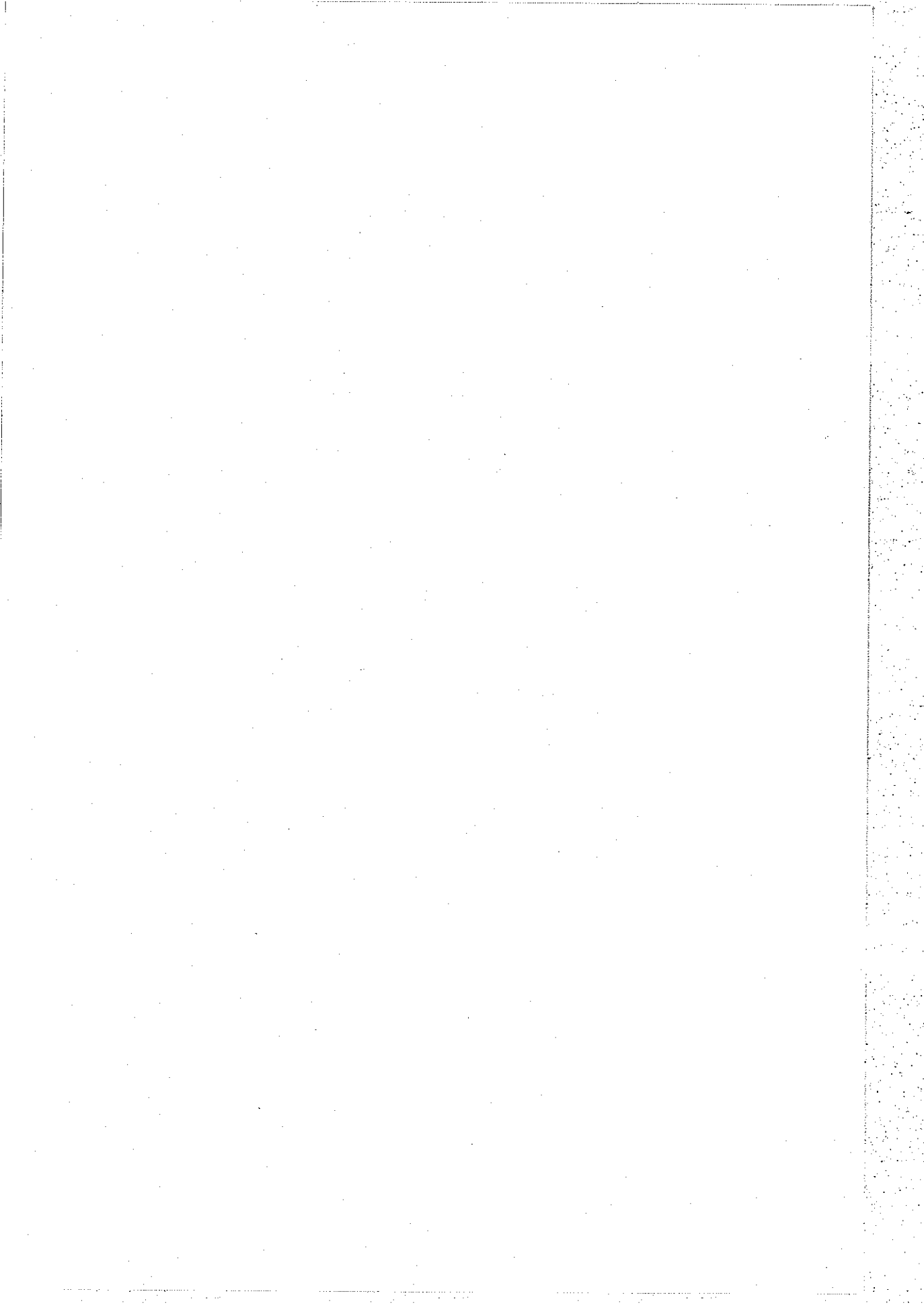
御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日も引き続いて一般質問を行いますので、定刻御参集いただきますようお願いいたします。長時間、どうも御苦労さんでございました。

(午後3時37分散会)



第 2 日



昭和61年10月1日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	飯坂楠次君	17番	西村慎太郎君
2番	奥村圭一郎君	18番	勝部津喜枝君
3番	田中昭一君	19番	原重樹君
6番	赤阪和見君	20番	坂口敏彦君
7番	藤原正通君	21番	若浜記久男君
8番	穴瀬克己君	22番	西口秀光君
9番	並河道雄君	23番	柳瀬美樹君
10番	竹内修一君	25番	大谷昌幸君
11番	仁井明君	26番	池辺秀夫君
12番	竹下義章君	27番	金谷衛君
13番	貝淵博治君	28番	出原平男君
15番	松尾孝明君	29番	田中包治君
16番	天堀博君		

欠席議員(1名)

5番 成田秀益君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	同和对策部長	橋本昭夫
助入	坂口禮之助	同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田稔
市長公室長	中塚白	同和对策部次長兼総合調整課長事務取扱	向井洋
市長公室理事	杉本弘文	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室企画室長	神藤恒治	福祉事務所次長	大宅清臣
市長公室次長兼兼取	稲田順三	産業部長	松村吉堯
人事課長事務	森利治	産業部理事	中上好美
秘書課長	井阪和充	市民生活部長	中西淳富
総務部長	麻生和義	市民生活部次長	原美助
総務部理事	大塚孝之	建設部長	浅井隆介
財政課長	阪豊光	建設部理事(開発担当)	兼子実

建設部次長兼 下水道課長事務取 都市整備部長 都市整備部次長 改良事業部長 改良事業部次長 改良事業部次長 改良事業部次長 病院長 病院事務局長 病院事務局次長 水道部長 水道部理事 水道部次長 会計課長 消防長 消防本部次長 消防本部次長兼 総務課長事務取 用地担当理事 土地開発公社事務局長	山崎 琢磨 萩本 啓介 三井 義秋 富田 宏之 高三 一行 笠木 恒忠 堀 宏行 竹林 淳 藤原 光夫 藤原 清司 田中 稔 岩井 益一 岸本 孝二 赤田 備信 角谷 泰夫 高官 武男 一ノ瀬 喜広 佐原 行雄	用地担当参事 土地開発公社事務局長 教育委員長 教育長 教育次長 管理部次長 指導部長 社会教育部長 社会教育部理事 社会教育部理事 社会教育部次長 社会教育部次長 選挙管理委員事務局長 選挙管理委員事務局長 監査委員 監査事務局長兼 公平委員会事務局長 農業委員会会長 農業委員会事務局長	中辻 寿夫 堀内 由延 西川 喜久 逢野 博之 鹿島 賢昌 崎山 繁 青木 孝之 竹田 明郎 明坂 貞士 明坂 文嘉 宮嶋 忠雄 高橋 正道 農端 小一 久光 喜多男 吉田 陽三 森口 義忠 信田 種行
---	--	---	---

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野 満 男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野 敦 雄
参 事	河原 茂 隆
主 幹	大中 保
係 長	佐土谷 茂 一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和61年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月1日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
		一般質問について	

(午前10時00分開議)

- 議長(田中包治君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中連日、にわたりまして御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数並びに欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長朗読)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは19名でございます。欠席届け出のある議員さんは成田議員さん、遅刻の届け出のある議員さんは若浜議員さんでございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思っております。現在、19名でございます。

- 議長(田中包治君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(田中包治君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配布してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

- 議長(田中包治君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「一般質問について」を行います。最初に、8番・穴瀬克己君。

(8番・穴瀬克己君登壇)

- 8番(穴瀬克己君) 通告順に従いまして、質問要旨を説明いたします。

まず最初に、中学校の暴力事件の実態についてであります。以前にもこの件についてはたびたび質問をいたしておりますが、すでに教育担当の皆さんや各種団体並びに学校当局、父兄の皆さんとともに日夜、御苦勞をおかけしているところであります。現在、そういった取り組みの中でいろいろ事件がおさまらないような状況下にあります。今日、受験を控えて大変な時期に学校の内外においてなお暴力事件が多発しているように聞き及んでおりますので、何が原因でそのような事件が多発しているのか、また、どのような内容であったのか、そして、どういふ対応をされているのか、お聞かせ願いたい。

続いて、総合計画に基づき実施計画についてであります。21世紀を展望し、魅力ある町づくりを進められるこの構想は、市民に希望と活力をもたらすすばらしい計画であると思っております。そのためにも48年の基本構想は十分に満足できる結果ではなかった中、このたびの実施計画は、昭和70年を目途にした3年ごとに実現可能な具体的取り組みをされているところであります。ここで数点、お尋ねいたします。

まず第1点は、コスモポリス計画はどのような取り組み実態にあるのか。また、9月9日の日経に「新住宅市街地法に伴う転用第1号のケースとして、中央丘陵の西部ブロック100ヘクタールを産業用地に転用することに公団と府、和泉市の三者が大筋合意に達したと」あるが、どういうことなのか、説明願いたい。また、「公団はコスモポリス計画に参画することが決まった」とも新聞に報道されているので、この点の真相をお聞かせ願いたい。

2点目に、総合健康運動センター、スポレクですが、どのような規模、内容で検討されているのか。また、空港関連整備事業としての位置づけはどのようになっているのか、お答え願いたい。

次に、府中駅前再開発計画についてであります。十数年来、口にはしているが、具体的な構想を持っているのか。また、この件についても、空港関連整備事業の一環としていかなる位置づけをされているのか、お聞かせ願いたい。

以上、簡単でございますので、明確なる御答弁をよろしく願います。答弁のいかんによりましては、自席よりの再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（田中包治君） 理事者答弁。
- 指道部長（崎山 繁君） それではまず、第1点目の中学校の暴力問題につきまして、指導部崎山がお答えいたします。

何が原因で、どのような内容で、どういう対応をしているか、という御質問でございます。まず、教育問題の事件につきまして簡単に御報告申し上げますと、本年度に入りまして、対教師暴力が5件起こっております。それから、学校間の生徒間の抗争と申しますか、そういったものが1件、以上が、大体起こりましたことの概要でございます。

原因につきましては、非常に多様でございます。いろいろ調査、分析しておるわけですが、1つは、社会的な関係による原因あるいは家庭における問題に起因する原因、それから、本人自身の問題とか、いろいろございます。特にその中で私ども学校教育をあずかっている者として学校としての原因を考えてみますと、まず、問題行動に走るような子供たちと教師との十分な対話や心の触れ合い等が乏しく、しかも、一人一人の生徒に配慮した十分な生徒理解ができていなくて、教師と生徒間の尊敬と信頼に基づく好ましい関係が十分に育成されてな

いという点が1つ考えられます。

あるいはまた、学校として校長を中心とする教師間の生徒指導への取り組みの中に足並みの乱れがありまして、それで十分な対応ができないということも考えております。また、子供たちの暴力行為への兆候となる行為の発見に手遅れがあった、あるいは初期段階での指導に適切を欠くということも考えられます。また、いわゆる適切な言葉ではございませんが、落ちこぼれという、学習に自信を持たなくなった子供を教育の中から生み出すことが学校ぎらいの生徒をつくり、あるいは教師不信の生徒をつくり、問題行動に向かわせる生徒を生んでいるのではないかと考えます。

そこで、対策といたしましては、まず、学習指導につきましては、生徒がよくわかるということを中心として置きまして、授業の創意工夫あるいはそれについての研修を行うこと。それから、生徒指導に当たっては全職員が一致協力、共通理解の上で立って取り組むように、組織の編成等を明確に行うこと――、そういったことを含めまして、学校が人間性豊かな生徒を育てる場としての教育のあるべき姿を正し、教師と生徒間の信頼関係を取り戻すことが大切だと考え、あるいはまた、家庭との連携を深める中、地域の協力を得て生徒指導を推進していくということで教育委員会が学校に指示するとともに、これらの実行に当たりまして常時、連携をとって進めているところであります。

以上でございます。

- 8番(穴瀬克己君) この問題は非常に根深いものがあります。以前から校内暴力とか児童の自殺等が多発したときいろいろ質問もさせていただいたんですが、現在の問題についてもう少し詳しく報告していただきたいんです。従前から教育委員会がいろんな形で管理職並びに生徒指導主事等を中心に行ってきた研修会などの実態の中で一定の成果が上がったとか、その辺の感想はどうか、お聞かせ願いたいと思います。
- 指導部長(崎山 繁君) 暴力行為を含めまして児童生徒の問題行動につきましては、ここ数年来、管理職及び生徒指導主事あるいは全職員に向け教育委員会として研修を進め、指示をしてきたところであります。その中で昨年は、いわゆるいじめ等が本市においてもやや多発を見たわけですが、本年におきましては、細かい部分はあるかと思いますが、大きないじめ問題は発生しておりません。特に今回、問題になっております暴力問題につきましても、5～6年前から見ますと相当数減少していたわけですが、本年に至りまして先ほど申し上げましたように、件数がふえておりますことについては、やや指導体制の中で緩みも出てきたのではないかと受けとめております。

以上です。

○ 8番(穴瀬克己君) 特に中学校の上級3年生というのは、いまが進学で一番大事な時期であります。こういう中で、市内各所で暴力事件が多発しているということは、受験を控えて大変な状況にあると思います。生徒にしても、複雑な心境にあるのではなからうかと思えます。そういった子供への対応は慎重に願いたい。いろいろ校長先生や父兄等が積極的な形で暴力事件等非行問題に取り組む姿勢を随所に伺います。こういった取り組み姿勢がいい、悪いはさておきまして、いま、中学校3年生の受験にかかわる大事な時期ですので、いろんな観点からの配慮を含め指導方をお願いしたい。このことを要望しておきます。

それと特に教育委員会側は、そういったいじめや体罰等はなかなか見つけられない、実態も把握できないという形の体質を持っております。昨年的一般質問の折の答弁でも「発見できないのが唯一の悩みである」と答弁されておりました。こういった中で学校側との連携を密にしなければならぬし、また、子供たちに対する相談体制というものも充実していかなければならないと考えますが、きめ細かな配慮というものがなかなかされていない。そういったところに内にもった形で、学校側は学校側で外に出さないという体質になってしまっている。逆に先生と子供たちの間においても、なかなか先生に悩みを打ち明けられないという体制ができて上がっているように思います。

その意味から行政全般で青少年の育成というものをとらえる形で、魅力ある町づくりにおいて欠かせない、住民一体の行政という角度で「家庭の日」というものを提唱いたしました。56年でございます。そのとき、いまの教育長さんが公室長でしたが、御賛同を得ましたし、いま、答弁をいただいた崎山部長からもそのとき、答弁をいただきました。そして、市長からも答弁をいただき、この家庭の日の設定という取り組みについては、各担当部局と協議し詰めていくというように、それを読み上げてもいいんですが、56年ですから4年からたってますが、どのように実施に向けての協議がなされておるのか、その点について御答弁を願いたいと思います。

○ 市長公室長(杉本弘文君) 前回、公室長からお答え申し上げておりますので、私からお答えさせていただきたいと思えます。

最近の青少年は、物質的には恵まれた環境の中にある一方、ただいまのお答えの中にもございましたように、家庭、学校、社会の一部では、家庭内暴力や校内暴力、いじめなど病理的現象とも言ふべき問題も多く現れ、依然として深刻な問題となっているようであります。これに対しましては、学校における生徒指導の充実や、家庭、学校、地域社会及び行政が一体となった対応が求められておるものでございます。

このような中で、ただいま議員さんが御指摘されました「家庭の日を設け、親子の対話ある



いは地域におけるコミュニティーの推進を図れ」という御提言をいただき、それなりの検討はいたしておりますものの、まだ提案に至っていないことをまことに申しわけなく深く反省するところでございます。今日の実態を踏まえまして、さらに私ども関係部局とも協議を重ねる中、市全体のものとして検討を重ねてまいることをお約束申し上げ、御理解いただきたいと思います。

○ 8番(穴瀬克己君) ちょっと前の西川公室長の答弁を読み上げます。

「ただいま御指摘の家庭の日の設置につきましては、残念ながら本市独自の取り組みはいたしておりませんが、御指摘、御意見のありましたように、他府県においては、これらによく似た施策を講じる市町村のあることは私も承知しております。いまや青少年の非行化は大きな社会問題となり、本市としても青少年の健全育成のために、単に青少年問題協議会といった限定された組織以外の幅の広い全市民的な明るい家庭環境を育て、青少年非行化撲滅を目指しながら所要の施策を実施することは、大いに意義のある課題と認識しております。議員さんの提案の趣旨、内容を十分に踏まえ、本件問題の取り組みにつきましては、庁内関係部課を含め十分検討してまいりたい」という答弁をしております。

また市長は「行政的な責任のある学校当局における研さんもやっていかなければならないと思いますが、原点は家庭であります。その中で家庭の日を設定し、親子の対話ができるように、親子がもっと話し合っていく中で、いい家庭をつくれればいい市をつくっていき、あるいは非行防止につながるというお説は、まことにごもっともだと思います。ただ、新しい御提案でございますので、先ほど公室長あるいは教育委員会からもお答えしておりますように、全く同感でございますが、どういう道程がいいか、担当課も含め十二分に検討させていただきたい」。

すでに4年たってるのにいまだに検討させてくれという。議会では、もっと責任ある答弁をしていただきたい。半年、1年の部内協議ならわかりますが、4年もたってる。人事も変わってるわけです。この辺のところ、1つは真剣に取り組まない行政のあり方に問題があると思う。小さな問題じゃないわけです。子供の非行問題、暴力問題等は、いまの答弁にもありますように、学校当局だけではどうにもならないということで、いま、和泉市だけでなく、全国的に大きく取り上げられているわけです。一生懸命に学校の先生方や父兄、地域の住民が躍起になってるんです。こういって、行政が検討するといった問題が4年もそのままにされ、何ら新しい形で現れていない。何もそれを必ずやれとは言ってません。やれんならやれないで、検討してどういって結果になったかということをお報告願いたい。それを4年間も放置してあるところに問題がある。このことを強く批判するものであります。

この青少年非行問題の解決になくてはならないものは、やはり地域社会の連帯感でありまし

より。ましてや、一番小さな原点である家庭の連帯感であると思います。親子の対話、家族の対話、そして、地域でのコミュニケーションといったものが非常に失われつつある社会にあって、最も大事にしなければならない。その中へ行政が一石を投じることによって、より暮らしよい、住みよい、明るい町づくりに貢献できるのではないかと御提案させていただいたわけであります。

1つ問題を提起いたしますと、行政が投じた一石のテーマについて、仮に和泉市民13万人のたとい1割の家庭の人たちが話し合いをし真剣に取り組むならば、その人たちの隣近所、学校の友だち同士の共通の話題の中において、1つの連帯感ができていくものであります。一度に成功を期するようなわけにはまいりません。5年、10年、20年かかっている町づくりと同じであります。そういう観点から私は、ソフト面での行政のあり方というものを真剣に考える時代がきているんじゃないかとも思うわけです。

4年前に提案したことをいまだに検討していない行政の体質というものを批判せざるを得ない。たとえ1年後にでも、こういう結果であるのではなかなか実施に踏み込めない。こういう問題があってできない、という一定の経過報告でもあれば納得もいきますが、本会議で私が再び取り上げるまで何もそのことには触れない。この辺についてどう考えているか、ひとつ御答弁を願いたいと思います。

○ 市長公室長(杉本弘文君) 御指摘、深く反省いたします。今日、人間疎外とか親子の断絶とかいう言葉もござります。特に家庭団らんが欠けていることが、今日の青少年非行の要因の1つとも考えられます。このような社会情勢の中で、家庭の日を設けて親子の団らんを図っていくという御提言は、御指摘のとおりでございます。まことに申しわけございません。お許しをいただく中、再度この件につきまして検討を重ねてまいることを御答弁いたしまして、御了承を願いたいと思います。

○ 8番(穴瀬克己君) 大きな予算が伴う、たとえば総合福祉会館のようなものを提案しているとか、予算的措置とか、いろいろ補助金等の取り付けで四苦八苦し、3年も5年もかかるという問題ではないわけです。その意味でもっともっと真剣に取り組む対応していただかなければならない。検討してできる、できないというのは、検討、協議の結果でありますので、それまでの経過の取り組みは真剣にやっていたかできない限り、この本会議あるいは委員会では何をしゃべろうと、本当に真剣な論議なんてする気はしませんよ。もっと議場での発言というものをお互いに真剣に受けとめていただきたい。何のための議会ですか。こういうことを再び繰り返すならば、もっと責任の所在を明確にしないといけないと思いますので、きちんとした形での取り組みをお願いいたします。

次に、これに関連して特に地域ぐるみ、町ぐるみの住民と一体になった行政が叫ばれ、市長も常々、明るく、暮らしよい町づくりのためには、行政、市民と一体となった行政に取り組んでいかなければならないということで、一貫して3期の中で言い続けられてまいりました。その中で先般の委員会の中で、また一般質問の中でも「健康カレンダー」というものを提唱してまいりました。これについても、住民と行政が一体となって取り組む1つの大きな流れの中で市民の健康を守り、そして、市の一貫した行政の流れを住民に知っていただく意味で要望してまいりました。これも家庭の日と同じく、市民ぐるみ、地域ぐるみで暮らしよく住みよい町づくりのために大きな貢献を果たしていくんじゃないかと思っておりますので、この点についてもどのような検討をなされているのか、御答弁を願いたいと思っております。

- 市民生活部長（中西淳富君） お答えいたします。

御指摘をいただきました健康カレンダーにつきましては、現在、前向きの姿勢で市長公室と協議をいたしてございます。

以上でございます。

- 8番（穴瀬克己君） 前向きの姿勢、前向きの姿勢というが、具体的にカレンダーというのは、年の初めから活用するのが常識であります。本来、それを受けて実施するならば、いま、もう10月ですので、ほぼ作成段階に入っておらなければ6・2年度からのスタートはでき得ない、このように思います。そういった角度から、果たして新年からスタートできるような対応が検討されておるのかどうか、その点について御答弁願いたいと思っております。

- 市長公室長（杉本弘文君） お答え申し上げます。

この問題につきましては、本年度当初予算の予算委員会におきまして、市民の健康管理並びに健康増進を図る上から、なおまた、文化的な行事等も含めた健康カレンダーというものをつくってはどうか、という先生からの御提言でございます。この提言を受けまして、私ども広報広聴課におきまして、それなりの検討はいたしてまいっております。ただし、その中でいろんな問題点がございまして、各課の年間行事日程が、会計年度との関係から2、3月ごろに定まるものが多々ございまして、また、市の催しとして、関係機関との協議により日程が定められなければならないというものもございまして、全国的な「歯の予防週間」とか「少年を守る日」などの形のものであればいいわけですが、いま、御指摘のありますように、少なくとも10月あるいは11月初旬に決定をみなければいけないという点もございまして。

しかし、これらを含めてのカレンダーとなりますと、1月からのカレンダーというのは、非常にむずかしい点も出てまいります。しかし、カレンダーというのは、1月より実施するのが望ましいと考えます。われわれも創意工夫をこらす中、カレンダーの中に各家庭において追加

行事を記入いただくという趣向でもって実施に向け取り組んでいきたいと考えておりますので、その点御理解いただきたいと思ひます。

○ 8番(穴瀬克己君) 了解いたします。いろいろむずかしい問題もございませうが、鋭意検討を加えていただきたいことを要望しておきます。特に市長、住民と一体になった行政運営という立場から、今後、取り組まなくてはならない残された問題がたくさんあります。いまの市民盆踊り大会、市民文化祭もそうです。市民運動会もそうです。なかなか行政が旗を振れども、一体感になった行事ができていないのが現状であります。盆踊りにしても、市の職員の皆さんが躍起になって体制づくりをやらないとでき得ないという問題がたくさんございませう。市民運動会も何回も本会議で取り上げられておりますが、いろいろと問題があります。こういうものを大きな角度からとらえていただき、明るい、暮らしよい地域連帯感のある町づくりのため、今後、積極的な取り組みをしていただきたいことを強く要望しておきます。

○ 議長(田中包治君) 次。

○ 市長公室企画室長(稲田順三君) 和泉市総合計画につきまして、企画室の稲田よりお答え申し上げます。

前段でお断り申し上げたいのは、実施計画に基づく具体的な御質問でございませうけれども、現在の実施計画を取りまとめ中でありますので、現在、策定の取り組み状況について御報告申し上げます。

御案内のとおり、第2次和泉市総合計画につきましては、去る59年3月、御議決を賜ったところでございませう。基本構想では、昭和70年を目標年次に人口20万人を想定人口に定め、21世紀を目指した将来展望のもとに、調和と活力ある人間都市和泉市を基本テーマとして策定したものでございませう。これを受けまして、この将来像の実現を目指して各分野の施策を総合的、体系的に推進するため、6つの町づくりの目標を掲げていることは、御案内のとおりであります。

しかしながら、現在までこのような長期計画を策定しながら、これを実施に移す中短期の実施計画といったものが未策定であります。また、計画そのものが絵にかいたもちに終わったということもあります。このような欠点を補うため、総合計画に定められた施策事業を選択しながら計画的に推進するため、実施計画を策定し、当面、重点となるべき施策事業を具体的、計画的に示すことにより年次を追って実行性を確保していきたい、このような考え方のもとで取り組んでおるところでございませう。

メリットといたしましては、3カ年を見通す計画を策定することにより、予算編成に計画性を持たせられるのではないかとということが1点。本市行財政改革とも関連いたしまして必要な

事業の選択を行い、効率的な行政運営が行われること。第3点目として、本市の現状測定、類似都市等との行政水準を考慮しながら、今後の本市の重点事業への効率的な予算配分が行われること。4点目として、実施計画の策定を契機といたしまして、各課各部の理論づくりが推進されること一、このような考え方のもとに推進をいたしております。

実施計画の策定につきましては、具体的に申しますと、62年度を初年度といたしまして、3カ年のローリングで行ってまいりたいと考えております。したがって今回、62年度から64年度までの事業を計画していきたいと考えます。この取り組みにつきましては現在、鋭意取りまとめの作業を実施しております、10月下旬か11月初旬には、一応のまとめができる予定となっております、一定のめどをつけたいと考えております。実施計画の取り組み状況といたしましては、このような状態でありますけれども、和泉市の財政環境が非常に厳しい状況の中、計画性のある町づくりは、今後の行政としてますます必要であると考えております。

次に、コスモポリス構想の状況であります。御案内のとおり、関西新国際空港の設置と近畿自動車道と歌山線、大阪外環状線など、関連公共施設の整備に伴い、この空港機能と都市機能とをどう効果的に活用するか、和泉市としても重要な段階であると考えております。

御質問のコスモポリス構想の取り組みの状況でありますけれども、昨年11月、この具体化のために大阪府を初めとして、推進機構のメンバーともども調査検討を加えてまいったところであります。現在、土木技術の関係調査、測量、農業、現地関係調査などの現況調査及び土地利用計画などはほぼ完了し、いよいよ事業化の見きわめをつける段階に差しかかっております。このためにはまず大切なことは、土地集約の問題であります。過去2回程度、地元住民の方々にいろいろ御説明申し上げました。また、近いうちに地元関係の皆さん方のお力添えをいただく中、地元の意向調査を実施してまいりたく思っております。これらの結果を踏まえ、できるだけ早い時期に事業化の見きわめをつけたいと考えております。

なお、一定の方向の見きわめをつける段階では先生方にも十分御報告申し上げ、御了解を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、去る9月9日の日本経済新聞の件でございますけれども、これにつきましては、まず本年5月、新住法の改正が行われましたのは御案内のとおりであります。今回、その新住法の改正に伴いまして、公団といたしましても、複合都市機能を目指す町づくりをしたいという希望を述べただけであり、大阪府、和泉市、公団の三者が合意したということでは全くございません。今後、引き続き検討してまいりたいと考えます。

また、コスモポリス構想への参加の件でございますけれども、公団が先端事業とか研究施設

をつくりたいと考えていることは事実でありますけれども、3地区と申しますか、中央丘陵とコスモの関係、また、岸和田市との関係まで突っ込んだ形で対応しなければならないというのが大阪府の考え方であろうと思います。この問題につきましても、大阪府の考え方は一定、理解するわけではありますが、まだ具体的には、和泉市なり公団とも十分な話し合いはできておらないというのが実情でございます。

それから、スポレクの問題であります。まず、面積は200ヘクタールを考えております。この問題につきましては御案内のとおり、周辺の松尾寺公園は、国の整備指定対象になっておりますのは御案内のとおりであります。この松尾寺公園の整備促進とこの総合運動センターの計画につきましては、調和のとれたリゾートレクリエーションの施設整備を計画しているのが実態であります。

まず、総合運動健康センターの取り組みの状況であります。御案内のように近年、余暇の増大などから身近な生活の中で健康づくり、体力づくりを志向する市民が多く見られますので、健康の保持増進のためにスポーツレクリエーション施設に対する市民のニーズも高まっていることは事実であります。したがって、子供から大人まで気軽に楽しみながら健康運動施設の体系的な整備を促進し、健康づくりを推進してまいりたいと考えるものであります。

なお、59年度からいろいろ取り組みをしているわけではありますが、われわれといたしましては、ポテンシャルというか、実現の可能性の高い、実施可能なものにしていきたいというのが希望であります。

以上のような状況の中で、この方向に向けて取り組んでいる次第でございます。

それから、府中駅前再開発問題であります。御案内のとおり、この府中駅前再開発につきましては、昨年12月に大阪府より出された関西国際空港地域整備計画原案におきましても、空港関連事業として位置づけられております。また、第2次総合計画におきましても、和泉府中周辺は、本市の中心として位置づけております。また、公共施設を初め商業業務機能が市内で一番集積した地域であります。したがってさらに将来に向け、これからの都市機能を充実させる上で、周辺の再開発は重要な事業であると理解いたしております。現在、われわれ事務レベルで勉強を行っている状況でありまして、今後、どういう形で再開発を行っていくかにつきましては、なお一層勉強を重ねていく必要があると考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

以上、簡単でございますが、数点にわたる御回答といたします。

- 8番(穴瀬克己君) 実施計画の段階で62年をめぐりに進めているという点は了解いたしました。非常に高度なテクニックが必要かと思っておりますので、大変御苦労をかけると思っておりますが、

実現可能な対応の形で積極的な取り組みをお願いしておきます。

今回、日経に出たコスモポリスの内容は事実でなかろうかと思うわけです。これは大阪府、公団双方の意見が一致を見ているような感じがいたします。その中で和泉市がまだカヤの外にあって協議の中に入っていないような受け止め方でよろしいんですか。

- 市長公室企画室長（稲田順三君） 決してそうではございません。
- 8番（穴瀬克己君） そうしたら、協議していたということですか。
- 市長公室企画室長（稲田順三君） まだ、同意はいたしておりません。たとえば公団におきましても、1つの地域を先端産業施設を中心とした研究施設に配置替えをするということになりますと、当然、都市計画決定の変更が必要でございますが、こういったことが全くなされていない。現在、公団としても、どのような形で対応すればいいかという研究をしている状況が表に出たということで御理解賜りたいと思います。
- 8番（穴瀬克己君） 大事なことは、中央丘陵整備計画の中の西部ブロック100ヘクタールをそっくりコスモに振り替える、こういうふうに報道されておるわけです。いままで中央丘陵特別委員会でもこういう話は出ておりません。中央丘陵の関連する中では、西部ブロックは全部入っております。しかし、コスモの方に西部ブロックの100ヘクタールを切り離すと書いてある。そうすると、現在の中央丘陵の問題としても大きく取り上げなければならないので、果たして協議に入っておるのが、おらないのか、ということですか。

特に公団側としても、いまの住宅供給の現状からいって非常に困難性を見る中、また、府としてのコスモポリス計画、岸和田、和泉市関係をにらんだ上で、こういった形で計画をされている感じもするわけです。そういった中で、もっと具体的な形を公団並びに府に対して取り付けなければならないと思うんです、どうするのかね。このことも踏まえ、中央丘陵開発も考えなければならないし、コスモとしての考え方も従前の計画と倍の誤差が出てくるわけですからね。実施計画に基づく基本的な考え方も変えていかなければならないと思います。少くづいふえるんならまだしも、倍近いんですよ、西部ブロックを入れるとなるとね。この辺でどう対応しているかとされるのか、御答弁を願いたいと思います。

- 市長公室企画室長（稲田順三君） 新住法の改正に基づきまして西部ブロックにつきましては、公団の希望としては、高度先端産業の研究施設をつくりたいというのは御存知かと思えます。しかし、確かに100ヘクタールでございますが、新住法の改正によりまして、これをすべてそういう形にすると非常に問題が生じます。公団としてもどのぐらいの面積にしたらいいか、苦慮してございます。現状は、全く事務的な研究段階ということでありまして、そのような具体的な形で公団と大阪府が合意に達して進んでいるということは決してござい

せん。十分検討してまいりたいと考えております。

なお、コスモとの関係でございますが、われわれ和泉市としては、中央丘陵もコスモも成功させたいわけでございますが、できるだけ西部ブロックもそういう形で対応していきたい。特に西部ブロックは、研究開発型施設を中心として対応すべきであろうという形で進んでおります。できるだけ西部ブロックの一部も含んだコスモを並行していきたいと考えております。

○ 8番(穴瀬克己君) これは大きな分かれ道になります。西部ブロックを切り離すとすると、コスモそのものの考えも変えていかなければならないし、中央丘陵そのものも変更されることになります。これらにつきましては、特別委員会等でも忘れんときちんとした形で詰めていかなないと、また、「議会は何のためにあるんや」と言われまっせ。

○ 市長公室企画室長(稲田順三君)、先ほど言いましたようにこの問題につきましては、当然、都市計画の変更も出てまいります。その段階で議員皆様方にも十分御説明、御報告を申し上げていかなければならない手続の問題もございますので、その点も御理解願いたいと思います。

○ 8番(穴瀬克己君) この中で取り上げましたのは、信頼できる日本経済新聞に大々的に取り上げられたことに対して、中央丘陵の委員会でもきちんとした報告もなされているならば、何もこの本会議で取り上げないわけです。そういう報道もされながら何ら対応していない。西部ブロックがまるまるコスモに切り替わるといふ、これは大きな問題ですからね。まだまだ改正新住法の市街地開発法にきちんに乗せられていない段階だから開いてない、という答弁ですが、公団と大阪府が大筋で合意したと大きく報道されているのですから、きちんとした形で詰めていっていただきたい。このことを要望いたします。

それから、こういう形で進んでいくわけですが、果たして倍近くなって企業誘致の見通しがついてるのかどうか、非常に心配です。ちまたのうわさでは、坪20万円ぐらいの価格になるだろうといわれております。都心部への企業誘致なら20万円ぐらいとか、いろんな形の話も聞きますが、こうした山間部への企業誘致では、ほほいまままで10万円ぐらいまでしか耳に入っていない。ところが和泉市では、ほほ20万円ぐらいかかるだろうしというよりちまたのうわさですが、確信を持っているのかどうか。

もう1つは、当然、大学や研究機関を張り付けないと、魅力あるコスモポリス計画の誘致はむずかしいと思いますが、大学や研究機関に対する接触がなされているのかどうか。

さらに、企業間で常識になっている税その他の優遇措置を当市として考えておるのかどうか。

この点について再度、お答え願いたいと思います。

○ 市長公室企画室長(稲田順三君) 用地買収の問題でございますが、この事業につきましては一応、空港完成時の68年をめぐりにしております。その時点の社会経済情勢がどう変化して



いるかという見きわめにかかっております。加えて現在の円高、貿易摩擦等で企業の海外進出が盛んでございます。これは事実でございます。しかし、専門家の御意見を伺う中でも、必ずしもそれが成功するであろうということにはならない。結果的には、日本国内で企業立地する方がベターではないかという意見もございます。そういうことで、68年ごろはどうかという見きわめも十分して対応していきたい。われわれとしては、確信を持って企業誘致が図れるという考え方のもとに進めております。

2点目の大学等研究機関の誘致問題でございますが、確かに御指摘のように、コスモも含めた和泉市の性格付けというが、核になるものが非常に大事でございます。それによって企業誘致も変わっていくであろうと思います。この問題につきましても、全力を挙げて大阪府なり、その他の機関に対しまして、大学及び研究機関の誘致について要望しているところでございます。具体的には、土地集約が重要な前提条件になるだろうという考え方のもとに対応してまいりたいと考えます。

税優遇問題につきましても、68年度当時の社会経済情勢がどのような状況になっているか、不明確な点が多くあります。しかし、今回の民活法案等においても一部、税制上の措置も図られております。そういう時代の変化に応じて考えていきたい。現時点におきましても、民活法案の枠内で対応しているのが実態でございます。

- 8番(穴瀬克己君) これは非常に和泉市挙げての大事業でありますし、何とか成功にこぎつけていかなければならないというのが、議会、理事者とも同じ思いであります。その意味では、これは非常にむずかしい事業であります。全国的にも民活も入れて用地買収はしたが、ベンベン草が生えているというところがいっぱいある。空港関連で和泉市が取り上げた問題でありますし、こういう中では、着実に確実な歩みを進めてほしいと思います。

特に問題を先送りすることなく、現実、現段階の中で、来年度からコスモの企業誘致をするに当たってどのような対応をなすべきか、いまの時点ではどうか、そして、それらの状況に基づいて68年度の対応をする。そうでなければ、そのとき、そのときの対応が非常にむずかしい問題があります。だから、現実の現段階でどのような対応がなされるか、このことが基本になろうかと思えます。

いまの室長の答弁ですと、68年度には情勢がどう変わっているかわからないので、68年度に何とか検討したい、ということですが、いま、その判断もできずして、68年度の対応なんて不可能である。だから、実施計画を62年度までに仕上げる段階で、現実的な対応も含めてやるべきである。そうでないと絵にかいたもちになりかねない。このことを恐れますので、十二分に検討していただきたい、このように思います。

次に、スポレクですが、松尾寺公園の整備が空港関連事業の一環として織り込まれておりますが、まだ予算措置等の財政的な裏づけが全然白紙の状態であろうかと思えます。松尾寺公園を中心とした健康運動センターに着目したきっかけは何ですか。

- 市長公室企画室長（稲田順三君） 松尾寺公園の事業は、総合計画にも組まれております。住み、働き、憩うためにはこういう場所が必要であろう。その中では、中央丘陵、コスモ、スポレクという3つの中に核になるものをつくりたい、こういう考え方のもとで進めておる事業でございます。
- 8番（穴瀬克己君） これは空港関連整備事業の一環に織り込まれた、そのことによる構想に合致させようとした形で実施計画に入っているのかどうか。空港関連整備事業との関連性はどうか。
- 市長公室企画室長（稲田順三君） 先ほど申し上げましたように、松尾寺公園事業は、当然、空港関連事業でございます。これはこれなりにいろいろ国なりの補助金をもって公的な整備をしていくわけでありまして。加えて残り140ヘクタールは、民間が十分活用してやっていきたいという考え方でございます。
- 8番（穴瀬克己君） これとて膨大な用地を必要とする、和泉市民に希望とロマンを住民にアピールするすばらしい計画だと思ふ。特に空港関連整備事業ということでは、何とか国なり府の財政的援助を獲得し、成功に導いていただきたいわけでは。ところが、スポレクと同じく駅前再開発も空港関連整備事業に入っているのに全然浮かび上がってこない。これは今回の実施計画に含まれておるのかどうか。
- 市長公室企画室長（稲田順三君） 端的な御質問でございます。確かに駅前再開発につきましては過去49年以来、いろいろ調査された経過がございます。しかし御案内のとおり、駅前再開発につきましては、ヘクタール当たり100億から150億かかると言われております。和泉府中駅前も5ヘクタールでございますので、膨大な資金を必要といたします。そのような状況でございます。前段で申し上げましたように、実施計画の中の作業は取りまとめ中であり、基本的な考え方は事務レベルで整理している段階でございます。トップとの意見交換は行われていないのが実情でございます。なかなか駅前再開発につきましては、非常なむずかしさもあるということで御理解賜りたいと考えております。
- 8番（穴瀬克己君） すばらしい総合計画が絵にかいたもちにならないように、具体的な実施計画をさらに詰めていただきたいことを要望しておきます。

それと同時に、市民に夢と希望を持たせてくれることは非常にありがたいんですが、現実抱えている地域整備等の問題が総合計画にも網羅されておりますけれども、実施計画等にはな

かなか上がってきていないというのが実態だろうと思います。非常に心配するものですが、いよいよ福祉総合会館も着工に入ります。1年前には、コミュニティーセンターが完成いたしました。そして、市民会館に次ぐ和泉市文化ホールもりっぱなものができました。建物等はりっぱなものが出てまいりましたが、現実の私たちの日常生活の家庭と直接関係のある道路、下水道等を見ますと、従前と一向変わっておられない。この辺では、21世紀に向けて果たしてこの現実的課題をどう解決しようとしているのか、御答弁をお願いいたします。

- 市長公室企画室長(稲田順三君) 施設の維持管理、補修を含め全体の問題に対する御質問であろうかと思えます。確かに御指摘のように、維持補修その他施設整備の統一的な基準をもって対応する体制にはなっておりません。今回の実施計画の中でもどれだけ取り組めるか、むづかしい問題でございます。和泉市におきましては、財政事情は黒字基調を維持しておる実態ではございますが、その中身の財政構造が非常に脆弱で、経常収支に至っては100%近い状態になっております。そのような状況で維持補修費のためにどれだけ投入できるか、大きな問題であろうかと考えますが、御指摘の点を十分に踏まえまして、私としては今後、維持補修の統一的な基準をつくって考え方をまとめていきたいと考えております。現時点では、維持補修に関しどのような積極策を講じるのかという点につきましては、具体的案は持ち合わせておりませんが、考え方をまとめていきたいと思っております。

- 8番(穴瀬克己君) コミュニティーセンターをつくっていただきましたが、市民にとって大きな文化の場として積極的に活用されていることは、非常にありがたいと思えます。何が先で何が後かという問題にならうかと思えますが、福祉総合会館もまた、市民福祉のメッカとして市行政の一環として、そこを基調とした形で活用されていくと思えますが、それもまことに素晴らしいことです。と同時に並行して進めなければならないのは、市民が一番求めているものを行政側が察知して、それに基づいて計画を立てていかなければならないと思えます。いままでは河川や水路が下水に変わり、道路は拡張されずに狭いままであり、交差点改良すらできていない。交通事故多発地域でもあります。

こういった観点から考えますと、やはり日常生活の中において本当に潤いのある環境、暮らしやすい町づくりを進めていくためには、何もコスモポリスができれば、また、健康運動センターができれば、私たちの日常生活の環境がよくなっていくか、決してよくなる。僕は日常生活の中に文化があり、健康があるように思います。健康や文化を他のところに求めていくのは、地域文化ではなからうと思えます。当然、全市的な形で取り組む施設が必要になってまいります。私たちの日常生活の中にこそ文化があり、生活があるわけなんです。この地域を改良せずして、何が21世紀へ向けての計画だと言わざるを得ない。

下水道事業も膨大な経費と長年月がかかります。当然、それを待てば、その地域の下水道整備はできるでしょう。しかしこれとて、30年、50年かかります。その30年、50年の間、悪臭が漂い、蚊がブンブン飛び交い、交通事故は多発する、こういったものを捨ておいていいものかどうか。改修的な工事なら5年ももたず、また、やり直し、いまの下水工事を見ていますとね。膳の上の蠅を追っているようなものです。本格的な改良工事はなされていない。その意味で抜本的な地域整備というものを総合計画の中にうたってるんですから、具体的な実施計画というものを立てるべきであろう、このように思います。この点については、後で答弁をいただきたいと思います。

それから、先ほど施設の維持管理等も出ましたが、施設をつくれればつくるほどカネの要ることばかり起こってきます。恐らくコミュニティーセンターも20~30年たてば、いまの文化ホールは10~20年、体育館も公園もすべてそうであります。これらの維持管理に追いつかれるでしょう。これに対して和泉市民会館はどうですか、建てたのは何年前ですか。もう市民の皆さんがなかなか利用されないような現況にあります。結婚式場も取り払ってしまい庁舎に変わってます。大集会場も庁舎に変わっております。市民文化の殿堂が、市の庁舎に切り替えられているような状況になっております。なぜか、改修費用すらめどが立たない庁舎管理、文化施設管理の実態であります。庁舎1カ所をとらえてもそうです。

老人ホームのことも昨日の質問で出てましたが、1年に1カ所建設してまいりましたが、従前に建てた老人集会所は、もう雨漏りはするわで補修をしなければならぬが、その補修予算は立てておるのかどうか、立てておらない。そんなカネはどこからも出てこない。計画性がない。1回建てたら永久に使えるもんだと思っている。この辺の市全体の施設の維持管理、運営というものの1つの大きな柱をつくらなければならないじゃないか。20~30年したら必ず起こってきます。公園等の樹木も枯れてまいりますが、これは公園管理の提案もしてまいりました。

そうした施設の管理運営という面で、仮称ですが、施設管理運営基金的なものを設け、維持管理の財源を充当できるような基金制度を確立していかなければ、今後、21世紀に向けての市の体制は築き上げられていかなんじゃないか。このことを非常に憂うるものです。いままでは場当たりのというか、そのときはそのとき、またどこからか補助金を取れるように働きかけたらよろしいがな、というような感じできたと思う。市単費でやれない。そんなところにカネを回せない。補助事業に追いつまわられている現状です。そういう面で大きく転換を迫られていくんじゃないかと考えるわけです。

以上2点、合わせて所見をお伺いをしたいと思います。

○ 市長公室企画室長（稲田順三君） 第1点目の問題につきましては、一応、関係部課とも話し合っておりと考えております。

— それから、基金制度という問題につきましては、新しい御提案でありますので、われわれは今後、勉強して一定の方向を出していきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思っております。

○ 8番（穴瀬克己君） 時間もありませんので、ちょっと理事者の考え方を聞かせていただきたいと思いますが、まず第1点、同じような問題ですが、従前、公園の管理ということで質問いたしましたとき、（仮称）公園管理協会というものをつくって公園の管理運営に当たっていく、という答弁をいただいておりますが、その後どうなったのか、御答弁を願いたいと思っております。

そして、同じく市長にお聞きいたしますが、現実には抱えている大きな問題を先送りするのではなく、現時点の問題そのものを研究し1つの流れをつくっていかねば、後世に大きなツケを回すこととなります。市長はまるまる3期務め、4期目に向かうわけですので、その辺で和泉市の発展のための大きな基礎づくりをやってもらいたいということで、いま言いました2点について、市長の所見をお伺いしたいと思います。

○ 議長（田中包治君） 次。

○ 都市整備部次長（三井義秋君） 公園協会の設立について、都市整備部三井からお答えいたします。

かねてより御指摘のあります協会の設立、また、和泉市の第2次総合計画にもうたわれております協会の設立につきましては、公益法人の許認可権を持っております大阪府の公園課と、来年4月設立に向け事務的にはございますが協議を重ねております。大阪府の全体的な方針としては、現在、臨調行革の中で休眠する法人を整理中であり、新たな公益法人を設立することは行革に反するために困難である、との意見であります。また、協会の設立については、公園管理を主体とした業務内容であってはならない。公園管理は、行政が直接行うべき業務である。協会は、あくまでも都市における緑化の推進、市民に対する緑化の啓発業務を主体とすべきである、との大阪府の意見であります。

そこで、本市の実情から宅地開発が進むにつれて都市の緑が失われつつあり、また、和泉中央丘陵開発により再生産される公園緑地及び既成市街地の公園緑地を市民とともに守り育ていくためにぜひとも協会を設立し、市民と一体になったきめ細かい緑化運動を展開していきたいという考えのもとに大阪府と協議を進めております。現在、事務段階ではございますが、協会の内容については、仮称ではございますが、「財団法人和泉市公園緑化協会」とし、事業の内容につきましては、公園緑地の愛護精神のかん養事業、また、緑化推進に関する事業、公園

緑地及び緑化施設の維持に関する事業などの事業内容となっております。啓発事業を主とした事業でございますので、いろんな問題がこれから出てこようかと思いますが、当初からこれらのすべての事業を完全に行うことは困難でございますが、協会設立後は徐々に体制を強化し、緑豊かな町づくりの推進を図ってまいりたいと考えてございます。

以上、現在までの事務段階での取り組み状況でございます。よろしくお願ひいたします。

- 8番(穴瀬克己君) 公園課もつくっていただいてそれなりの対応もし、積極的な公園の維持管理ということで以前よりも進展してきたことは、大きく評価しておるわけでございますけれども、助役さんの御答弁にもありましたように、現在、40数カ所、50カ所にもなろうとしている公園を現況の公園課で管理できるわけがない。当然、公園協会のような維持管理を専門に担当させる組織づくりも合わせて検討していきたい、ということで、公園協会の設立に向けて頑張っていたらと思います。

これもやはり現実の問題としてとらえなければ、5年、10年、20年後に先送りにするならば、せっかく今まで和泉市に寄贈を得た公園にしても、和泉市が都市公園として力を入れている公園にしても、一時的な華やかさはあったとしても、10年、20年後には横尾山の桜のように花も咲かなくなり、それぞれ市民の憩いの場として活用されなくなってしまうことを恐れるが故に、いまのうちに具体的な管理体制をつくっていただきたい。このことをさらに詰めて現実のものにしていただきたい、このように思います。

それと、市長に答弁してもらってないんですが、現実の問題として、中央線は井ノ口まで拡幅されました。ここから13号線、26号線までの拡幅が早急な問題になってまいります。ここは駅前再開発の周辺、そのゾーンに入ってるんですかね。あの商店の立ち退き等の問題を考えるに、単に駅前再開発だけではなく、従前の市街地に対する計画性を持っていかないと、新しいものははっきりと目を向けていくと、しまいには地域の新旧の調和もなくなり、住みよではなく、住みにくい町になってしまいます。この段階で理事者の積極的な対応を迫られている時期に来ております。その意味でくどく申しておりますけれども、後世に大きな問題を残さないためにも重要な時期に来ておりますので、市長からの御答弁を願ひたいと思います。

- 市長(池田忠雄君) 穴瀬議員さんから貴重な御提言も含めた御質問をちょうだいいたしました。心より厚く感謝申し上げます。それぞれのセクションの部長からお答えいたしましたわけでございますが、総合的にいまから明日に向かっての町づくりの体制と心構えということで、最後に市長の所感という御質問の要旨だったと存じます。

いろいろと山間部と下わきの調和を図るために総合計画を踏けた中央丘陵開発という大事業で、鉄道、道路などいろいろ都市基盤整備を中心とした単なる住宅地ではなく、複合的な町

づくりとして、すでに皆さん方の御支援、地元の御協力をいただきながらつち音が響いております。これは21世紀に向けて、細長い本市の地形を考慮して下わきが過密であるのに対して山間部なり丘陵地が眠っておりますので、これを何とか調和のとれた発展、町づくりをさせていただき、山手と下わきとの調和を図りたいという大規模プロジェクトを公団ということで導入するについて、大阪府の全面的な支援をちょうだいいたしまして、今回、河川改修にも踏み切りらせていただき、湾岸下水道も特別な補助金をいただく中、一早く上へ引き上げてまいります。これは計り知れない都市基盤整備でございまして、1市だけではとうていできない中、国、府の全面的な御支援を得てやらせていただきたいというのが中央丘陵対策であったわけでございます。これがつち音高く響いてまいり、70年の完成に向けてスタートを切っております。

一方、新しい産業基盤の調和という意味で、地元の産業であります人造真珠あるいは主産業であります繊維が構造的な不況の中、新しい産業を導入していく中で地場産業の活性化を図りたいということで、空港関連の立地条件を利用したのがコスモポリス構想であるわけでございます。いずれもバランス、調和のとれた政策の一環として、1市だけでできないことを国、府の御支援、あるいはコスモは民間活力も導入させていただきたいと思っております。

また、住み、働き、憩うというのが町のあるべき姿だとしましたならば、そうした意味での憩いの場として、健康保健運動センターというものを松尾寺公園を中心とした一角で大きなものも導入してまいりたいという構想で、現在、これも民間活力の導入も図らなければならないものだと思っております。

以上、3つの大きな事業を和泉市の調和のための町づくりという基本的な考え方の上に立って進めさせていただいております。

しかし御指摘のとおり、こうした事業だけでいい町づくりができるとは思っておりません。市民に直結したそれぞれの施策を着実に推進してまいりたい。新しい市でございますので、いままでは他市に追い越せということで、学校施設とか、いろんな施設面の整備とかは、古い市はすべてそろっておりますが、うちはそろっていないので、これらを駆け足で一生懸命追いかけてきたのが、いままで市制30周年の歩みであったわけでございます。

御指摘のとおり、曲がりなりにも不十分ではございますが一応、モノとしていろんなものが整備されつつある中、この過去30年の先人の御努力、市民、議会の御協力を得て今日まできたものを、どのように21世紀に向けて発展させていくために、大きなビジョンと現実が直結した都市基盤整備なり、いろんなきめ細かい施策をとらせていただき、これらが並行して行われなければ、いい住みよい町にはならないと私も考えております。その意味合いでは、御指摘肝に銘じておりますので、今後とも着実な発想段階を踏まえまして、先ほどから御指摘いただ

いておりましたように、総合基本構想が絵にかいたもちに終わらないよう、年次計画を立てながら3カ年のローリングとして、70年を見通す中で1つずつ実行していきたいというのが私の考え方でございます。

御指摘のとおり、下町は過密のシンボルとも言うべき府中駅前再開発事業、これは非常に大きな事業でございますけれども、これも一生懸命に民間活力を導入しないと行政だけの力ではできないと思います。道路の拡幅を初め商店が並んでいるものを再開発をからめて整備する。また、ようやくできつつある泉南線までの中央線、ここから第2阪和までをどのようにして計画どおり拡幅していくか、これも現実の課題であります。これも駅前再開発との連動なくしては、この道の拡幅は至難であろうと思います。こうした問題を踏まえまして、今後、年次計画を立てながら着実に対応してまいりたい。あるいはいままで御指摘をいただきました諸事項を胸に置きまして、現実を踏まえつつ、明日に向かって着実な前進をしてまいりたいと思いますので、今後とも、なお一層の御支援と御協力のほどをお願い申し上げまして、御答弁にかえさせていただきます、このように思います。

- ◎ 8番(穴瀬克己君) 市長の御答弁の中では、駅前も当然、年次計画を立ててやっていかなければならないと言われました。確かにそのとおりだと思います。いま、足元に火がついてきております。このことが中央線の拡幅だけで済まない。駅前再開発を含めた開発ということで取り組まなければならない。総合計画の中でうたいながら実施計画には入っていないのは、市長の言うことと実施計画にずれがあるのではないか、このことを非常に感じるわけです。いま、市長の答弁を聞いて、実施計画には入っていないが、具体的に計画を推進されていくことを確信いたします。近隣各市を見ますと、それぞれ大変な中で区画整理をされ、地域整備に向け頑張っております。よそができて、なぜ和泉市ができないのか、そのことを憂うるわけです。いまこそ思い切った施策を講じていただき、後世に問題を残さないような体制をとっていただきたい。それには、具体的な計画から入っていかなければならないと思います。

きょうはいろいろと多岐にわたる問題を取り上げましたが、積極的な推進という意味で、いまの総合的な行政システムという形の中で推進できるような組織体制、また、経済的、財政的な裏づけが伴ってきますので、和泉市挙げての取り組みを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

- 議長(田中包治君) 次に、18番・勝部津喜枝君。

(18番・勝部津喜枝君登壇)

- 18番(勝部津喜枝君) 提出いたしました質問通告に基づきまして説明させていただきます。



す。

まず、町づくりについての中の北信太駅前線についてお尋ねいたします。

第1点は、昭和49年5月29日、和泉市と日本住宅公団との間に取り交わされました協定書による都市計画街路北信太駅前線の事業計画書なるものの内容をお示し願いたい。

第2点、協定書に基づきまして、両者間で取り交わしました負担金契約書によりますと、当計画街路を昭和52年3月末日をめどに完成させるものとして、その事業の一部負担金として3億円を公団が負担しているが、その使途は現在、どう処理されているのか、明らかにされたい。

なお、この3億円の負担金は、団地内の2つの池を埋め立て約400戸の住宅建設を地元住民、すなわち団地自治会の同意を得て支払い、となっております。当然、その作業がされたことと想像するものでございますが、この地元住民との同意なるものは文書で確認されたのか、それとも口頭によるものかをお示し願いたいと思います。

町づくりのその他につきましては、御答弁の関連から再質問させていただきます。

第2点、教育行政についてお尋ねをいたします。

かつて、300万人とも言われる日本国民を犠牲にした戦争と敗戦という高価な代償を支払ったわが国は、重大な反省の上に立ちまして新憲法の制定、教育基本法の制定など、民主国家に向けて多くの国民の努力が培われてまいりました。こうした歴史的な経過をたどっております。教育の面で見ると、この間、教育委員会法が地方教育行政の組織及び運営に関する法律に改正されるなど、う余曲折、試行錯誤を経ながらも、人類の未来を託する子供の教育という崇高な事業に対して、国民の熱い期待と教職員等の努力が積み重ねられ、今日の日本の教育水準をつくり上げてきたことは事実だと考えております。

しかし、非行、校内暴力、いじめ、登校拒否、学力荒廃などが、教育におけるさまざまな現象が重大な社会的関心と政治課題になってきたことは御承知のとおりであります。私は、教育に求めるものが今日においても将来においても、何よりもまず基本的な事実、科学的な認識を正しく教えることにあり、真に自主的なものを考え、社会の主人公として行動できる能力の基本を身に付けるようになることだと考えております。そして、政治の果たす役割は、その実現のために条件整備の充実であり、教育と政治の関係について、厳密なる民主主義的原則が守られなければならないと考えております。

さてこのたび、教育委員会制度の活性化について、臨教審答申は、今日の状況を教育行政に直接責任を持つ合議制の執行機関としての自覚と責任感、使命感、教育の地方分権の精神について理解、自主性、主体制に欠け、制度として形骸化しており、活力を失ってしまっていると

ころが少なくなく、制度本来の機能を十分に果たしていると言いがたいと、その現状をかなり厳しく批判しております。臨教審答申全体につきましては、私といたしましても、また、世論も含めて批判のあるところではありますが、教育委員会のあり方について、これだけはっきりと指摘したのは、政府関係機関の文書としては珍しいのではないかと思います。

そこで、まず第1点、本市教育委員会の現状と活性化の方向について、簡潔にお考えを御説明願いたいと思います。

第2点として、いま学校はどうあるべきか、現状を踏まえながら、その真の改革の方向をお考えになっていることと思いますので、お示し願いたいと思います。

教育問題の第2点は、条件整備についてであります。1つには、ことし6月議会におきまして、わが党の西村議員が、社会教育審議会答申に対しまして、その後、具体化に向けどのようになっているか、について質問いたしておりますが、その後の進捗状況をお尋ねいたします。

第2点、条件整備の中のソフト面での問題であります。いわゆる財政的な裏づけとして、本市においては父兄負担の軽減の立場と、現場における教職員の教育実践を全面的に保障する立場からどのように考え、予算要望の検討と実践をされているのか、明らかにされたい。

以上、この教育行政につきましては、本市教育行政の根幹にかかわることとして、西川教育長みずからの御答弁を要請いたします。

次に、福祉行政についてであります。

今般、社会福祉施設費用徴収制度、いわゆる徴収金問題であります。改定されたと聞いております。いままで施設の徴収金は、食費だけの負担であったものが費用徴収方式となり、徴収対象を入所者本人のみならず、扶養義務者からも徴収しようとするものです。また、収入認定につきましても、年金やわずかな労賃までもすべてのものを含むとし、本人と家族の負担を一層重くしようとするものであります。今回の措置は、障害者や老人、その家族の生きる権利を脅かすだけでなく、国と地方自治体の責任を社会福祉事業を経営する者に転嫁して財政的援助を求めてはならないとする社会福祉事業法第5条に違反し、国や地方自治体の責任を福祉利用者や、その家族に転嫁するものであると考えております。本市におきましては、この徴収金制度の導入についてどのようにされているのか。また、この改定に伴いまして、利用者や、通所している家族、本人に対する負担はどのようになるのか、明らかにしていただきたいと思っております。

福祉行政のその他につきましては、この御答弁の関連として再質問させていただきます。

4番目に、北信太無料自転車置き場管理についてであります。

御承知のように、聖ヶ岡町内に無料の自転車置き場が設置されましてすでに5年を経過して

おります。この点につきましては、駅前に設置されました自転車置き場にまだ収容できない自転車を何とかしなければならない、という積極的な対策として努力された結果だという点は評価するものではございますが、その管理が全くなされていないということで、今日、周辺住民の多大なる公害ともいべき迷惑は、目に余るものがあります。年2回の草刈り、3カ月に1度程度のごみ回収、この程度の管理が果たして市の責任で無料とはいえ、自転車置き場として設置されたことに放置されていないものでしょうか。

この点につきましては、大変個々の問題ではございますが、いま、上代町に建設中のアーバンライフ住宅建設に伴いまして、人口増による利用者の増大などを考えるとき、決して放置できない問題として、さらには、住みよい町づくりの観点からも、そして私自身、毎日この現場を見聞している地元議員として、本会議場において的確なる管理についての対策を求め、答弁を要求する次第でございます。

以上、質問の趣意を申し上げまして、再質問の権利を留保して終わります。

- 議長(田中包治君) それでは、理争者の答弁は午後をお願いいたしまして、ここでお昼のため13時まで休憩いたします。

(午前11時40分休憩)

(午後1時00分再開)

- 議長(田中包治君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

勝部議員の質問に対する理事者の答弁を願います。

- 都市整備部次長(三井義秋君) 1点目の北信太駅前線に関しまして、都市整備部次長三井からお答えいたします。

まず、第1点目の事業計画内容でございますが、昭和49年5月29日付で当時の日本住宅公団と締結いたしました協定書の内容によります事業計画について御説明いたします。

事業計画の内容につきましては、都市計画道路北信太駅前線のうち府道大阪和泉南線から北信太駅前までの計画幅員20m、延長210m及び駅前広場3,000㎡の整備事業に要する工事概要の仕様書でございます。内容につきましては、用地等の買収費、補償費、歩道、車道及び駅前広場等の本工事費と調査設計費からなっておりまして、総事業費として18億9,281万1,000円となっております。この総事業費のうち国鉄負担金7,500万円、国庫補助金が補助率3分の2といたしまして12億1,187万3,000円、残り3分の1、いわゆる裏負担につきましては、市と公団が2分の1ずつの約3億円を負担することになっております。

次に、もう1点の2つの池の埋め立てについて地元住民の同意を得ているか、ということと

ございますが、49年6月29日付で当時の鶴山台連合自治会長さんと、鶴山台団地内に大集会所等の建設を条件に南々堂池及び次郎池を埋め立て、造成後に約400戸程度の住宅を建設することに同意するという覚書を交わしております。

以上でございます。

- 議長（田中包治君） 次。
- 財政課長（阪 豊光君） 負担金の使途について、財政課阪よりお答えさせていただきます。

住都公団との負担金契約に基づく3億円の使途でございますが、北信太駅と結ぶ道路並びに北信太駅前広場等、鶴山台及び周辺住民の通勤等の便益の確保として、昭和50年度9月議会においてうち2億円の補正議決をいただき、決算認定もいただいているところでございます。

事業内容といたしましては、北信太駅前線の整備といたしまして用地買収640㎡、工事延長といたしまして96.57m、幅員4mの整備事業でございます。

2つ目に、北信太駅前広場といたしまして、用地買収380㎡並びに整備等を主として行ったところでございます。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

- 18番（勝部津喜枝君） 残りの1億円はどうなっていますか。
- 財政課長（阪 豊光君） 残1億円につきましては、会計課で適正に保管しているところでございます。

- 18番（勝部津喜枝君） 古い都市計画街路の問題をいま、改めて取り上げたことにつきましては、後で私の意図するところを申し上げたいと思うんですけど、ここに一連の経過がございます。昭和48年5月12日に鶴山台連合自治会がバス運行予定表について、料金を含めて詳細なる回覧を住民に配っております。次に、48年5月28日、聖ヶ岡町会は、鶴山台のバスの北信太駅前までの運行についての市からの申し入れに対しまして緊急役員会を開き、協議した旨の回答がここに文書でございます。さらに、その旨を全住民に知らせる回覧が6月12日に出されております。

こうした中で48年6月18日、この件について、「南海バス運行問題につき住民各位に訴える」という文書が発表されております。この中で『長い間要望しておいたバス運行が6月16日より完全実施ということで大変喜んでおいたところ、地元町会の反対に遭い無期延期になった。そして、交渉をする際、当時の市産業衛生部長に対して「北信太駅前線を早く実現せよ」と言ったところ、「目下のところ、建設の見込みは全くない」との回答があった』。さらにこの文書の中では、このままではバス運行のめどが立たないということで、バス運行実行委員会の結成準備委員会として、この回覧が全住民に配られております。

最後に、この中では、「ちなみに勝部津喜枝市議は、市の市職のサイドにして同町内に在住

すると見聞するが、同市議はバス運行、基幹道路についていかなる見解を持っておられるのであろうか」、こういう文書が当時、鶴山台団地住民全戸に配られております。

そして、引き続き49年5月29日、和泉市と日本住宅公団との間で協定書が結ばれ、負担金契約書3億円が入り、9月15日、鶴山台団地事業の終結に関する覚書が交わされ、合わせてその覚書に基づく合意事項として、この駅前線の取り付け工事について市が責任を持って処理する、という内容を含んでおります。これを当時の中塚建設部次長事務取扱と住宅公団との間で交わしているという経過があります。

私がここでお尋ねしたいのは、400戸の住宅建設の際、3億円の見返りとしてのおカネを市に払い、そのことの合意を鶴山台団地自治会と取り交わしたことは結構でございますけれども、この都市計画街路北信太駅前線は、明確に鶴山台住民のバス道路として使用すると規定されております。その際、地元の住民である聖ヶ岡町会に対して合意を取り付けたのかどうか。まず、その点を第1点として明らかにしていただきたいことと、古いことではございますが、こういう回覧が全戸に配られたということで、当時、私は市議会の末席を汚しておりました関係上、この件につきまして市から何ら説明も受けておりません。この点をどういふふうに説明されるのか。取り交わされた協定書、合意書は、すべて責任を持ってこの駅前線を完成するという立場に立っておカネを受け取り、また、合意書も交わしております。この点の見解を責任ある方から御答弁をいただきたいと思っております。

- 助役（坂口禮之助君） 当時のことは非常に過去のことでございますので、私どもの方にも確かな資料等はございません。記憶に基づいてお答えするという面が多分にあるかと存じます。まず、鶴山台団地内に御指摘のような文書が配布されていたことにつきましては、残念ながら私たちは、その時点でも知りませんでした。これは自治会活動という範ちゅうの中でおやりになったのではなかろうかと思っております。
- 18番（勝部津喜枝君） 自治会活動云々を言ってるんじゃないんです。市のとうた対応をお尋ねしているわけです。
- 助役（坂口禮之助君） ですから、そういう文書が鶴山台団地内に自治会活動として配布されておるといふことは、われわれは存じておりません。したがって、その対応はいたしてなかっただろう、と私の記憶ではそういうことでございます。この住宅公団との間に取り交わされました協定書のいきさつにつきましては、一応、形式的には先ほどからございましたように、一定の協定書に基づきまして、北信太駅前線の整備を促進するという意味合いにおきまして、総事業費の6分の1に相当する3億円を市の方にいただくということになってございます。

しかし、当時の状況を申し上げますと、2つの池を埋め立てまして、そこに400戸の住宅

を建てていただくことに伴います、いわゆる財政負担的な意味合いがかなり大きなウェートを占めておったわけでございます。しかし、住宅公団といたしましても、定まった方式でないと財政援助的な措置というものはできかねるといところから、形としては、北信太駅前線という形式をとったというふうに記憶をいたしておるわけでございます。金額的な面につきましても、当時の議会の先生方が、こうした問題につきまして関心を持ち御協力をいただきまして、最終的には、そうした委員会等での審議も得て決定をいただいたと記憶をいたしております。

ただ、バス利用等の関係につきましても、この道路が果たして完成できるのかということにつきましても、当時の担当部局といたしましても、いろいろ地元との意向聴取等もやってきた中では、本協定書にございますような52年3月までに完成できるような見込みは、とてもやらないが持っておらなかったと存じております。直接買収あるいは収用の対象になる聖ヶ岡町会の御意見等も、とうていこれは理解しがたいというような御意向であったと承っております。この道路の完成は、地元住民の同意を得なければとうてい実現不可能だろうということで、計画決定はいたしてございますが、事業決定についても、泉南線までにとどめていたと記憶をいたしております。

そうした中で、鶴山台住民の方々からは、駅への足の確保ということとかなり熱心な陳情等もございました。当初、鶴山台から泉南線にぶち当たる一角に、とりあえず、何とかあの辺の空き地を買収いたしましてバスの回転用地を確保しようということで、担当部局が関係する地主さんらに相当熱心に折衝していただいたのですが、どうしても買収できないということで、一部は買収ができましたが、回転用地になる奥地については同意が得られず、やむなく現在のバスの回転駐車用地を確保いたしまして、そこから駅まではかなり距離が遠うございますけれども、そういう措置をとらせていただいたということとでございます。

- 18番(勝部津喜枝君) 結局、古いことだから記憶云々ということですけど、協定書、合意書なるもののコピーをいただいております。この中には、52年3月末日をめどに完成させる、少なくとも和泉市としては、こういうことで3億円のおカネをいただいているわけですね。ところが今日に至るも、そのめどは全く立っていないというのが、あの都市計画街路北信太駅前線の現状とははっきり申し上げてよろしいわけですね。

その上に立ちましてもう1点、昭和44年5月9日に太町何番地でしたか、計画街路に係る用地を当時、大阪市城東区にお住まいの方から市が譲り受けておりますが、それを58年3月11日にまた、売り戻しというんですか、相手さんに売り渡しております。これの理由をひとつ明らかにしていただきだと思います。せっかく都市計画街路用地の一部として市が譲り受けながら、58年3月11日にまた戻しておる。当時、393万1,350円で譲り受けたもの

を、利息も含めてということでしょうが、1,159万8,730円で売り戻しておりますが、これはどういう理由でそうされたのか、明らかにしていただきたいと思います。

○ 助役（坂口禮之助君） お答えいたします。

たしかそれは熊村さんという方の土地であると思います。手元に資料がございませんが、私の承知している限りでは、北信太駅前線は計画決定はいたしてございますので、その計画決定地域に対して、たまたま熊村さんから建築確認申請が出てきたように記憶しております。そうした中では、いわゆる都市計画決定をいたしてございますので、建築を差し控えていただきたいという御協力方をお願いし、先行取得に踏み切ったというふうに存じております。

しかし、その後の北信太駅前線並びにその関連する3,000㎡の駅前広場につきましては、とうてい地元住民に受け入れていただける可能性は絶無に等しいというような判断に立ってきたわけですね。そうした中で熊村さんから再三にわたり、事業化をするならやむを得ないが、事業化が相当遅れ、その見通しも立たない状況の中では、少なくとも、事業化をされるまでの間、買い戻しをさせてほしい、という強い要請があったと理解しております。一応、担当部局ともいろいろ協議をしたわけでございますけれども、その要請に対しましては、一定の期間内に事業化のめどが立っておりましたら、当然、市が買い受けたものなので市有地として取得していくわけでございますが、ここ数年あるいは10年後の間に事業化の見込みがないという判断の上に立ちまして、買い戻しに応じざるを得なかったという経緯がございます。そういう状況であったと存じております。

○ 18番（勝部津喜枝君） そこで、この売り戻しにつきましては、助役さんからお話が出た熊村さんとの間で土地譲渡契約書を取り交わしておりますね。これは御承知だと思います。この中に「10年間は建築物を自重する」という、第5条の土地の譲渡及び建築制限についての約束が交わされております。さらに、権利の移転または抵当権設定制限についての第6条が決められております。ところが、せんだって議り受けて3年たった6月ごろ、建物を建てさせてほしいという申し出が市にあったように聞いております。地元町会にもその旨担当課が来て説明をされたようですし、私にもその話がありました。「10年の約束が3年になったことについてはなぜか」と聞きましたところ、「取り交わした売買契約書は法的拘束力がない。また、それを引き止める力もないし仕方がない」ということでした。

ところが、取り寄せました登記簿謄本を見ますと、該当する物件は、昭和59年8月28日に抵当権が設定されております。債権額2,000万円。株式会社福德クレジットを抵当権者として抵当権が設定されております。これは果たして取り交わした土地譲渡契約書第6条に違反しないのかどうか。「一般承継及び法的手続が移転した場合はこの限りでない」、いわゆる身

内の処分行為以外のそうした抵当権設定を禁止した譲渡契約書と理解するんですが、この点について助役さん、どうお考えになりますか。

○ 助役（坂口禮之助君） 手元にその契約書の条文の資料等を持ち合わせてございませんが、いわゆる他に譲渡してはならないという項目が入ってるということでございますね。それについては、現時点でも本人が所有しているんですが、詳細については、ちょっと私どもの方にはつかんでいないんですが、抵当権を設定しているということは、所有権の移転とは直接かかわりのない問題だと思っております。所有権を他に譲渡することを禁止している契約であった場合、これを譲渡した場合は当然、契約違反になると思います。しかし、自分が所有しておいて、それに対して抵当権を設定するということにつきましては、いわゆる所有権移転とはならない、関係のない法律行為だと思いますので、契約には違反していないのではないかと思います。

○ 18番（勝部津喜枝君） この点で余り時間を取りたくないんですが、取り上げました私の意図するところは、まず第1点は、地元町会、すなわち聖ヶ岡町会住民に対して何ら事前に十分な協議し、合意を得ることなく一方的にバス運行を強行し、問題点を指摘したそれを拒否したことに対して、まるで住民の責任であるかのごとき印象を与える市政をしてきたということ。さらに、全くめどのない計画街路の施行について、3億円のカネを得るがためにそうした契約書なるものを取り交わしているという、市のずさんさ、でたらめさ。

さらに、土地譲渡契約書を取り交わし法的には問題はないと言いながらも、その運用に当たっては全く市民を欺くものである。紳士協定として、市の姿勢が問われるものと私は思います。抵当権の設定は権利の移転に値しないということですが、法の解釈によっては値するという見解もあります。このように全くめどのない計画街路が、いまだに都市計画街路として計画決定されていることによって地元ではさまざまな不便を被るとともに、鶴山台住民に対しても、いまだに入居当時の約束であったバス運行が駅前までできていないということです。そういう中で昨年、パチンコ店問題も起こりましたし、今回また、改めて10年間は自重するという約束をしながら、3年目にしてはや、この空き地に建物を建てたいという申し出に対しても、何ら法的拘束力がないということで認めざるを得ないという御当局の立場が明らかにされているわけです。

かねがね池田市長は、既存住民との調和を図る町づくりと言われておりますし、私どももそれを主張しておりますが、これからやろうとする町づくりについては、こうした鶴山台団地建設の歴史的経過を教訓として十分くみ上げ、こういうことのないようにやっていただきたいと思うわけです。一方的にバス運行計画等を決めておきながら、そこを通る地元住民に対する説明は後にし、責任を地元にかぶせるようなやり方、さらに3億円をほしいがために、めどの立



たない計画書をつくって公団と取り交わす、このようなことが市行政として許されているものかどうか。都市計画街路として購入した土地を、めどが立たないということでまた相手に戻すというずさん、でたらめなやり方、これがこれまで本市が進めてきた町づくり、鶴山台団地建設に関する経過だと思ひます。このことを本会議場で明らかにし、今後の町づくりの教訓にしていきたいと思いますと思ひます。これはいま、地元聖ヶ岡にとって重要な問題として、町会の中で改めて問題になっております。

そこでもう1点、観点を交えてお聞きしたいんですが、第2次総合計画策定に当たり57年8月、和泉市が北信太校区を含め校區別にアンケート調査を行っております。これを詳細に読みましたところ、この中では、40%を超える人たちの町づくりに対する要望が、北信太駅前整備ということになっております。合わせて「和泉に来てよかった。和泉の町を誇りに思ひるか」という問いに対しては、わずか1%の人が「誇りと思ひ」、その他は「思ひない」、「どちらかわからない」というのが60%以上となっております。第2次総合計画策定に当たりまして参考資料にしたというこの調査報告書を、果たして第2次総合計画にどこまで市民の意向として生かされ策定されたのか、疑義を抱かざるを得ないわけですね。

午前中に穴瀬議員さんからも府中駅前整備問題も取り上げられましたが、北信太駅前整備の問題は、空港関連からはずされているとかどうとかは別として、多くの住民の要望であると同時に緊急課題であるわけですね。そのことを厳しく指摘し、池田市政の調和のとれた町づくりを進めていきたいと思います。そのため以前から主張しております町づくり委員会、名称は何でもよろしいが、真に住民の声をくみ上げる体制をつくって進めていきたいと思いますことを要望しておきたいと思ひます。

これで第1項を終わります。

- 議長（田中包治君） 次の答弁。
- 教育長（西川喜久君） 2点目の教育行政についてでございますが、御指名をいただきましたように、これは教育行政の基本的な問題でございますので、私の方からお答えさせていただきますと思ひます。

御質問のとおり、臨時教育審議会はすでに第1次、第2次答申を出されておまして、近く第3次答申が出されることになっております。それらの中で、現状の教育委員会活動なり運営方法に対しまして厳しく御指摘がされております。お説のとおりでございます。また、御質問の中で教育基本法第10条関係についてもお話がございましたが、私は、教育基本法はもとより、すべての法律を守る義務がございますが、その観念に立ちまして御質問にお答えいたしたいと思ひます。

御質問の内容は、1点目は、教育委員会の現状。2点目は、教育委員会の活性化。3点目には、社会教育審議会から出された答申について。また、学校はどうあるべきか。さらに、父兄負担等予算措置の問題について――、の5点であったかと思えます。

まず、教育委員会の現状でございますが、現行の教育委員会制度は、教育委員会は一般人の良識を教育行政に反映させることを理念としております。教育委員の合議により施策の基本方針を決定し、教育長、私でございますが、それに基づきまして具体的な事務を処理する制度となっております。本市教育委員会の運営は、これを基本理念といたしております。これは御承知のように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づくものでございます。

2点目の教育委員会の活性化の方向についてでございますが、今日、社会経済の現状の変化を反映いたしまして、教育に対する父母、地域住民の期待、要請は一段と高まり、しかも、多様化してまいっております。このような方向を踏まえまして21世紀を要望するとき、各個人の生涯教育、生涯学習社会に向けての着実な進捗が予想される中で、教育委員会といたしまして、今後、このような要請にこたえ豊かな地域社会づくりのため、主体的、積極的に特色ある活動の展開を図っていく必要があると思うものでございます。その中核的な行政機関としての役割を果たしていかなければならないという観点から、教育委員会の活性化が強く叫ばれていると理解いたしております。活性化のため積極的な対応が緊要の課題と考えております。

なお、具体的方策につきましては、父母、地域住民の期待にこたえ、教育委員会制度本来の趣旨、理念を反映して活性化を図っていくことを念頭に、ひとつ方策の実例を挙げてまいりたいと思えます。

まず、第1点目として考えられますことは、生涯教育の理念に立った総合的な行政の推進であります。今後、一層充実した行政の展開を図っていくに当たり、生涯教育の理念に立って、その所掌する学校教育、体育・スポーツ、文化等の分野における諸施策を、さらに総合的かつ有機的な連携のもとに進める必要があると考えるものであります。

2つ目は、開かれた教育委員会活動であります。今後、教育をめぐる質量両面の新たな変化が進行する中、教育委員会は、従来にも増して委員による学校その他教育機関の視察、訪問などについて一層の工夫を図るとともに、必要に応じて地域別懇談会など父母、地域住民との意思疎通を図る場の設定その他モニターを活用するなど、広報広聴活動の一層の充実に努める必要があると考えるものでございます。

その他いろいろと社会のニーズにこたえる活性化のための施策がございます。教育委員の研修機会の拡充、教育委員会事務局体制の強化、財政上の措置等、活性化を図るための条件整備に積極的に取り組んでまいりたい、かように考えるものでございます。

次に、御質問の社会教育審議会の答申に対する具体的な対応でございますけれども、これは昭和57年5月、本市における体育、文化の普及の現状と問題点並びに社会教育の拡充整備のための総合的基本施策について教育委員会から社会教育審議会に諮問し、昭和59年2月に御答申をいただいております。答申の内容は、社会教育全般にわたる貴重な提言であり、答申後はこれを尊重し、本市社会教育行政の指針として取り組んでいるところでございます。

その具体化に向けての基本的な対応としては、社会教育諸活動におけるソフト面については、答申の趣旨に沿って改善をしております。また、ハード面、いわゆる社会教育施設の充実につきましては、本市総合基本計画の中で措置づけるとともに、総合的な実施計画の中で財政上との調整を図りながら、年次的に整備をいたしてまいりたいと考えておるものでございます。

3点目の学校はどうあるべきか、でございます。学校においては、小学校、中学校及び高等学校の一貫性を図る観点に立ち、教育の目的と目標に即して各学校の基本的な教育方針を明確に定め、その方針の具体化に努めなければならないと考えるものでございます。このためにはまず、校長を中心とした学校の経営組織を確立することも大切でございます。その際、教職員一人、一人が学校経営への参加意識を高め、調和のとれた学校経営を組織して、校長みずから教育家としての識見を十分に発揮するとともに、経験豊かで実践力ある教職員を中心とする校務分掌の組織を整え、学校経営において職員等がそれぞれが役割を果たせるようにすることが必要であると思います。また、保護者や地域住民の学校教育に対する意向を聞くとともに、それを学校経営の参考に資することも大切であります。

学校における教育活動の基盤となる教育課程につきましては、教育関係諸法令の学習指導要領を基準とし、知、徳、体の調和のとれた児童生徒の育成を目的といたしまして適正に編成し、実施しなければならないと思うものでございます。特に教科の指導を通じて児童生徒の創造力、思考力、判断力等の育成に努め、自発的に問題を探究し、解決し得る自己教育面のかん養を図ることが重要でございます。そのためには、学習指導が形式的、断片的な知識の伝達や機械的な記憶力の訓練に陥ることなく、教育内容に清新な創意工夫を加える教育方法の研究に努めることであると考えているものでございます。また、教育活動の実施計画について十分反省し、検討し、それらを次年度の計画に生かすことが重要であると考えているものでございます。

次に、父兄負担の軽減と現場教職員の教育実践を全面的に保障する立場からの予算措置の問題でございます。まず、父兄負担の軽減についてであります。教育委員会としては、毎年、各学校における父兄負担の実態を調査いたしましてその軽減に努めるところであり、限られた財源の中でいろいろと創意工夫をこらし、学校の維持管理経費の節減を図り、児童生徒の教材費の充実、確保に向けて取り組んでおります。今後とも父兄負担の軽減に努めてまいりたいと

考えます。

また、教育実践を全面的に保障する立場からの予算措置につきましては、私は常々、学校の教育活動を支えるのは、教職員一人、一人の資質、力量にかかっていると言っても過言でないと考えております。したがって、教職員の研修を中心として、社会情勢の変化に対応する教職員の実践活動の指導を強化するとともに、これに対応する予算措置については、今後、十分対処して措置してまいりたい、かように考えております。

以上、5点につきまして御答弁にかえさせていただきたいと思っております。

- 18番(勝部津喜枝君) 大変専門的な、また、整理された御答弁ということで、なかなか理解するのにりっぱな御答弁ということでむずかしいのですけれども、再質問として2点ほどお尋ねしたいと思っております。

条件整備の問題ですが、御承知のように教育委員会には、財政措置権がありません。しかし、自治体の長に対しまして、これだけ要するというを示すことができる、となっております。具体的に先ほど申し上げました社会教育審議会答申のハード面の実現を図っていく上で、財政上でどのような調整を図っていくのか。また、他の部局との関係はどのようにされていくのか。もう少し突っ込んだ教育長からの御答弁をいただきたいと思っております。

- 教育長(西川喜久君) お答え申し上げたいと思っております。

まず、社会教育審議会の答申の具体化につきましては、先にも申し上げましたように条件整備が先決でございます。社会教育施設につきましては、先進都市と比較すると、決してわが市の施設は進んでいるとは言えないものでございます。これも教育基本法の社会教育関係法第7条にも明記されておりますように、私どもは答申の趣旨を踏まえまして、創意工夫によりまして、苦しい財政事情の中ではございますが、英知を結集しながら可能性を追求し何とか早期に実現してまいりたい、かように考えるものでございます。

また、予算面について理事者とのかわり合いについて御質問をいただきました。予算の配分につきましては、毎年のことながら苦しい財政事情の中、市民の要望にこたえながら市民サービスの向上のために努力いたしてまいるところでございます。実態を見ますと、有効かつ効率的に予算の配分がなされております。すでに国際化社会に向け、21世紀は目前に迫っております。また特に生涯教育が叫ばれております。市理事者におかれましては、だれよりも理解をしていただいておりますし、そのような立場から、私も理事者からの御指導もいただいております。ひとつこの点を御理解をいただきたいと思っております。そういうことから予算等につきましては、教育委員会といたしましては今後とも最善の努力をしてまいりたい、かように考えます。

- 18番(勝部津喜枝君) 市長さんにお尋ねいたします。

御承知のように、市町村教育委員会と地方公共団体の長との関係は、明確に区分されております。そこで、教育委員会と長との関係をより密接なものにし、財政面における長の地方教育行政に対する責任も明確にされております。予算編成等について意見を聴取することになっておりますけれども、これは単に意見の聴取にとどまらずそれを尊重する、というふうにも文部省あたりは運用面で指導しているということです。先の西川教育長のより具体化に向けて進んでいきたい、という御答弁でございますけれども、市長さんにおかれましては、そういう教育長の答弁を受けて、今後、緊急を要する社会教育のハード面での施設充実のためにそういう見解を持って臨まれるか、お尋ねしておきたいと思います。

- 市長(池田忠雄君) 私は従来から市政の重点に教育を置いておりまして、最大限、教育委員会の進言あるいは要望その他につきましては、財政状況が厳しい中でございますが、尊重してきたつもりでございます。御案内のとおり新しい市でございますので、施設も不十分でございましたので、まず、教育といえば、基本は人づくりの中核をなす学校教育の学び屋の整備に重点を置きまして、池田市政10年間でも、そうした学校施設の改善に最大限の努力を払ってまいりました。おかげで大体の学校建物あるいはプール、体育館はほぼ整備ができました。これからは、学校教育につきましては大規模な改修を初め、いかにそれを維持、運営していくかという、改善の時代になってきているのではないかと理解をいたしております。

なおまた現在、生涯教育が叫ばれております。これからは、そうした学校教育現場の中身の充実と施設の改善と並行いたしまして、社会教育の面におきましても、十分な配慮を払いながら生涯教育の時代に対応いたしてまいりたい、このように実は私なりに考えております。財政制約の厳しい中ではございますが、教育尊重という池田市政の基本方針はいささかも変わっておりません。今後とも教育委員会とよく話し合い協議もする中、まあ、全部が全部できるとは決まりませんが、取捨選択し大事な面から予算配分をいたしてまいりたい。とりわけ総合計画に基づきまして、3カ年のローリング方式で短期、中期、長期に分けて計画行政を推進してまいり中、こうした面につきましては、教育委員会と協議して進めてまいりたい、尊重してまいりべき面は十分に尊重してまいりたい、このように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

- 18番(勝部津喜枝君) 大変心強い御答弁をいただきました。社会教育審議会の答申では、とりわけ公民館活動等の施設充実を緊急課題として挙げております。先ほどの西川教育長の御答弁の中でも、具体化に向け努力しているということでございますので、こういう意見聴取の際には、最大限の尊重をして予算措置をされるよう強く要望しておきたいと思います。

ところで西川教育長、今日の学校が父兄の要望にどうこたえるべきか、教育委員会の活性化も含めてお尋ねをしたわけですが、縮めて言うならば、合議制の5人の教育委員会ですが、いわゆるレーバンコントロールということで一般住民の意思を反映するという立場から、必ずしも専門家が配置されているわけではございません。むしろ素人の方々が教育委員として配置され民意を十分に反映するのが、教育委員会制度の趣旨だと考えております。先ほどの御答弁の中では、その意味合いから教育委員自身が住民の中に、児童の中に足を運んで実態を把握し、それを教育行政の中に生かしていくことこそ、教育委員会の活性化だと述べられていると理解してよろしいでしょうか。

そこで、もう一步突っ込んでお尋ねしたいのは、その上に立って、非行や暴力行為などの問題が取り上げられておりますけれども、いま、改めて教育というものが、果たしてどのようなものであるのかという教育の根源について、地方議会においてももっと論議されてもいい時期だと考えております。

先ほども申し上げましたように、教育は、いかなる不当な支配介入も許さない、崇高な人格形成の場であるということが規定づけられております。平たい言葉で申し上げますれば、私自身二人の子供を育てた立場から、「母」という字が付く言葉はたくさんありますが、自分を育ててくれたお母さんということで、「母校」という言葉ほど温かみのある、また、ぬくもりのある言葉はないと思うんです。本市の学校で育った児童生徒が、母校としていつまでも心に残り、誇れる場であってほしいと心から願うわけです。そのためには学校が持つ役割は非常に重要であります。人格形成の場であるということを徹底的に追究でき、それを保障する役割を果たしていただきたいと思うわけです。

そこで、教育という内容そのものは、学力もありますし、行政もありますし、さまざまな意味合いを含んでいるわけでありましてけれども、いじめや非行の問題を単に現象面だけでとらえるのではなく、教育におけるさまざまな事態は、社会の上部構造や生産工程あるいは大人の置かれている社会生活などを背景にして教育というものが置かれていると思うわけです。その意味では、社会現象について現実を厳しく見きわめる目を持って教育委員会が対処していかなければならないわけです。

ここで1つ参考にしたいのは、ある教営評論家の直言として、学校教育について、「新しい職員を採用したら、仕事に熱意を出す前に、すでに退職後のことについて云々する。日本の企業がまさに求めているのは、〇×という偏差値教育の若者ではない。個性あるバイタリティー溢れる青年を殺しているのは企業でなく学校教育である」と述べております。臨教審答申に対しては、私どもは大いに批判の立場をとっておりますし、さらに今後、論議を交わしていかな

ければならない問題だと思えますけれども、いま、学校が置かれている状況は、こういう企業に期待される学校像であってはならないと思うわけです。かって、戦争を経験した多くの人たちが、教え子を再び戦場に送ってはならない。これを共通のスローガンにして民主教育を築いてまいりました。いま私は、学校教育を「会社万歳」を叫んでいく産業戦士を育てるような場にしてはならないと思えます。これもきっぱりと申し上げておきたいと思うわけです。

学校教育は、児童生徒の人格を形成する場として大変な事業ではございますが、全力を投入して教育委員会の真の活性化に向かって御奮闘いただきたいことを心から願うわけです。21世紀などと遠大なことは申し上げませんが、学校教育という崇高な行政に携わる者として努力すれば、必ず報いられると思えます。歴史的に見ましてもあの敗戦のどさくさまぎれ、食べる物もない時期にまず、学校給食が実現したのが昭和20年です。子供たちにおなか一杯食べさせることを抜きにして教育はない、ということで学校給食が始まりました。さらに、義務教育9年制が始まったのも、その直後であります。GNP何位などという経済力のなかった敗戦直後ですら、日本国民は教育にこれほどの力を注いできた歴史を持っております。その意味から私は、西川教育長が今後の教育委員会の活性化に民主的立場を買って御努力いただきたいと思うわけです。大変困難な事業ではあります、峠の向こうには春があるという温かい思いを持たれ、学校教育、教育委員会の活性化に向けて取り組んでいただきたいと思えます。

最後に、堀内由延教育委員長に御質問をいたしたいところでございますが、私は、私生活におきましてもお年寄りを大切にするという生活信条で暮らしておりますので、突然の御質問は失礼かと思えますので、活性化に関連いたしまして御提言申し上げたいと思えます。

御承知のように、教育委員会の代表者であります教育委員長は、会議を主催し、さまざまな意見をくみ上げる場の最高責任者であります。改めて本市の教育委員会会議規則を見ましたら、会議は公開制になっております。さらに、定例会のみならず、臨時の会議も開くことができるようになっております。先ほど西川教育長さんは、教育委員みずからが父母や児童生徒の中に足を運んで実態を把握し、それを生かしていくことこそが教育委員会の活性化だと言われておりますが、その把握されてきた実態を大いにディスカッションする場としての教育委員会の会議を活性化していただきたい。それはまさに堀内由延教育委員長の肩にかかっているのではないかと思うわけです。

決定や決議に至るまでのプロセス、議論こそが活性化にとって重要であります。さらに、公開制が明らかにされている会議規則の中で傍聴規定もございしますが、先ほど開かれた教育委員会ということも西川教育長さんが述べられました。そこで今後、こういう会議規則を大いに活用し、教育委員会の存在を父母や市民の前に大きく開いていただき、非行や暴力、学力の問題

などについて、市民とともに論議していい方向に持って行っていただきたい、こういうことを要望するとともに、今後、会議の公開等の問題を含めて検討いただくことをぜひお願いして、この教育問題といたしたいと思います。

- 議長（田中包治君） 次。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） それでは、3点目の福祉行政の徴収金問題に関して答弁を行いたいと思います。

国では、本年7月より精神薄弱者、身体障害者に対し、10月からは老人の施設入所者本人と扶養義務者に対する費用徴収制度の改正を行いました。その概要を申し上げますと、精神薄弱者に対しましては、本年4月より障害者福祉年金が障害基礎年金となったことから年金額が一定増額されました。すなわち1級の方については、月額3万9,800円が6万4,875円に2万5,075円の増額。2級の方については、月額2万6,500円から5万1,900円に2万5,400円増額されたことに伴いまして、それまで同一世帯の扶養義務者の負担能力に応じて扶養義務者からのみ徴収することとなっておったものが、今回の改正によりまして、負担能力に応じて、まず、入所者本人から徴収し、その徴収額が徴収限度額に満たない場合は、その差額の範囲内で、負担能力に応じて扶養義務者からも徴収することに改められたものでございます。

続いて、身体障害者に関する徴収金の取り扱いでございますが、身体障害者については、従来までは食費相当月額2万6,500円程度を限度とされておったわけでございますが、これを先ほど説明いたしました精神薄弱者と同様の徴収制度に改正されたものでございます。

一方、老人ホームの入所者に対する徴収金の改正でございますが、これについては、まず、最高限度額の引き上げがございます。すなわち養護老人ホームについては、最高限度額6万円であったものを7万円に、特別養護老人ホームについては、最高8万円であったものを10万円に改正されたのと、合わせまして扶養義務者の範囲とその認定方法が一部改正されたものでございます。このうち精神薄弱者と身体障害者については、急激な負担増を避けるため、扶養義務者の徴収金については当分の間2分の1と定め、本人の徴収金についても、一定の限度額に抑えられております。

これらの徴収金の改正については、これに従わない場合は、すべてその分は自治体の持ち出しとなるわけでございます。すでに御承知のように、昭和60年度より福祉関係の補助金が大幅にカットされている現状の中で、不本意ではございますが、国で決められた制度改正に従わざるを得ませんので、何とぞよろしく御理解くださいますようお願いを申し上げます。

なお、大阪府下での本徴収金の実施状況を参考までに御報告申し上げますと、精神薄弱者、



身体障害者関係の徴収金につきましては、9月24日現在、国の基準に沿って徴収するということを表明している団体が3団体、大阪府の基準で徴収すると定めた団体が23、当市についても府基準に準じております。その他市独自で基準を定めて徴収している市が3団体、それから9月24日現在、未定というところが5団体でございます。

それから、老人福祉関係の徴収金につきましては、以前から府下各団体は国の基準どおり同一歩調をとっており、今回も同様実施というぐあいに判断しております。

以上でございますので、よろしくお願いをいたします。

- 18番(勝部津喜枝君) この改正による地方自治体の持ち出し分ですが、まだ中途の段階ですので明確でないかとも思いますが、概算でどれぐらいになると見積もられておられますか。
- 福祉事務所長(中川鉄也君) 61年度につきましては制度改正ということもございまして、徴収金がふえる方もありますが、逆に減る方もあるわけです。したがって、61年度トータルで見れば、市町村の負担は大きく変わらないというぐあいに思っております。ただ、62年度以降については、現在のところ、まだ国の動きも来年度以降のことまではよくわかりませんし、十分に把握しておりませんが、いままでの厚生省の福祉関係の補助金等の削減から考えますと、市町村にとっては厳しい環境にならざるを得ないと予想しております。
- 18番(勝部津喜枝君) 先ほどの御答弁によりますと、大阪府下の状況は統一的にされているわけではないようです。また、本年度については特別に負担増になることでもない、こういうことであります。

私は、ここでひとつ明確にしておきたいと思うんですが、戦後政治の総決算路線ということで中曽根内閣が誕生してから、老人医療費の有料化、年金の改悪、退職者医療制度の導入、健康保険本人1割負担の導入等、さまざまな社会保障の改悪がなされてまいりました。まず、老人医療の有料化が、社会保障改悪の突破口であるという立場で、私ども共産党は大反対をいたしました。事実はそれを証明するかのように、先ほど申し上げました一連の改悪がされてきたわけです。今回の徴収金の改定につきましても、本年度は余り以前と変わらないという御報告ですけど、結局は、そうした一連の改悪に手を貸す、道を開くことに和泉市が手助けをしていることになるわけです。市長が地方自治体の長として、本当に弱者を救う立場に立つならば、こういう改悪を率先して導入する必要はないと厳しく抗議しておきたいと思っております。

さらに、昨日の原議員の質問に対する答弁の中で助役さん自身、国がいろいろされてくる施策に不安定要素が多い、と言われております。老人収容施設については、暫定措置ということでもまだ試算されていないようですけど、不安定要素の多い中大幅引き上げを含めまして、こうした障害者や老人の施設収容者に対する徴収金が非常に大きな圧迫となってくることは、火を

見るよりも明らかだと思ひんです。

今回の本会議で市長さんがいろいろとおっしゃっておられますけれども、市長さん、私の顔を見て聞いてください。地方自治体がいま、どうあるべきか、これが厳しく問われているときだと思ひんです。結局、庶民にとりましては、その市政が本当にいいか、悪いかをどこで判断するかとなりますと、自分の暮らしに密着したところで判断すると思ひんです。その意味合いでは、お年寄りあるいは障害者の方に実際面で温かい手を差し伸べているかどうか、このところが市政判断の1つだと思ひます。あなだか、幾ら21世紀に向け夢とロマンを述べられても、市政方針でお年寄りを大切にするとと言われても、いわゆる和泉の温泉と言われても仕方がない、こういふぐあひになるのではないかと思ひます。率先してこういふ改悪を取り入れる必要はないと思ひます。

地方自治体のあるべき姿がいま、厳しく問われているときだと思ひます。御承知のように、今国会で老人保健法改悪が提案されております。さらに、自治体の所掌抜きの執行法の制度も提案されております。真に暮らしに結びついた、市民の暮らしを守る地方自治のために腹をくくってまいらねばならないと同時に、弱者救済を基本理念に置くことが、いまこそ強く求められているときだと思ひます。高齢化社会の到来が叫ばれております。ことし行われました国勢調査の中でも、65歳以上の方々の人口に占める割合が10.2%だという統計が出されております。本市もいずれこの全国平均に近づくと思ひますが、そのスピードは、5年前の調査に比べて超高齢化社会の到来を報告されております。こうした中で、お年寄りに対する冷たい仕打ちを早々に導入する池田市政に対しまして、私は厳しく批判を申し上げたい、こういふふうに思ひわけです。

福祉行政問題にその他の項を設けておりますが、観点を変えまして、企画室長の稲田氏に御質問をいたしたいと思ひます。

先ほど申し上げました85年国勢調査の中間報告とも言えます速報を詳細に読んでみますと、今回の国勢調査の特徴といたしまして、超高齢化社会の到来と同時に生産的労働者階層が非常にふえ70%に達している、と報告されております。合わせまして、産業構造の高度化の中で、失業、不安定雇用者層が大幅に増大している、こういふことも速報の中で明らかにされております。高齢者対策も必要であります、それと同時にいわゆる熟年対策なども市の中で考えていく必要があるのではないかと思ひます。

先ほどから池田市政に対しまして厳しい批判の言葉を並べましたけれども、たとえば無秩序な民間開発による不動産屋の市政、昨日の原議員の質問の中でもますます鮮やかになりました解同べったりの池田市政に対しては、私ども共産党は野党的立場を明らかにしております。

しかし、和泉市民の幸せを願う立場からは、市政が一層よくなることについて頑張っていきたいと思っております。そのためには、かつて福祉都市市政を初め福祉会館の建設、また、2年前の9月2日に舞町にあります焼却場の熱利用の問題につきまして、共産党議員団は助役さんと懇談いたしまして、将来的には実現可能な展望があるというお話し合いもいたしております。

このような中で、今回の高齢化社会への対応策と同時に、和泉市がユニークな市政として、行政の取り扱われる限界がある中でも、熟年対策というようなことを企画室のソフト面の事業として検討課題に入っているのはどうかと思いますが、聡明なる企画室長の御答弁をお聞かせいただきたいと思っております。

○ 市長公室企画室長（稲田順三君） 突然の御質問で戸惑うわけでございますが、確かに御指摘のとおり、今後、高齢化がますます進んでまいります。現在、和泉市におきましても、高齢人口は7%余を占めておる実態でございます。これらの対策につきましては、福祉サイドの考え方から一歩進みました、市のレベルに引き上げまして高齢者対策、生涯教育を含めた形での対応を出していきたいと思っております。これは過般の部長会でも決定いたしております。もう一歩、何といえますか、一段高めた市のあり方につきまして今後、十分に検討してまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 18番（勝部津喜枝君） 国鉄分割民営化も含めまして、70%を構成するといわれます社会の生産的要素としての年代の方たちの置かれている状況は非常に厳しいものがあります。いざれ訪れる高齢化社会の対策としては、年をとってからの対策だけではなく、行政の範囲内での熟年対策というものも迫られていると思っております。今後の検討課題としていただくことを要望しておきたいと思っております。

○ 議長（田中包治君） 次。

○ 産業部理事（中上好美君） 第4点の北信太無料自転車置き場管理につきまして、産業部中上よりお答えいたします。

この無料自転車置き場設置の経過等は、議員さんが御理解のとおりでございます。御指摘の管理の問題でございますが、利用者に対しましては、看板等による協力を訴えてはおりますが、管理不十分の点が多々あることにつきましては、反省いたしております。今後、管理の改善につきましては、差し当たってはパトロールの強化、必要に応じた場内整理、清掃等を適宜行いように努め、合わせて利用者に対しましても、モラルアップのキャンペーンを行っていきたくと考えております。

また、ふえ続けております自転車、バイク等の利用者の駐車場対策につきましては、駅周辺の土地所有者に対する扱い所設置等の働きかけ、また、一定距離範囲内の歩行通勤などのキャ

ンペーンについて現在、検討を進めている次第でございます。不法駐車の一層の取り締まりと合わせて取り組んでまいりたいと考えておりますので、現状御理解をいただき、よろしくお願いを申し上げます。

- 18番(勝部津喜枝君) 教育問題などと違いまして具体的なことをお尋ねしておりますので、そのような答弁では納得いたしかねます。正直申し上げまして、あの自転車置き場ができて5年になります。現在、1日400台から450台の自転車、バイク等が利用されていると聞いております。周辺住民の迷惑は大変なものであります。ぜひ管理体制を敷いていただきたい。具体的には、カネをかけてくれということです。常駐の管理人を置けとまでは言いませんけれども、もっとしっかりとした管理体制、1日に1回は必ず見て回るとか、定期的に管理人を派遣して掃除をさせるとか、もっとはっきりとした形の管理体制をの御答弁をぜひお願いしたい。

北信太駅前の自転車置き場は黒字と聞いております。そういう方面から考えましても、無料の自転車置き場に対してもっとおカネをかけてもいいのではないかと。地元町会では廃止してほしい、という声もあります。子供の遊び場がないので、遊び場にしてほしい、という声もあります。いまのような抽象的な答弁では納得できません。はっきりとした形での管理体制を敷いていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 産業部理事(中上好美君) 具体的に答えよ、ということでございますけれども、現在の他の駐車場との関係もございまして、御意見は十分尊重させていただきながらこの問題解決に当たっていききたい。おっしゃるように、付近住民の方々に非常な御迷惑をかけていることについても、われわれも十分に承知しております。これにつきましても、夜間のバイク等の発進等につきましても一層の取り締まりをしていきたい、場合によっては、警察の協力も得るなど考えておりますので、具体的な成果が上がるように努めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく御理解のほどをお願いいたします。

- 18番(勝部津喜枝君) これまでそういう苦情を聞きまして、私は担当の交通公害課に申し入れましたところ、御近所の方にカステラを持ってあいさつに行ってもらった、それが私の知る限りの市の対応でございます。おカネをかけて管理をしていただきたいことを再度要求して、具体的な御意見尊重の表れを期待しておきます。

ありがとうございました。これで私の質問を終わります。

- 議長(田中包治君) 以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。皆さん方の御協力によりまして予定より早く終了できましたことを厚く御礼申し上げます。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。お諮りいたします。本日はこれにて散会いたし

たいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて散会いたします。

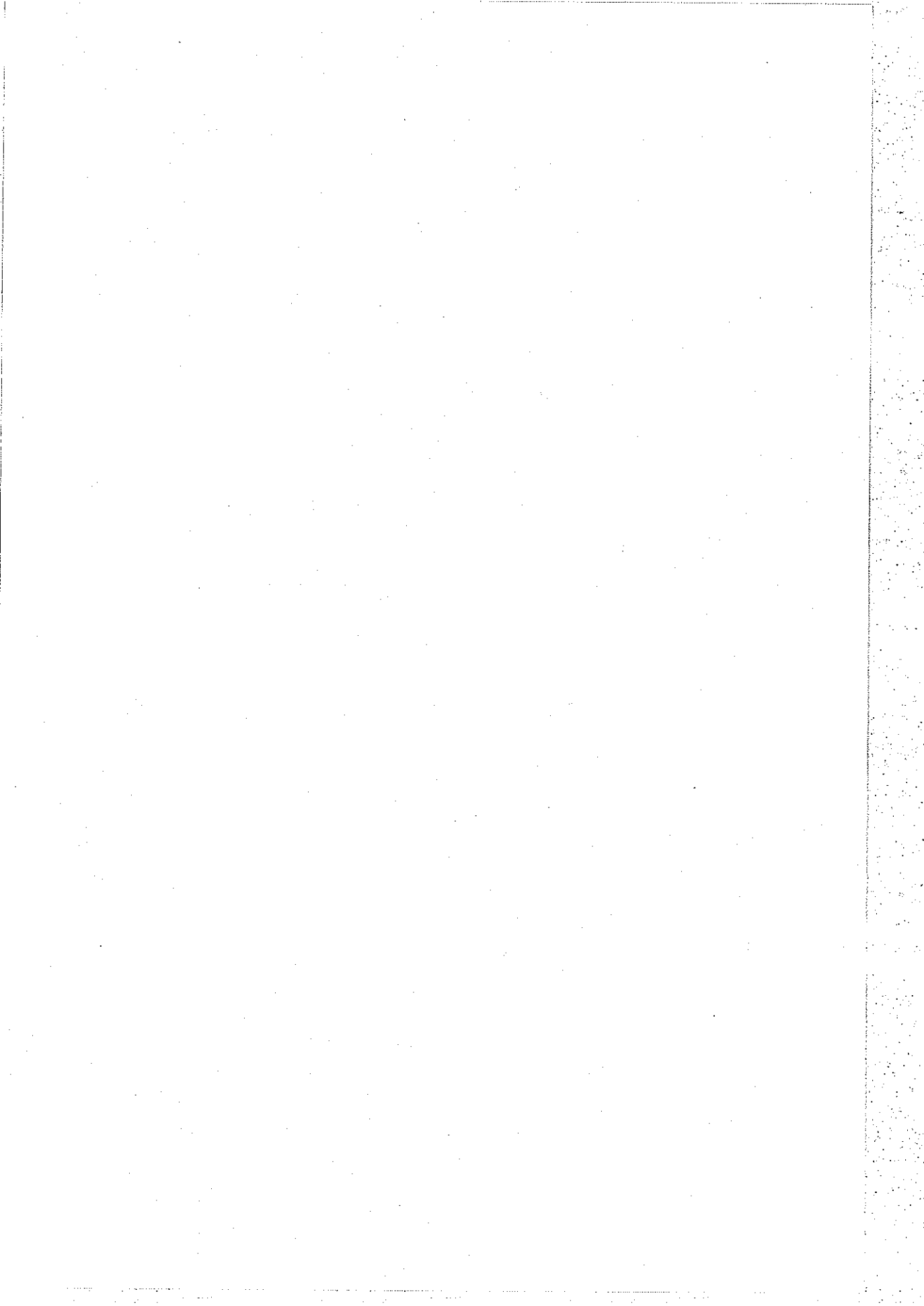
なお、過日の議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、引き続き明日より議案審議を行いますので、定刻御参集のほどお願いいたします。長時間、どうもありがとうございました。

（午後2時25分散会）





第 3 日





昭和61年10月2日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	飯坂楠次君	17番	西村慎太郎君
2番	奥村圭一郎君	18番	勝部津喜枝君
3番	田中昭一君	19番	原重樹君
6番	赤阪和見君	20番	坂口敏彦君
7番	藤原正通君	21番	若浜記久男君
8番	穴瀬克己君	22番	西口秀光君
9番	並河道雄君	23番	柳瀬美樹君
10番	竹内修一君	25番	大谷昌幸君
11番	仁井明君	26番	池辺秀夫君
12番	竹下義章君	27番	金谷衛君
13番	貝淵博治君	28番	出原平男君
15番	松尾孝明君	29番	田中包治君
16番	天堀博君		

欠席議員(1名)

5番 成田秀益君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	同和对策部長	橋本昭夫
助入	坂口禮之助	同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田稔
市長公室長	中塚白	同和对策部次長兼総合調整課長事務取扱	向井洋
市長公室理事	杉本弘文	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室企画室長	神藤恒治	福祉事務所次長	大宅清臣
市長公室次長兼	稲田順三	産業部長	松村吉堯
人事課長事務	森利治	産業部理事	中上好美
秘書課長	井阪和充	市民生活部長	中西淳富
総務部長	麻生和義	市民生活部次長	原美助
総務部理事	大塚孝之	建設部長	浅井隆介
財政課長	阪豊光	建設部理事(開発担当)	兼子実

建設部次長兼 下水道課長事務取扱	山崎琢磨	用地担当参事 土地開発公社事務局長	中辻寿夫
都市整備部長	萩本啓介	教育委員長	堀内由延
都市整備部次長	三井義秋	教 育 長	西川喜久
改良事業部長	富田宏之	教 育 次 長	逢野博之
改良事業部次長	高三一行	管 理 部 次 長	鹿島賢昌
改良事業部次長	笠木恒忠	指 導 部 長	崎山 繁
改良事業部次長	堀 宏行	社会教育部長	青木孝之
病 院 長	竹林 淳	社会教育部理事	竹田明郎
病院事務局長	藤原光夫	社会教育部理事	明坂貞士
病院事務局次長	藤原清司	社会教育部次長	明坂文嘉
水 道 部 長	田中 稔	社会教育部次長	宮嶋忠雄
水道部理事	岩井益一	選挙管理委員事務局長	高橋正道
水道部次長	岸本孝二	選挙管理委員事務局長	農端小一
会 計 課 長	赤田 信	監 査 委 員	久光喜多男
消 防 長	角谷泰夫	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	吉田陽三
消防本部次長	高宮武男	農業委員会会長	森口義忠
消防本部次長兼 総務課長事務取扱	一ノ瀬喜広	農業委員会事務局長	信田 種行
用地担当理事 土地開発公社事務局長	佐原行雄		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野敦雄  
参 事 河原茂隆  
主 幹 大中 保  
係 長 佐土谷 茂一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和61年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月2日)

№1.

日程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	監査報告 第20号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 昭和61年3月分)	P. 1
2	監査報告 第21号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和61年3月分)	P. 12
3	監査報告 第22号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和61年3月分)	P. 18
4	監査報告 第23号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和60年度昭和61年度4月分)	P. 23
5	監査報告 第24号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 昭和61年4月分)	P. 34
6	監査報告 第25号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和61年4月分)	P. 45
7	監査報告 第26号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和61年4月分)	P. 51
8	監査報告 第27号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和60年度昭和61年5月分)	P. 56
9	監査報告 第28号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 昭和61年5月分)	P. 67
10	監査報告 第29号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和61年5月分)	P. 78
11	監査報告 第30号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和61年5月分)	P. 84
12	監査報告 第31号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 昭和61年6月分)	P. 89
13	監査報告 第32号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和61年6月分)	P. 100
14	監査報告 第33号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和61年6月分)	P. 106
15	監査報告 第34号	定期監査(昭和61年度第1次分)結果報告	P. 111
16	(昭和59年) 請 願 第2号	光明台南小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願(産業文教委員長報告)	
17	認 定 第1号	昭和60年度和泉市水道事業会計決算認定について	P. 1
18	認 定 第2号	昭和60年度和泉市病院事業会計決算認定について	P. 3
19	議会議案 第3号	決算審査特別委員会の設置について	別 紙
20	議 案 第45号	和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 4
21	議 案 第46号	和泉市土地改良事業及び林業関係事業分担金条例の一部を改正する条例制定について	P. 16
22	議 案 第47号	和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	P. 19
23	議 案 第48号	工事請負契約締結について ( (仮称)和泉市立総合福祉会館新築工事 )	P. 22
24	議 案 第49号	工事請負契約締結について ( (仮称)和泉市立総合福祉会館新築機械設備工事 )	P. 24
25	議 案 第50号	工事請負契約締結について (和泉市北池田保育園増改築工事)	P. 26
26	議 案 第51号	工事請負契約締結について (和泉市公共下水道和気小田幹線管布設工事)	P. 28
27	議 案 第52号	工事請負契約締結について (和泉市公共下水道築和幹線管布設工事)	P. 30
28	議 案 第53号	工事請負契約締結について (旭第二団地6棟建設工事)	P. 32

日程	種別及び番号	件名	摘要
29	議案第54号	工事請負契約締結について ( (仮称)山手団地4棟建設工事 )	P. 34
30	議案第55号	昭和61年度和泉市一般会計補正予算(第3号)	P. 37
31	議案第56号	昭和61年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)	P. 57
32	議案第57号	監査委員の選任について	P. 64
33	議案第58号	公平委員会委員の選任について	P. 66
34	議案第59号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	P. 68
35	諮問第1号	人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求める ことについて	P. 70
36	選挙第1号	和泉市選挙管理委員及び補充員の選挙について	別紙
37	意見第1号	郵便貯金やマル優など非課税貯蓄制度を存続し、小 額貯蓄の現行利子非課税制度の継続を求める意見書	別紙
38	意見第2号	大型(新)間接税の導入に反対する意見書	別紙

## 昭和61年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(10月2日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議会議案第4号	議長辞職許可について	別紙
2	選挙第2号	議長選挙について	別紙

(午前10時00分開議)

- 議長(田中包治君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中連日にわたりまして御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数並びに欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは20名でございます。成田議員さんから欠席の届け出がございます。遅刻の届け出のある議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われまます。

- 議長(田中包治君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○ 議長(田中包治君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配布してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

○ 議長(田中包治君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1より第15までは、いずれも例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告は表題のみを朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 監査報告第20号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和61年3月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年7月11日

監査委員 久光 喜多男

同 若浜 記久男

##### 記

1. 検査実施日 昭和61年7月11日
2. 検査の対象 昭和61年3月分の出納状況
3. 検査の結果

3月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

#### 監査報告第21号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和61年3月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年7月11日

監査委員 久光喜多男

同 若浜記久男

記

1. 検査実施日 昭和61年7月11日
2. 検査の対象 昭和61年3月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第22号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和61年3月分和京市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年7月11日

監査委員 久光喜多男

同 若浜記久男

記

1. 検査実施日 昭和61年7月11日
2. 検査の対象 昭和61年3月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第23号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和60年度昭和61年4月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年7月11日

監査委員 久光喜多男

同 若浜記久男

記

1. 検査実施日 昭和61年7月11日
2. 検査の対象 昭和60年度昭和61年4月分の出納状況
3. 検査の結果

4月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第24号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和61年4月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年7月11日

監査委員 久光喜多男

同 若浜記久男

記

1. 検査実施日 昭和61年7月11日
2. 検査の対象 昭和61年4月分の出納状況
3. 検査の結果

4月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第25号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和61年4月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年7月11日

監査委員 久光 喜多男

同 若松 記久男

記

1. 検査実施日 昭和61年7月11日
2. 検査の対象 昭和61年4月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第26号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和61年4月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年7月11日

監査委員 久光 喜多男

同 若浜 記久男

記

1. 検査実施日 昭和61年7月11日
2. 検査の対象 昭和61年4月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。



監査報告第27号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和60年度  
昭和61年5月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年8月12日

監査委員 久光喜多男

同 若浜記久男

記

1. 検査実施日 昭和61年8月12日
2. 検査の対象 昭和60年度昭和61年5月分の出納状況
3. 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合した  
ところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第28号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和61年5  
月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年8月12日

監査委員 久光喜多男

同 若浜記久男

記

1. 検査実施日 昭和61年8月12日
2. 検査の対象 昭和61年5月分の出納状況
3. 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合した  
ところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第29号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和61年5月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年8月12日

監査委員 久光 喜多男

同 若浜 記久男

記

1. 検査実施日 昭和61年8月12日
2. 検査の対象 昭和61年5月分出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第30号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和61年5月分和京市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年8月12日

監査委員 久光 喜多男

同 若浜 記久男

記

1. 検査実施日 昭和61年8月12日
2. 検査の対象 昭和61年5月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第31号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和61年6月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年9月10日

監査委員 久光 喜多男

同 若浜 記久男

記

1. 検査実施日 昭和61年9月10日
2. 検査の対象 昭和61年6月分の出納状況
3. 検査の結果

6月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第32号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和61年6月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年9月10日

監査委員 久光 喜多男

同 若浜 記久男

記

1. 検査実施日 昭和61年9月10日
2. 検査の対象 昭和61年6月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第 3 3 号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和61年6月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年9月10日

監査委員 久光 喜多男

同 若浜 記久男

記

1. 検査実施日 昭和61年9月10日
2. 検査の対象 昭和61年6月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第 3 4 号

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第3項の規定に基づく昭和61年度定期監査（第1次分）別記要領により執行した。

その結果を同条第8項の規定により別冊のとおり報告する。

昭和61年7月31日

監査委員 久光 喜多男

同 若浜 記久男

○ 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第20号より第34号までの報告を終わります。

○

○ 議長（田中包治君） 日程第16『光明台南小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願』を議題といたします。

本件については産業文教委員会に付託となっておりますので、審査の結果並びに経過の報告を天堀委員長にお願いいたします。

(産業文教委員長登壇)

- 産業文教委員長(天堀 博君) それでは、『光明台南小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願』につきまして、産業文教委員長天堀からその審査の結果につきまして御報告させていただきます。

昭和59年10月25日開会の第3回定例会におきまして、当委員会に付託をされました『光明台南小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願』について、去る9月3日に委員会を開催し審査をいたしました結果の概要について御報告申し上げます。

すでにこの請願については、本年3月11日開会の第1回定例会において中間報告を行い、その中では、早い時期に一定の方向でめどをつけるとのまとめの上で継続審査に決しております。さきの委員会では、その後の検討結果についての説明があり、その検討資料として、昭和62年度以降の児童生徒数推計基礎表が提示されました。まず、現状の光明台南小学校の児童生徒数及び学級数は1,008人、27学級であり、現在は、そのうち2教室が不足しており、特別教室を転用して対応している、旨説明がありました。

次に、推計基礎表をもとに62年度は総計で960人、26学級、63年度は907人、25学級とそれぞれ減少する、旨説明がありました。この推計値に基づき昭和63年度では、現在と比較すると2教室が減ることとなり、現在、使用している特別教室の転用を図ることにより留守家庭児童会の開設が可能である、との報告がありました。

次に、質疑の内容は、まず、推計基礎表の基本的な考え方についての質問があり、当該校区の場合いまのところ一定の住宅戸数も限られ、大幅な社会増は考えられず、現在の学年進行の形をもとに推計したものである、との答弁がありました。

次に、現在使用の特別教室は、普通教室分の面積に相当する会議室と家庭科室等であり、留守家庭児童会は会議室を転用したい、旨答弁がありました。

また、63年度において児童生徒推計に変化が起き、児童生徒数が増加しても開設できるか、との質問については、校区における留守家庭児童会の運営状態や必要性などの要素を加味した中で、今後、いろいろな条件が変わっても何とか実施したい、旨の答弁があり、質疑を終わりました。

以上のことから当委員会としては、請願は60年度に開設してほしいという内容であるが、すでに61年度は半ばであり、教育委員会としては63年度から実施したいということであり、早期に開設するよう意見を付け本件をお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり採

採することになりました。

以上で当産業文教委員会に付託されました審査の経過並びに結果の報告を終わります。

以上です。

- 議長（田中包治君） ただいま委員長より詳細な報告がありました。委員長報告に対する質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本請願を委員長報告どおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本請願を委員長報告どおり採択することに決しました。委員の皆さんには慎重御審議、まことに御苦労さんでございました。

- 
- 議長（田中包治君） 日程第17「昭和60年度和泉市水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

認定第1号

昭和60年度和泉市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、昭和60年度和泉市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和61年9月30日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。
- 水道部理事（岩井益一君） お許しを得まして自席から、ただいま上程されました認定第1号「昭和60年度和泉市水道事業会計決算認定について」御説明を申し上げます。まず、15ページの事業報告から当年度の経営状況について総括して申し上げます。

初めに、収益的収支勘定における給水収益では、昭和59年度後半の漏水対策の影響が後遺症として残り、対前年度比2.4%の微増にとどまりました。一方、費用面では、府営水道、泉北水道の料金値上げの平年度化により受水費が大幅に増加するとともに、人件費その他経費の

増加と相まって経常収支は悪化し、4期ぶりに単年度収支は4,672万円の純損失が発生いたしました。

また、資本収支勘定では、テレメータ等計装設備工事を中心とした水道施設等整備事業に重点を置き、また、各施設の改良にも積極的な投資を行った結果資金不足が生じましたが、これらは全額損益勘定留保資金をもって補填し、最終的にはなお6,482万円の資金余裕が生じております。

次に、給水状況について申し上げますと、給水人口の順調な伸びがあったものの、春の長雨と節水PRの浸透による影響で前年度より2.9%の増加にとどまりました。

次に、建設改良事業についてでございますが、安定給水の確保に努め、赤水対策として配水管更生事業を、また、水量の増強を図るため水道施設等整備事業並びに改良工事を積極的に実施いたしました。

それでは最初に戻りまして、1ページの収益的収支勘定について収入より申し上げますと、第1款 水道事業収益最終予算額17億8,741万4,000円に対し決算額17億9,376万6,889円となっており、予算額に比べ635万2,889円の収入増と相なっております。

決算額の内訳でございますが、第1項 営業収益では、給水収益及び受託工事収益外で16億6,598万1,385円。第2項 営業外収益では、加入金外で1億2,168万8,461円。第3項 固定資産売却益が609万7,043円と相なっております。

一方、支出でございますが、第1款 水道事業費用最終予算額18億6,120万1,000円に対し決算額は18億4,048万9,711円で、不用額2,071万1,289円と相なっております。

なお、不用額発生の主な理由といたしましては、受水費を初め請負工事費その他需要費の節減によるものでございます。

決算額の内訳といたしましては、第1項 営業費用では、水づくりから料金回収までの費用として15億5,079万4,007円。第2項 営業外費用として企業債の支払利息等2億8,941万759円。第3項は特別損失で過年度損益修正損となっており、第4項 予備費については決算額はなく、全額不用となっております。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

まず収入面では、第1款 資本的収入最終予算額3億3,651万円に対し決算額は3億3,702万5,287円であります。

内訳といたしましては、第1項 企業債で決算額1億4,900万円は、予算額どおり収入いたしております。第2項 工事負担金決算額1億8,042万2,280円は、予算額に比べ42

万2,280円の収入増と相なっております。その他第3項では、一般会計からの消火栓新設に伴う負担金であり予算額どおり収入され、第4項は、固定資産売却代金でございます。

一方、支出につきましては、第1款 資本的支出最終予算額4億9,836万4,000円に対し決算額は4億8,725万7,836円であります。

決算額の内容につきましては、第1項 建設改良費決算額3億3,740万330円で、その内訳といたしましては、環境改善整備事業に基づく配水管整備事業を初め、赤水対策の配水管更生事業、水道施設等整備事業、浄水場施設工事を行ったほか、開発に伴う配管工事並びに庁舎増築工事を含む改良工事、その他量水器及び固定資産購入のための営業設備費と相なっております。

なお、ここに1,110万5,670円の不用額が生じております理由といたしましては、量水器及び固定資産の購入減少によるほか、改良工事等の減による請負工事及び材料費の減少、その他需用費の節減によるものでございます。

なお、これらの工事概要につきましては、19ページ以下に記載いたしておりますのでご参照りたいと存じます。

次に、第2項 企業債償還金につきましては、最終決算額は1億4,985万7,506円となっております。

以上が、今回提出させていただきました決算報告書の概要でございます。

財政収支状況につきましては、昭和60年度末累積欠損金は3億375万4,894円となりますが、資金面では現在、不良債務は発生してございませんで、逆に6,482万円の資金余裕が生じております。

なお、損益計算書以下につきましては省略させていただきました、簡単ではございますが、昭和60年度和泉市水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。決算附属書類として15ページ以下に各明細を添付いたしておりますので、これらを御参照いただきまして、速やかに原案どおり御認定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(田中包治君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 19番(原重樹君) この日程にもありますように、決算審査特別委員会の方で審査されると思いますので、簡単に1、2点、お伺いしておきたいと思っております。

まず、いまの説明にもありましたが、59年度の湯水による節水PRの影響を受けて2.9%の伸びにとどまり、そういうことも影響して純欠損金が出たということになっていると思うんですが、ここで1つお聞かせ願いたいのは、2.9%という数字なんです。1人1日当たりということでも結構なんです、59年度は前年度対比どうであったのかということもあるんです。



が、いわゆる節水PRというのはどのぐらいの効果を持つものかということも知りたい。その辺について例年に比べたらどうであるのか。詳しい数字がわからなければ、決算委員会の方に出していただいても結構ですし、その辺のとどまったということですが、どの程度であったのかということをお聞きしておきたい。

渇水問題のもう1つは、中央丘陵開発を初め今後の開発問題で水の確保という点では、和泉市は相当頑張らなアカンと思います。特に中央丘陵対策は府営水の確保で話がついていると聞いてますが、新空港がらみもありまして、どう考えましても民間の開発の方が当然、先行していきますし、そういう全体的なことを考えまして、水の確保という点では、今後、本当に大丈夫なのかということも再度、お聞かせを願っておきたいと思います。

最後にもう1点。ちょっと細かいんですが、固定資産売却益ということで609万余円出てるんですけど、これは監査報告の方を見ますと、旧池上浄水場用地の一部と書かれております。61年度に府の方に旧池上浄水場の跡地を買い上げてもらった、となっておりますが、それとの兼ね合いの一部分ということですか。それとも、全然違ったところの土地なのかも含めまして、その辺の説明だけお願いしたいと思います。

○ 議長(田中包治君) 理事者答弁。

○ 水道部理事(岩井益一君) ただいま原議員さんの方から3点にわたりまして御質問がございましたので、お答えいたします。

まず、第1点の渇水による影響ということですが、これに伴いまして例年どれぐらいの水需要の伸びがあるか、ということでございます。端的に言いまして細かいデータは別にいたしまして、平均約5.9%伸びているわけでございます。本市の場合人口増が3%ぐらいありまして、その残りは水の自然増ということでございます。したがって、2.9%ということは、やはり一昨年の渇水で1次制限、2次制限を受けまして、水道事業体としては首の締めるような節水PRであった、まあ、公営企業であるが故にやったわけですが、その効果が顕著に現われてございます。これはいずれこの団体も同じような傾向が出てございます。この後遺症をなくするには通常、3年を要するだろうと言われております。

2点目の中央丘陵開発がらみの関係で水の確保はどうか、ということでございます。自己水源の確保につきましてはすでに限界に達しておりますので、和泉市といたしましては、これからの人口増等に伴う水需要の増加は、すべて府営水に依存せざるを得ないという実態の中で現在、計画中の和泉中央丘陵開発を含めまして、拡張が行われております府営水道第7次拡張計画の中で増量分の確保をしてございます。それは昭和65年度日量4万トン、昭和70年度には日量5万5,000トンということで、すでに枠を確保してございます。そういうことござ

います。

それから、3点目の旧池上浄水場跡地の一部処分についてでございますが、先般の水道建設委員会にも御報告申し上げましたとおり、かねて皆さん方に御注目いただいておりました本件物件につきましては、去る8月28日に大阪府教育委員会と契約いたしまして、9月末で全額入金してございます。そうした中で、その際の府との契約は1㎡当たり15万1,000円でございますが、本件につきましては、特に細長い幅70センチ、長さ100mの水路用地という事情もございますので割り引きいたしまして、14万4,900円で契約してございます。

以上のとおりでございます。

- 議長（田中包治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件はその内容からして十分審議を願いたいと思いますので、後刻、議会議案として上程される決算審査特別委員会を設置し付託の上、閉会中の審査をお願いしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

- 
- 議長（田中包治君） 日程第18「昭和60年度和泉市病院事業会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 認定第2号

##### 昭和60年度和泉市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、昭和60年度和泉市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和61年9月30日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程いただきました認定第2号「昭和60年度和泉市病院事業会計決算認定について」、その概要を御説明申し上げます。まず、別冊決算書15ページをお願いいたします。

昭和60年度の病院事業運営につきましては、前年度に引き続きまして医療器械の増設を初め、院内施設の充実、特に患者登録等の処理能力の向上を旨とし、コンピューターの上位新機種に入れ替え、窓口事務の効率化に努めました。

病院の利用状況につきましては、入院患者年間延べ10万2,112人(1日平均279.8人)、外来患者年間延べ20万2,017人(1日平均682.5人)でありまして、前年度と比較いたしますと、入院で年間延べ1,129人、外来で年間延べ6,402人それぞれ増加いたしました。

次に、会計決算の状況を御説明申し上げます。決算書2ページお願いいたします。

収益的収入及び支出 収入第1項 医業収益決算額38億9,106万8,690円。第2項 医業外収益2億3,544万6,059円。収入合計第1款 病院事業収益41億2,651万4,749円で、前年度と比較いたしますと、医業収益で入院患者並びに外来患者数の増加と、1日1人当たりの診療収益の上昇によりまして2億2,332万7,958円、6.1%の伸び。医業外収益は、一般会計からの繰入金等の増加によりまして316万2,316円、1.4%の伸びとなりました。

一方、支出第1項 医業費用決算額39億8,442万3,241円。第2項 医業外費用決算額2億5,420万2,612円。支出合計第1款 病院事業費用決算額42億3,862万5,853円、前年度と比較いたしますと、医業費用で職員の給与改定による給与費の増加及び患者数の増加と疾病構造の変化による材料費の増加により1億7,181万1,473円、4.5%の伸びと相りました。医業外費用では、公定歩合の引き下げ等により支払い利息の減少で789万3,144円、3%の減少と相りました。

なお、事業運転資金に充てるため一般会計から5,570万円を借り入れいたしました。

以上の結果、医業収支で9,335万4,551円、医業外収支で1,875万6,553円の欠損、医業、医業外を合わせた経常収支は1億1,211万1,104円の単年度欠損となり、前年度未処理欠損金28億1,915万2円を合わせた昭和60年度末未処理欠損金は29億3,126万1,106円となり、すべて翌年度へ繰り越さざるを得ない状況となりました。しかし、病院運営上直接資金に係する不良債務額は前年度より8,257万6,064円解消し、年度末不良債務額は10億2,93万4,397円と相りました。このような単年度欠損金の生じた主な要因は、昨年3月の診療報酬の3.5%の引き上げがありましたが、同時に薬価基準の6%の引き下げにより病院運営に一段と厳しい状況となったものでございます。

引き続きまして、決算書4ページの資本金収入及支出であります。収入第1項 出資金決算額6,936万8,000円。第2項 他会計長期借入金7億8,930万円。第3項 企業債

8,150万円。収入合計第1款 資本的収入9億4,016万8,000円に対し、資本的支出第1項 建設改良費決算額9,737万136円。第2項 企業債償還金8,329万5,641円。第3項 他会計長期借入金返還金7億5,950万円。合計第1款 資本的支出9億4,016万5,777円。収支差し引き2,228円の不用額が生じました。

以上、昭和60年度病院事業決算の概要について申し上げましたが、今後、病院運営に当たりましては厳しい医業環境下にありますが、より診療機能の充実、財政健全化の促進に努め、地域の基幹病院として一層努力いたす所存であります。

なお、決算書15ページ以下に決算附属書類、参考資料等を添付いたしておりますので御参照の上よろしく御審議を賜り、原案どおり認定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 19番（原 重樹君） この件も同じく決算審査特別委員会に付託されると思いますので、2点だけお伺いしておきたいと思います。

いま、御説明がありましたように、患者数で見ますと入院で1.1%、外来で3.3%増加していますが、参考資料によりますと、もちろん、患者数は多くなったり少なくなったりするわけですが、例えば小児科あたりは、全体が増加する中でかなり減らしているように思えるんです。他にも減らしているところもあるんですが、その辺では何か特別の理由があるのかどうか、他の科も含めてお答え願いたい。

2点目には、いろいろ考え方の問題ですけれども、検査漬け等の問題についてですが、高度医療も非常に必要だということが高額な医療器械を整備されております。企業会計としてはそういうものを整備すればするほど、それを使って消化していかなければいかんということが、会計的に言えばそうなるかと思えます。そのためには使っていただくことにもなるんですが、その一方では、当然、検査漬けといわれることが心配されるわけです。その点どのように考えておられるのか、お聞きしたい。

参考資料の方でも僕の言うことときっちり合うかどうかわかりませんが、20ページに検査件数などが出てます。59年度からの伸びを見ますと、入院1.1%、外来3.3%の伸びに比べ、かなり大きな検査件数の伸びが出ております。これは数字ですから、患者さんの容態等にもよりますし、この数字だけではかかれるものではないと思うんですが、その辺での基本的な考え方をちょっとお示しを願いたいと思います。

以上です。

- 議長（田中包治君） 理事者答弁。
- 病院事務局長（藤原光夫君） 2点にわたります御質問でございますが、当然、各科の診療

患者数の増減中特に小児科についての御質問でございます。非常に小児科につきましては、年間を通じまして流感の発生、流行などに大きく左右されるものでございまして、年度途中あるいは全体で増減が著しいということが見受けられると存じております。

2点目の検査漬け等の問題でございますが、市立病院といたしましては、適正な医療を市民に提供するという目的を持つ公的機関でありますので、患者の疾病に適合した投薬、検査を行っているものであります。指摘がありましたような検査漬け、薬漬け等は一切いたしておりませんので、その点御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○ 19番(原 重樹君) 検査漬けのことにつきましては、当然、そのような形でやってもらわなくては困るわけです。後の細かい数字等につきましては、決算委員会の方で十分に審査していただくということで終わっておきます。

○ 議長(田中包治君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件についても十分審議を願うため、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の御審議をお願いいたしますと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○ 議長(田中包治君) 次に、日程第19「決算審査特別委員会の設置について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議会議案第3号

決算審査特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和61年10月2日 提出

和泉市議会議長 田中包治

記

1. 委員会の名称

決算審査特別委員会

2. 付託事項

昭和60年度和泉市水道・病院事業会計決算

3. 委員会の構成

本委員会は委員13名をもって構成する。

4. 付託期限

本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

- 議長（田中包治君） 本件は、昭和60年度和泉市水道事業会計決算並びに病院事業会計決算を認定するに当たり、慎重に審議を願うため本特別委員会を設置するものであります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御意議ないものと認めます。よって、議会議案第3号は原案どおり可決されました。

なお、委員の選任につきましては、本定例会の会期中に選任いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

- 議長（田中包治君） 次に、日程第20「和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第45号

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の

一部を改正する条例制定について

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和61年9月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
条例の一部を改正する条例（案）

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年和泉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（年金たる補償の額の端数処理）

第14条の2 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

第16条中「第24条」の次に「、第39条の2」を加える。

附則第5条第1項中「傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）」を「年金たる補償」に、「条例の規定による」を「条例の規定（第14条の2を除く。）による」に改め、「（当該年金たる給付の二が支給される場合にあっては、当該年金たる給付ごとと同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）」を削り、「（当該年金たる給付の二が支給される場合にあっては、その合計額）」を「の合計額」に、「とする」を「とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする」に改め、同項の表を次のように改める。

傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）	0.76
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。）	0.76
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）	0.88
	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.76

傷病補償年金	障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88
障害補償年金	旧船員保険法の障害年金	0.76
	旧厚生年金保険法の障害年金	0.76
	旧国民年金法の障害年金	0.76
	障害厚生年金及び障害基礎年金	0.76
	障害厚生年金（当該補償の事由となって障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.89
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.83
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.83
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.91
	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.83
	遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.91
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について国家公務員等共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.91

附則第5条第2項中「給付の額」の次に「の合計額」を加え、同項の表を次のように改める。

旧船員保険法の障害年金	0.76
旧厚生年金保険法の障害年金	0.76



旧国民年金法の障害年金	0.88
障害厚生年金及び障害基礎年金	0.76
障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88

#### 附 則

1. この条例は、公布の日から施行する。
2. 改正後の附則第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る年金たる補償及び施行日以後に支給すべき事由の生じた休業補償について適用し、施行日前の期間に係る年金たる補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償の生じた休業補償については、なお従前の例による。

#### 理 由

- 国民年金法等の一部改正に伴い、地方公務員災害補償法が改正されたことにより所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。
- 市長公室理事（神藤恒治君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第45号「和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由並びにその内容につきまして、市長公室神藤から御説明申し上げます。

まず、本条例の改正につきましては、昭和61年4月から国民年金法等の一部改正が施行されてきて、これにより国民年金が基礎年金として厚生年金、共済年金等各年金に導入されたところでございます。そのため公務災害によって支給される年金たる補償額と、併給される公的年金との額の調整に関する所要の規定の整備を図るものでございますが、それぞれの年金に対する調整率は従来通りで何ら変わってございません。

次に、内容につきましては、議案書5ページでございしますが、第14条の2の新設規定は、年金の額の算出における端数処理の算出方法を定めたものでございます。

第16条の改正は、第14条の2の新設に伴いまして単に規定の整備を図るものでございます。

附則第5条第1項の改正は、傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金を総称いたしまして「年金たる補償」という表現に改め、合わせて国民年金法の一部改正に準じ、同法第1項、

第2項を公的年金の制度に整合すべく規定の整備を図るものでございます。

また、本条例の改正は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。

なお、10ページ以降に記載いたしております新旧対照表を御参照の上よろしく御審議をいただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

○ 議長（田中包治君） 日程第21「和泉市土地改良事業及び林業関係事業分担金条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第46号

和泉市土地改良事業及び林業関係事業分担金条例の

一部を改正する条例制定について

和泉市土地改良事業及び林業関係事業分担金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和61年9月30日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市土地改良事業及び林業関係事業分担金条例の

一部を改正する条例（案）

和泉市土地改良事業及び林業関係事業分担金条例（昭和57年和泉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理 由

間伐促進総合対策事業により間伐をすすめているが、優良木材の生産をより一層促進するため林業基盤整備事業を併せて行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。
- 産業部長（松村吉堯君） お許しを得まして自席から、産業部長松村よりただいま御上程をいただきました議案第46号「和泉市土地改良事業及び林業関係事業分担金条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。議案書つづり16ページでございます。

農林水産省では、森林、林業、木材産業の活性回復5カ年計画が講じられております。その中で間伐促進のため林業活性化緊急対策を実施することになり、この対策の主要な柱である要間伐森林を緊急に解消することを目的として、間伐作業道の整備を補助事業として実施することに相なりました。本市においても、この事業に該当する要間伐森林は984ヘクタールあり、間伐基盤整備の必要がございます。本事業の推進に当たり、地元分担金の割当等について該当する条例がございませんので、この際、分担金条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正内容でございますが、18ページでございます新旧対照表で御説明申し上げます。同条例第2条、この条例が対象とする事業は、別表欄に掲げたものとなってございます。この別表の事業として、間伐作業道国庫補助事業といたしまして、地元分担比率100分の20を加えるものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第46号の御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議を賜り、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

- 議長（田中包治君） 日程第22「和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第47号

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和61年9月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例（案）

和泉市営住宅条例（昭和35年和泉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表に次のように加える。

山手団地	〃 山手町137番地
------	------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

市営住宅の管理範囲を明確にするため、新設する住宅を同範囲に加える必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第47号「和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、さきに御可決をいただき建設中でありました（仮称）山手団地5棟、7棟の2棟24戸が本年10月15日に完成する予定となっており、今回、供用

開始に向け市営住宅の管理範囲を明確にするため、新設する本住宅を同範囲に加える必要があり、市営住宅条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、その内容でございますが、第1条第1項の表中、「旭第二団地」の次に「山手団地和泉市山手町137番地」を加えようとするものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく御審議を賜り、原案どおり御可決、御決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

○ 議長（田中包治君） 日程第23「工事請負契約締結について」〔（仮称）和泉市立総合福祉会館新築工事〕及び日程第24「工事請負契約締結について」〔（仮称）和泉市立総合福祉会館新築機械設備工事〕を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第48号

#### 工事請負契約締結について

（仮称）和泉市立総合福祉会館新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求むる。

昭和61年9月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 (仮称)和泉市立総合福祉会館新築工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 302,000,000円
5. 契約の相手方 和泉市北田中町219番地  
大高建設株式会社  
代表取締役 奥野喜八郎

6. 工 期 自 昭和61年 月 日(議決の日)  
至 昭和62年 7月31日
7. 契約保証金 15,100,000円
8. 保 証 金 和泉市旭町429番地の3  
株式会社 竹内建設  
代表取締役 竹内博文

議案第49号

工事請負契約締結について

(仮称)和泉市立総合福祉会館新築機械設備工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和61年9月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 (仮称)和泉市立総合福祉会館新築機械設備工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 113,000,000円
5. 契約の相手方 和泉市伯太町四丁目15番109号  
株式会社 鈴木水道  
代表取締役 鈴木寿郎
6. 工 期 自 昭和61年 月 日(議決の日)  
至 昭和62年 7月31日
7. 契約保証金 5,650,000円
8. 保 証 人 和泉市伯太町五丁目28番20号  
株式会社 伯太工業所  
代表取締役 藤井松太郎

- 議長(田中包治君) 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事(大塚孝之君) お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第48号及び議案第49号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容に

ついて御説明を申し上げます。議案書22ページでございます。

まず、提案理由でございますが、かねてから懸案の福祉総合会館の建設についていよいよその準備が整いましたので、(仮称)和泉市立総合福祉会館新築工事の請負契約を締結するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いしようとするものであります。

次に、その内容でございますが、議案第48号につきましては、(仮称)和泉市立総合福祉会館の本体工事に係るものでありまして、契約金額3億200万円。契約の相手方として、和泉市北田中町219番地 大高建設株式会社代表取締役 奥野喜八郎と契約を締結しようとするものであります。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和62年7月31日を予定いたしております。

なお、保証人は、和泉市旭町429番地の3 株式会社竹内建設代表取締役 竹内博文でございます。

次に、工事の概要でございますが、建設場所は和泉市府中町四丁目地内、市民体育館の東側で、敷地面積2,749㎡内に鉄筋コンクリート造地上2階建1棟、建築面積は1,214㎡、延床面積は2,271㎡でございます。他に屋外付帯工事一式を施行するものであります。位置、配置図並びに平面図は参考資料にお示しをいたしましたとおりであります。

次に、議案第49号でございますが、ただいま御説明申し上げました(仮称)和泉市立総合福祉会館新築工事に伴います機械設備工事でございます。契約金額は1億1,300万円。契約の相手方は、和泉市伯太町四丁目15番109号 株式会社鈴木水道代表取締役 鈴木寿郎でございます。工期は本体工事と同じく、御議決を得ました日から昭和62年7月31日を予定いたしております。

なお、保証人は、和泉市伯太町五丁目28番20号 株式会社伯太工業所代表取締役 藤井松太郎でございます。

工事の概要は、本体工事に伴います給排水、ガス工事、衛生設備、空調設備工事及び合併処理浄化槽の設置を施行するものであります。

以上、簡単に議案第48号及び議案第49号について御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、原案どおり御可決いただきますようお願いを申し上げます。

○ 議長(田中包治君) 本2件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本2件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第48号及び議案第49号は原案どおり可決されました。

- 議長(田中包治君) 日程第25「工事請負契約締結について」(和泉市立北池田保育園増改築工事)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第50号

工事請負契約締結について

和泉市立北池田保育園増改築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和61年9月30日 提出

和泉市長 池田 忠雄

1. 契約の目的 和泉市立北池田保育園増改築工事
2. 契約者 和泉市長 池田 忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 132,000,000円
5. 契約の相手方 和泉市北田中町219番地  
大高建設株式会社  
代表取締役 奥野 喜八郎
6. 工期 自 昭和61年 月 日(議決の日)  
至 昭和62年 3月20日
7. 契約保証金 6,600,000円
8. 保証人 和泉市桑原町279番地の2  
泉洋建設株式会社  
代表取締役 河合 洋光



○ 議長(田中包治君) 提案理由の説明を願います。

○ 総務部理事(大塚孝之君) お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第50号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。議案書26ページでございます。

本件は、現在の市立北池田保育園の木造園舎の老朽化及び周辺地域の児童の増加に伴い、今回、増改築工事を施行するについて工事の請負契約を締結するにつきまして、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いしようとするものであります。

次に、その内容でございますが、契約の目的は、和泉市立北池田保育園増改築工事で、契約金額1億3,200万円。契約の相手方として、和泉市北田中町219番地 大高建設株式会社代表取締役 奥野喜八郎と契約を締結しようとするものであります。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和62年3月20日を予定いたしております。

なお、保証人は、和泉市桑原町279番地の2 泉洋建設株式会社代表取締役 河合洋光でございます。

次に、工事の概要でございますが、現在の保育園敷地1,602㎡内に鉄筋コンクリート造地上2階建園舎1棟、建築面積636㎡、延床面積は880㎡でございます。他にポンプ室、プロパン倉庫、自転車置き場などの付帯工事を施行するものであります。位置、配置図並びに平面図は、参考資料にお示しをいたしましたとおりであります。

以上、簡単に議案第50号について御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、原案どおり御可決いただきますようお願いいたします。

○ 議長(田中包治君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

○ 議長(田中包治君) 日程第26「工事請負契約締結について」(和泉市公共下水道和気小田幹線管布設工事)及び日程第27「工事請負契約締結について」(和泉市公共下水道繁和幹線管布設工事)を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第51号

工事請負契約締結について

和泉市公共下水道和気小田幹線管布設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和61年9月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 和泉市公共下水道和気小田幹線管布設工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 119,800,000円
5. 契約の相手方 和泉市和気町420番地の1  
辻作建設株式会社  
代表取締役 辻 秀雄
6. 工期 自 昭和61年 月 日(議決の日)  
至 昭和62年 3月20日
7. 契約保証金 5,990,000円
8. 保証人 和泉市和気町311番地  
中村建設株式会社  
代表取締役 田所 弘

議案第52号

工事請負契約締結について

和泉市公共下水道繁和幹線管布設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和61年9月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 和泉市公共下水道繁和幹線管布設工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 90,000,000円
5. 契約の相手方 和泉市旭町429番地の3  
株式会社 竹内建設  
代表取締役 竹内博文
6. 工期 自 昭和61年 月 日(議決の日)  
至 昭和62年 3月11日
7. 契約保証金 4,500,000円
8. 保証人 和泉市大野町580番地  
株式会社 寄田組  
代表取締役 寄田年文

○ 議長(田中包治君) 提案理由の説明を願います。

○ 総務部理事(大塚孝之君) お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第51号及び議案第52号の「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。議案書28ページでございます。

本件は、いずれも南大阪湾岸北部流域関連公共下水道の一環として施行しようとするものであり、工事の請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いしようとするものであります。

次に、その内容でございますが、議案第51号は、和泉市公共下水道和気小田幹線管布設工事で、契約金額1億1,980万円。契約の相手方として、和泉市和気町420番地の1 辻作建設株式会社代表取締役 辻 秀雄と契約を締結しようとするものであります。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和62年3月20日を予定いたしております。

なお、保証人は、和泉市和気町311番地 中村建設株式会社代表取締役 田所 弘でございます。

工事の概要でございますが、和気小田幹線汚水処理面積64ヘクタールの一部で、起点・和気町306番地の5先から終点・小田町126番地先の区間、延長414.2mの間に管径800ミリから400ミリの污水管を布設するもので、他に立杭工一式、入孔築造工6カ所及び付帯

工事一式を施行するもので、別冊参考資料にお示しいたしたとおりであります。

次に、議案第52号に係る契約は、和泉市公共下水道繁和幹線管布設工事でございます、契約金額は9,000万円。契約の相手方は、和泉市旭町429番地の3 株式会社竹内建設代表取締役 竹内博文でございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和62年3月11日を予定いたしております。

なお、保証人は、和泉市大野町580番地 株式会社寄田組代表取締役寄田年文でございます。

工事の概要でございますが、繁和地区排水面積7.78ヘクタールのうち4.66ヘクタールにおける排水を円滑にし、浸水の排除を目的に雨水排水管を布設するもので、起点・繁和町708番地先、終点・繁和町721番地先の延長339.2mに管径800ミリから1200ミリの雨水排水管を布設するもので、他に人孔築造工10カ所、吐口工一式及び附帯工を施行するものであります。別冊参考資料に詳細をお示しするところでございます。

以上、簡単に議案第51号及び議案第52号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、原案どおり御可決いただきますようお願いを申し上げます。

○ 議長（田中包治君） 本2件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第51号及び議案第52号は原案どおり可決されました。

○ 議長（田中包治君） 日程第28「工事請負契約締結について」（旭第二団地6棟建設工事）及び日程第29「工事請負契約締結について」〔（仮称）山手団地4棟建設工事〕を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第53号

工事請負契約締結について

旭第二団地6棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び

財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、  
次のとおり議会の議決を求める。

昭和61年9月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 旭第二団地6棟建設工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 172,500,000円
5. 契約の相手方 貝塚市堀三丁目6番3号  
株式会社 安部工務店  
代表取締役 安部 常一
6. 工 期 自 昭和61年 月 日（議決の日）  
至 昭和62年 3月31日
7. 契約保証金 8,625,000円
8. 保証人 貝塚市堤38番地の4  
株式会社 田中工務店  
代表取締役 田中 秀昭

議案第54号

工事請負契約締結について

（仮称）山手団地4棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和61年9月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 （仮称）山手団地4棟建設工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 180,000,000円
5. 契約の相手方 和泉市旭町429番地の3  
株式会社 竹内建設  
代表取締役 竹内 博文

6. 工 期 自 昭和61年 月 日(議決の日)

至 昭和62年 3月31日

7. 契約保証金 9,000,000円

8. 保 証 人 和泉市大野町580番地

株式会社 寄 田 組

代表取締役 寄 田 年 文

- 議長(田中包治君) 提案理由の説明を願います。
- 改良事業部長(富田宏之君) それでは、お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第53号及び54号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本件は、環境改善整備事業の一環として建設しようとする旭第二団地6棟建設工事及び(仮称)山手団地4棟建設工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

まず先に、旭第二団地6棟建設工事について御説明申し上げます。

その内容は、契約金額1億7,250万円。契約の相手方は、貝塚市堀三丁目6番3号 株式会社安部工務店代表取締役 安部 常一でございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和62年3月31日までといたしております。保証人は、貝塚市堀38番地の4 株式会社田中工務店代表取締役 田中 秀昭でございます。

工事場所は、和泉市旭町126番地ほか。敷地面積1,176㎡。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上4階建住宅1棟で住宅16戸、延床面積992㎡。その他付帯工事一式でございます。

次に、(仮称)山手団地4棟について御説明申し上げます。

その内容は、契約金額1億8,000万円。契約の相手方は、和泉市旭町429番地の3 株式会社竹内建設代表取締役 竹内博文でございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和62年3月31日までといたしております。保証人は、和泉市大野町580番地 株式会社寄田組代表取締役 寄田 年文でございます。

工事場所は、和泉市山手町141番地ほか。敷地面積1,505㎡。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上3階建住宅1棟で住宅15戸、延床面積929㎡。集会所は、鉄筋コンクリート造平屋建1棟で床面積113㎡及び付帯工事一式でございます。

以上で議案第53号及び54号「工事請負契約締結について」の提案理由並びに内容の御説

明を終わります。

なお、本年度現在までの住宅建設戸数は1,356戸でありまして、今回、御審議をいただきます分を合わせまして1,387戸となります。よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本2件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第53号及び議案第54号は原案どおり可決されました。

- 
- 議長（田中包治君） 日程第30「昭和61年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第55号

#### 昭和61年度和泉市一般会計補正予算（第3号）

昭和61年度和泉市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ591,151千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,808,498千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

昭和61年9月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 自動車取得税 交付金		215,700	26,449	242,149
	1. 自動車取得税 交付金	215,700	26,449	242,149
7. 分担金及び負担金		421,168	53,926	475,094
	1. 分担金	17,029	2,786	19,815
	2. 負担金	404,139	51,140	455,279
9. 国庫支出金		5,388,998	41,403	5,380,401
	2. 国庫補助金	3,041,049	41,403	3,031,355
10. 府支出金		1,993,280	38,075	2,031,355
	2. 府補助金	1,576,986	38,075	1,615,061
13. 繰入金		777,979	25,000	802,979
	1. 基金繰入金	777,979	25,000	802,979
14. 諸収入		2,392,120	1,382	2,393,502
	5. 雑収入	1,285,902	1,382	1,287,284
15. 市債		3,931,623	374,200	4,305,823
	1. 市債	3,931,623	374,200	4,305,823
16. 繰越金		54,749	30,716	85,465
	1. 繰越金	54,749	30,716	85,465
歳入合計		32,217,347	591,151	32,808,498

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		8,476,555	161,395	8,637,950
	1. 社会福祉費	2,956,391	161,395	3,117,786
6. 農林水産業費		298,243	42,993	341,236
	1. 農業費	234,518	26,410	260,928
	2. 林業費	63,725	16,583	80,308



款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土木費		5,626,737	79,263	5,706,000
	2. 道路橋梁費	767,970	24,140	792,110
	4. 都市計画費	1,343,370	55,123	1,398,493
10. 教育費		3,667,503	307,500	3,975,003
	2. 小学校費	1,530,934	302,500	1,833,434
	3. 中学校費	806,323	5,000	811,323
歳出合計		32,217,347	591,151	32,808,498

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事項	補正額		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
(仮称) 市立総合福祉会館 建設事業	昭和61年度 } 昭和62年度	495,000	昭和61年度 } 昭和62年度	348,405

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後					
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
都市計画事業	91,900	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府行他 政銀そ の	25年以内(内据置5年 以内)をだし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。	97,300	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府行他 政銀そ の	25年以内(内据置5年 以内)をだし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。
義務教育施設整備事業	269,400	同上	同上	同上	同上	538,000	同上	同上	同上	同上
(仮称) 市立総合福祉会館 建設事業						100,200	同上	同上	同上	同上
計	3,931,623					4,305,823				

○ 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います

○ 総務部長（麻生和義君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程いただきました議案第55号「昭和61年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」について内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、国庫補助金等の確定に伴う事業費の補正が主な内容でございます。それでは、予算書に基づきまして内容の御説明を申し上げます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,115万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ328億8,49万8,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございますが、（仮称）市立総合福祉会館建設事業費の一部を歳入歳出予算に計上するために限度額を変更するものでございまして、内容につきましては、「第2表 債務負担行為補正」のとおりでございます。

第3条は、地方債の補正でございますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率等の内容につきましては、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書に基づき歳出予算の方より内容の御説明を申し上げます。48ページでございます。

まず、民生費でございますが、（仮称）市立総合福祉会館建設事業費として、今年度の補助対象事業相当分の歳出予算化でございまして、1億4,659万5,000円計上いたしましたものでございます。また、老人福祉費として、シルバー人材センター運営費の補助金追加760万円、老人解放センター運営費として、老人の生きがい就業事業対策費720万円をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、農林水産業費でございますが、4,299万3,000円追加計上いたしました。

農業費につきましては、農業振興費76万円、家畜衛生費として、畜産経営環境整備事業補助金258万円、防衛施設周辺整備事業費として、山荘大池水路整備費2,307万円をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

林業費につきましては、森林間伐対策事業費64万6,000円、間伐生産基盤整備事業費1,593万7,000円を計上いたしました。

次に、土木費でございますが、道路橋梁費といたしまして、室堂町1号線整備事業費2,200万円、伏屋唐国線整備事業費214万円、都市計画費として、公共下水道事業特別会計への繰

出金672万円の追加、公園費として、公園管理費500万円、小田公園整備事業費400万円、松尾寺公園整備事業費820万7,000円、特定緑化事業費2,866万6,000円それぞれ追加計上いたしました。また、開発費といたしましては、ラブホテル訴訟解決に伴う弁護士費用253万円を計上いたしました次第でございます。

最後に、教育費でございますが、校舎の管繕工事費として小学校400万円、中学校500万円の追加、また、幸小学校整備事業費といたしまして、2億9,850万円計上いたしましたものでございます。

以上が歳出予算の内容でございますが、総額5億9,115万1,000円と相なる次第でございます。

次に、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。44ページでございます。

まず、自動車取得税交付金2,644万9,000円の追加でございますが、交付実績等を勘案し計上いたしましたものでございます。

分担金及び負担金5,392万6,000円、国庫支出金4,140万3,000円、府支出金3,807万5,000円のそれぞれ追加計上でございますが、これらはいずれも歳出予算に関連いたす特定財源でございます。

また、繰入金として2,500万円、さらに諸収入138万2,000円計上いたしました。繰入金につきましては、公共施設整備基金の取り崩しでございます。

次に、市債でございますが、適債事業を勘案し3億7,420万円追加計上いたしました。

最後に、繰越金でございますが、60年度決算見込みにおきまして実質収支額8,500万円余の黒字が見込まれますので、今回、3,071万6,000円追加計上いたしました次第でございます。

以上、簡単ではございますが、今回、御提案申し上げた議案第55号「昭和61年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案通り可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 19番（原 重樹君） 1点だけお尋ねいたします。

教育費の幸小学校整備事業費なんですけど、これは校庭を広げるということだと思んですが、この問題につきましては、いままで委員会等でも申し上げてはきておりますけれども、改めてお伺いしておきたい。

今回の一般質問の中でも市長は、「財政事情が苦しいので単独の事業はしない」と言われて

おりましたが、これは地方債と一般財源ということで、まさに単費となるわけです。国、府の補助がなぜ取れてないのか、その理由をはっきりしていただきたいと思います。

それから、幸小学校の校庭は、生徒1人当たり何平方メートルか。さらに、これができることによって何平方メートルになるのかという点。また、いまの和泉市の小学校の中で生徒1人当たりで一番狭い校庭の小学校はどこで、何平方メートルなのかも明らかにしていただきたい。

○ 議長(田中包治君) 理事者答弁。

○ 教育次長(逢野博之君) ただいまの第1点目の補助金の関係につきまして私から御説明申し上げます。

現行の教育施設に対する用地関係の補助制度につきましては、61年度の制度を見ますと、大規模な学校に対して分離新設をする場合のみに限って用地関係の補助制度がございまして、その他の関係につきましては、生徒増に伴う2,000㎡以上の増築の用地取得の場合にのみ現行の補助制度が認められておりますし、今回の幸小学校整備事業そのものにつきましては、不整形な運動場を整形化するという形で、かねてからの懸案事業でございまして、その財源獲得に向け、われわれも現行制度の中で補助制度はございませんけれども、いろいろ関係当局を通じて財源獲得に努力をいたしてまいりましたが、ここに起債の政府債の承認にとどまったわけでございます。御指摘の点は十分わかるわけですが、この事業そのものは、学校体育授業に常に支障を来してございまして、特に球技その他を行う上で不整形な状態でございまして、今後、考えられる地域スポーツのための学校開放などにも十分に活用していきたいということで、今回の整備事業をお願いしたわけでございます。その点よろしく御理解を賜りたいと思います。

なお、細かい生徒1人当たりの面積的なことにつきましては、課長の方から御説明を申し上げます。

○ 議長(田中包治君) 次。

○ 総務課長(白樫通有君) それでは、現在、ただいまの幸小学校の生徒1人当たりの運動場面積は幾らか。そして、この事業計画によって幾らになるのか。また、市内で1人当たり一番狭い学校はどこか、というお尋ねにつきまして、総務課の白樫よりお答えいたします。

現在、幸小学校の生徒1人当たりの運動場面積は34.88㎡でございまして、今回、計画しておりますものが完成した段階では、現児童数で割り出しますと42.85㎡となります。また、和泉市内の小学校で一番狭いところと申しますと国府小学校で、1人当たり6.45㎡でございまして、

以上でございます。

○ 19番(原 重樹君) いままでからも聞いてますので余り突っ込んで言う気はないんですが、国、府の補助金の取り付けについて答弁をいただきましたが、2,000㎡以上あったにしても、現状、生徒増になってませんから、果たしてこんなものが取れるかどうかね。それと、私がなぜこれを問題にしているかと言いましたら、小学校の教育設備がよくなることです。その意味ではいいことだと思ひますよ。ただし、それは市内全体を見回した場合、果たして緊急度があるのかどうかという点なんです。これが他の小学校などと比べて、いま、これを必ずしなくてはならないのかどうか。他にカネを回せないのかどうかとなると思ひます。不整形なものを正しくするんだと言われてますけど、現状、周囲に草が生えているところもあり、PTAのお母さん方などは草取りで忙しいので、これ以上広げてもらったら困るという声もありますからね。先ほど1人当たりの面積を答弁していただきましたが、そういうものにも現われていると思ひます。

だから市長、これは答えていただきたいんですが、その辺で本当に幸小学校として必要であったとしても、全体のからみでどうなのかというところを果たして検討しているのかどうか。これは優先順位の話になるので教育委員会の問題だと思ひますが、その辺での考え方につきましては、同和のことだからという特別視してやっているのが実際のやり方ではないか。こういうことからしてもどう考えているのか。ちょっと意見だけお聞かせ願ひたい。

○ 教育次長(逢野博之君) ただいまの御質問でございますが、他の学校との関係の御指摘でございます。先生も御承知のとおり、他の学校についても運動場そのものが狭いところにつきましては、いろいろ学校の周囲を取り巻く条件的なこともございますが、用地買収が可能な学校につきましては、体育授業に支障を来さないよう、従来から鋭意買収・拡張に向け取り組んでまいりました。先ほど課長から御説明申し上げましたように、現行、生徒1人当たりの実態はいろいろ差がございます。しかし、これはピーク時における実態と比較いたしますと、現在のような大きな差はないようにも思ひます。

すでに将来的な考え方といたしましても、児童生徒数に見合う運動場施設としては、できるだけ買収可能な、また、体育授業に支障を来すという中において、拡張事業に向け取り組んでまいりたい。現時点では先生も御承知のとおり一応、学校施設につきましては、量的な整備は一応、めどがついてきたと感じております。今後は、質的な整備に向け取り組んでまいりたいと考えてございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思ひます。

○ 19番(原 重樹君) いまの答弁で気になるのは、現状はとにかく、ピーク時になったらそうでもないというような言い方だったと思ひますが、違いますか。

○ 教育次長(逢野博之君) ちょっと説明不足で申しわけありません。たとえば緑ヶ丘小学校

などをとりますと、ピーク時は1,000人を超す学校でございましたが、現在は約半数になっているという状態でございますので、そういう点から生徒1人当たりの運動場の面積的な見方をいたしますと、今後はかなり余裕がある形になっております。ですから、先ほどの生徒1人当たりの運動場面積そのものから、現状の運動場そのものが有効に活用されているかどうかの判断は、ちょっといたしかねるという考え方を持っております。他の学校につきましても、従来から鋭意取り組んでまいりましたが、いろいろ地域的な条件もございますので、体育授業に支障を来すようなところがございましたら、学校要望を受けまして実態を見きわめながら対応していきたいと考えてございます。従来からそういう方針でやってきておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

○ 19番(原 重樹君) ちょっと聞きたいのは、ピーク時云々というのは、幸小学校の生徒数が増えるという意味で言うたのではないということですか。幸小学校は現在、200余りですが、当初計画は800名でしょう。それから考えたら、それでもないんやという言い方ではなかったかということやね、先ほどのピーク時云々ということわね。

○ 教育次長(逢野博之君) そのとおりでございます。別に800人を想定した意味での発言ではございません。

○ 19番(原 重樹君) いま、他の学校でもいろいろ周囲の状況がありますから云々ということですが、実際、いま秋の運動会をやっていますが、子供だけじゃなく父兄も見に行ってます。しかし、まともにはできないというか、ごさを敷いてもらっては困るとか、規制する状況でやっているのが現状だと思んです。そういう中では、他の学校も一緒だというふうにはならないと思う。私の言うのは、一般質問でも地対協の部会報告書で質問させてもらいましたが、結局、一般と比べた中身は、格差がありすぎることなんです。そんなことはあかんということです。今回、改めて単費で地方債の許可がおりたということですが、これを進めていくことは、予算の配分等からしましても、同和だけやっていくという考え方ではあかんということをごここで言うておきたいと思います。ただ、この事業そのものは、学校そのものをよくすることですから必ずしも反対はしませんが、他も含めて予算というものは、14万市民平等に配分していくべきだということ強く指摘しておきたいと思います。

○ 議長(田中包治君) 他に。

○ 8番(穴瀬克巳君) 数点、お伺いをいたします。

48ページの老人解放センター運営費の生きがい就業事業作業場建設工事費とありますが、どこの場所に建設されるのか、また、どういった内容のものか、御答弁を願いたいと思います。それから、山荘大池水路整備工事費の概要を説明願いたい。

それから、重複は避けますが、幸小学校のグラウンドの拡張に関連して、学校開放も含め運動場の開放ということの答弁もありましたが、地域の人たちに開放していくという前提のもとに行うということでございますので、グラウンド内にトイレ等の設置も考えられているのかどうか。学校施設との切り離しのグラウンドというような対応がなされているかどうか。御答弁を願いたいと思います。

それから、小中学校校舎等営繕工事費追加ということですが、どこの学校なのかも合わせてお願いをいたします。

- 議長（田中包治君） 理事者答弁。
- 老人解放センター所長（岩崎充男君） 老人解放センター運営費の御質問にお答えいたします。

この事業は、同和地区の老人が生きがいを深めていくという目的で実施されるものでございます。事業概要は、老人解放センターの隣にあります身障会館の東側の5号線沿いのところに畑がございますが、そこに2階建ての作業場を設置するものでございます。そこで手芸とか陶芸などの事業を実施するというものでございます。出来上がった作品等につきましては各種イベントの中で販売を行い、うまくいけば趣味と実益を兼ねた事業であるということを想定して実施するものでございます。

- 議長（田中包治君） 次。
- 農林課長（中野英二君） 山荘大池水路の件につきまして、農林課中野からお答えいたします。

信太山演習場内は、演習その他の施設によって改廃がかなり進み、降雨時には、谷間にある周辺の農地へ土砂等の流入が生じておりますので、それを防止すべく水路等を改修するものでございます。水路の延長は300m、ため池1カ所、堤体4m等の事業を行うものでございます。

以上でございます。

- 議長（田中包治君） 次。
- 教育次長（逢野博之君） 教育関係の御質問にお答えいたします。

まず、営繕関係の費用でございますが、これは小学校関係では、国府小学校のガス管の改修工事、南松尾小学校の一部歩道設置に伴う門と塀の改修工事費でございます。中学校関係におきましては、富秋中学校の運動場の棒球ネット設置工事費でございます。

それから、幸小学校の今回の費用の中に学校開放に伴う便所等の設置はどうか、ということですが、この中では、便所等の設置は考えてございません。現在、体育館の建物そのものを学



校開放として開放しているわけでございますけれども、現行の施設内での便所等を拡張すべく、学校当局とも調整を図りながら支障のないようにしてまいりたいということでございます。

- 8番(穴瀬克己君) 老人解放センターの生きがい作業場の建設ですが、現在、身障者の人たちが農作物をつくっている個所だと思いますが、間違いございませんか。
- 老人解放センター所長(岩崎充男君) はい。
- 8番(穴瀬克己君) そういった形の中で一定、障害者が農作物をつくることによって喜びを感じ、成果が上がっているようにも思います。しかし、作業場ができることによってその場所が奪われてしまうということでは、地域外においてもそういう形が続けられる、障害者が肌で喜びを感じ、機能復帰やいろんな体験等の活動の場を与えていく中で、農作物の場を奪ってしまふわけですので、その後の対策は考えておられるのかどうか。
- 身障者解放会館館長(中辻利一君) 身障会館の中辻からお答え申し上げます。  
いまの御質問でございますが、現在、畑を耕しておりますが、今回の作業場が約100㎡と  
いうことでございます。畑の面積が約200㎡でございますので、半分の方は残りますので、  
そこで畑の作業をやりたいと思います。
- 8番(穴瀬克己君) 学校のトイレは従来の校舎内の施設を活用というような答弁がござ  
いましたが、従来から学校のグラウンド開放については、そういった校舎内の施設の利用という  
状態があり、学校開放の中で校舎とグラウンドの関係で問題視されてきたわけでありませ  
う。その中で今回、こういう形で運動場の整備をし拡大をしていく中、地域住民に開放して  
いくという前提の答弁もございましたので、この際、1つは、地域の学校開放の中でグラ  
ウンド整備もともに考えていただきたい。トイレ等も設置をしながら、地域住民の文化・  
スポーツの場として活用できるように検討を願いたい、このように思っていますが、ち  
ょっと答弁を願います。
- 教育次長(逢野博之君) 学校開放上の問題として、小学校に限らず、いろいろと  
トイレの設置等の問題も御指摘をいただいてきたところでございます。半面、学校教育上  
から考えまして、学校現場の声といたしましては、開放のために便所を設置するとい  
うことについても、この便所内で日常、生徒児童がいろいろと問題を起こすとい  
う御意見もございませう。また、施設を利用する側の立場からは、便所設置の要  
望もございませう。現行の学校施設の中で運動場から直接便所に入れるよう、  
施設整備につきましては、建物開放の時点におきましては、いろいろ  
そういうことを考えて整備をいたしておるわけですが、ただいま先生が言われ  
ました幸小学校の今回の整備につきましては、学校現場の意見並びに先生の  
意見も聴しながら十分に調整を図りながら、開放に向けて支障のないよう  
取り計らってまいりたいということで御理解いただきたいと思  
います。

- 議長（田中包治君） 他に質疑、御意見ありませんか。
- 11番（仁井 明君） 1、2点お尋ねいたします。

ここに小田公園整備工事費400万円の補正が出ておりますけれども、これは、この前の議会でありましたように、買収したラブホテルの跡地を整備するのか、それとも、元の公園を整備するのかということを確認しておきたいのと、今後、この小田公園の進入路について、どういうぐあいに考えていただいているのかということを確認していただきたいと思います。

和泉市公共下水道の和気小田幹線の工事が全部できれば、いま、西川橋のところまではほぼ下水管は入っておりますが、そこで途切れている状態でございます。聞くところによると、この旧河川松尾川は緑道になるということですが、これは行く行くは緑道になるのか、それもわかっておればお答えをいただきたい。

それと、小田公園は進入路が非常にわかりにくい点もでございます。前田酒点の信号のところに入るのか、原口機工のところから車で行けるのか、それとも、新緑田橋のホテルみゆきの左岸に行くのか、困っている方がたくさんおります。一番和泉市の端っこでもございまして、府道と和気岸和田線の方からは、全く野道も通って入れない状態になっておりますので、進入路の明示もしていただきたい、かように思いますので、お答え願いたいと思います。

- 議長（田中包治君） 理事者答弁。
- 公園課長（松林 保君） お答えいたします。

この400万円につきましては、便所だけの工事費でございます。鉄筋コンクリート造り13㎡、男性用大1、小2、女性用大1の工事費でございます。

また現在、入り口につきましては、来年度府補助によりまして施行したいと思っております。この入り口につきましては、原口機工との間に道路を確保しておりますので、これも来年度に施行したいと思っております。また、川沿いからの進入路も考えております。

以上です。

- 議長（田中包治君） 次。
- 建設部次長兼下水道課長事務取扱（山崎琢磨君） 旧松尾川の河川敷の件につきまして、下水道課長山崎からお答え申し上げます。

現在、先生が御指摘のとおり西川橋周辺をやっておりまして、先ほどの御議決によりまして、汚水管を敷設することになるわけでございます。これは大阪府が所管する2級河川でございますので、この用地につきましては、下水道の用地部分をいまのところ併用することになってございます。上物の整備及びその上物の用地につきましては今後、協議を申し上げていきたいということでございますので、御了解願いたいと思います。

○ 11番(仁井 明君) 深入路につきましては来年度、という明確な御答弁をいただきましたので、そのときには進入路の表示もしていただきたいと思います。ところが、新緑田橋の左岸を通ることについては、公園ということでございますので、あそこには2軒ホテルがあります。日の長いときはよろしいが、気候のええ秋になりますと日も短くなるということで、子供にとって非常に環境が悪いという意見もあるので、その点も考慮していただきたいと思います。われわれ地元としても願っておるのが、この旧河川松尾川を早く緑道にしていってほしいというのが念願でございます。まだ、西川橋から13号線、その13号線から小田の住宅建設の事務所のところまで、曲がりくねった松尾川の水路でございます。これも行く行くは下水管を入れていただきたいと思います。そういうことも加味して、環境の悪いところを子供さんを連れて自転車で公園に遊びに行くというのも非常にどうかと思うので、その点も指摘しておきます。

それと、この原口機工のところの進入路は、私が知る限りでは非常に狭いと思います。阪本毛織さんの工場の前を通って行かなければいけません。原口機工さんの車も阪本毛織さんの車も通りますので、その点もひとつ考慮していただきたいと思います、かよい思います。意見にとどめておきますが、やはり地元が使いやすい公園にしていってほしいと思います。向こう高月町、南は大路町というようなこともあり、その点もひとつ考慮していただきたいと思います。

以上でございます。

○ 議長(田中包治君) 他に質疑、御意見ありませんか。

○ 6番(赤阪和見君) 幸小学校の件なんです、ちょっと気にかかることがありますのでお尋ねいたします。

この件につきましてはさきの産業文教委員会でも説明を受け、その点では了解もしております。何らかの形の中で開放していきたいということも聞き及んでおります。先ほどの穴瀬議員さんの質問に対する答弁の中では、何か便所をつくと管理者が非常に管理がしにくいというようなことがあったんですが、それは基本的に間違っているのではないかと。すなわち、開放しようとするとき、いまの教育委員会の学校管理の中で、学校管理の延長線上の管理ということであるから、そのような言葉が出てくると思う。

もう1点、現在は校舎全体の開放でなく、体育館と運動場施設の開放なんです。その点で過去にも意見を申し上げたように、学校の運動場を校舎より一段下げ、あるいは一段上げて、別の機能でもってやっているところもたくさんあります。以前にも提案いたしましたけれども、各小中学校校区の中で、別の組織のルートでその地域に任せていくという方向でやっていくべきだと提案も申し上げました。また、地域コミュニティーを育成する面でも、そういう方法でやっているところはたくさんあります。また、教育委員会も見学に行かれたとも聞いておりま

す。その点で基本的に開放する、開放すると言いながら、実は、児童が減っていく中で運動場を広げていくというだけの理由にすぎないと聞こえたわけです。その点でどうお考えか、基本的にお願いします。

- 議長（田中包治君） 理事者答弁。
- 教育次長（逢野博之君） お答え申し上げます。

私が先ほど学校管理上の問題を申し上げましたのは、学校開放の中で学校の施設を利用していただく面について、学校そのものを管理する上での問題点を申し上げたものではございません。学校現場において、そういう施設を建てることによって、日常、生徒指導の面でその施設がいろいろ障害になっていくという御意見を現場からも直接聞いております。その意味で施設そのものに対する便所等の施設設置の要望との調整をいかに図っていくか、われわれも頭を痛めているところであります。現行施設の中の便所をできるだけ学校開放上支障のないよう整備をしていくという、その辺で現在、基本的に対応しているわけでございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

- 6番（赤阪和見君） これは大きな問題やと思うんです。指導する立場で非常に困るということは、以前、犬喰いの問題で先割れスプーンを使いんだ、学校給食で箸を使うと危険だ、その箸で突くから、という方向性の答弁をいただきました。それと全く同じ話なんです。偶つこに便所をつくると、たばこを吸ったりする危険性があるからつくらないんだという感覚ですね。指導するのに非常に困るという教育指導の問題になってくる。目が届かないからというふうにとらえていいんですか。

- 教育次長（逢野博之君） 学校現場の御意見の趣旨、意図は、先生がいま御指摘されているとおりでございます。

- 6番（赤阪和見君） これは教育委員会だけの問題やなく、私たちの大きな考え方の問題になってくると思います。昨年、一昨年的一般質問等でもありましたように、結局、何か子供を管理してたいという感覚の中から出発してきていると思うんですよ。話は飛躍させません、私の意見だけで終わっておきますが、公園の便所にしても、つくっても石を投げ込まれてみたち山みたいになってしまふからつくらないんだ。管理が非常にむずかしいからという。今回、400万円の市民の税金で便所を1カ所つくる。それが石を放り込まれて修繕に500万も600万円もかかるようなことが起こったら、それこそ広報広聴というのがしっかりと訴えていくべきです。市民の皆さんの税金でつくった施設は、市民皆さんが守らんことには市行政ではどうしようもないんだ、というぐらいのことを言えるような市行政をつくっていかんことには、いつまでたっても、「そんなものをつくってもつぶされる。ゼニのむだやから」という

理論でやっていくのは非常に問題がある。教育の中でも、危険だから箸を持たさないというのと同じで、むだになるからつくらないというのなら、道徳などの教育はどうなるのかと聞きたい。単に幸小学校の運動場や開放の問題だけでなく、もっと基本的に考えていかななくてはいけない点があると思います。今後もこれに関連した質問もさせていただきますので、今回は意見だけにとどめておきます。

- 議長（田中包治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第55号は原案どおり可決されました。

- 議長（田中包治君） ここでお昼のため13時まで休憩いたします。

（正午休憩）

---

（午後1時15分再開）

- 議長（田中包治君） それでは、午前に引き続き会議を開きます。

日程第31「昭和61年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第56号

昭和61年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

昭和61年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125,620千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,575,382千円とする。

2: 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

昭和61年9月30日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		148,000	51,000	199,000
	1. 国庫補助金	148,000	51,000	199,000
4. 府支出金		14,132	1,800	15,932
	1. 府補助金	14,132	1,800	15,932
5. 繰入金		565,059	6,720	571,779
	1. 一般会計繰入金	565,059	6,720	571,779
6. 市債		609,400	66,100	675,500
	1. 市債	609,400	66,100	675,500
歳入	合計	1,449,762	125,620	1,575,382

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		1,248,331	125,620	1,373,951
	2. 下水道整備費	401,408	125,620	527,028
歳出	合計	1,449,762	125,620	1,575,382

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前			補 正 後		
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	償還の方法
公共下水道 整備事業	609,400	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政 府 行 他 銀 行 他 そ の 他	普通貸借 又は 証券発行	30年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。
	675,500					

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（麻生和義君） お許しをいただきまして自席から、議案第56号「昭和61年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,562万円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億7,538万2,000円といたすものでございまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正でございまして、起債の目的、限度額、償還の方法等は、「第2表地方債補正」のとおりでございます。

次に、事項別明細書によりまして、その内容について歳出予算から御説明申し上げます。

今回の補正は、国並びに府補助基本額の追加に伴います公共下水道整備事業費の増額でございまして、1億2,562万円を追加計上いたしました。

この歳出予算に充当いたします歳入予算につきましては、補助基本額の増額に伴いまして、国庫支出金5,100万円、府支出金180万円をそれぞれ追加計上いたし、繰入金につきましては、一般会計から672万円の繰り入れを、市債につきましては、充当率等を勘案いたし6,610万円を追加計上いたしましたものでございます。

以上が、今回ご提案申し上げた「公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第56号は原案どおり可決されました。

- 議長（田中包治君） 日程第32「監査委員の選任について」議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第57号

#### 監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1



項の規定に基づき、議会の同意を求める。

昭和61年9月30日提出

和泉市長 池田 忠雄

住 所  
氏 名  
職 業  
生年月日

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇）

- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第5-7号「監査委員の選任について」、提案の理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

本市監査委員の定数は2名でございまして、議会議員さん及び学識経験を有する者よりそれぞれ1名をもって構成されております。このたび、永年その職責において御労苦をいただいてまいりました久光喜多男委員さんが任期満了に伴い、健康上の理由により退任いたしたい旨の申し出がございました。久光委員さんには再三にわたり御留任をいただくようお願いを申し上げますが、何を言いましても健康上の理由でございまして、退任されることに相なりました。つきましては、その後任として庄司 清氏を選任いたしたく御提案申し上げる次第でございます。

庄司 清氏は、大正11年12月2日生まれ。住所は、池田下町992番地でございます。職業は、農業を営んでおられます。氏は、昭和27年北池田村職員となり、昭和31年町村合併により和泉市職員となられ、昭和49年本市総務部理事を最後に退職をいたしました。その後、本市公平委員会委員として4期11年6カ月、本市発展のために御尽力をいただいております。また、庄司氏にあっては本市在職中、永年、財務行政に携わってこられた方でございまして、行政各般にわたり精通されておられると存じます。

なおまた、人格は高潔、資性きわめて温厚にして、卓越した見識と情熱を兼ね備えた方でございまして、本市監査委員として最適任者であると存じますので、何とぞよろしく御同意を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。どうかよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（田中包治君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第57号を原案どおり同意することに決しました。

- 議長（田中包治君） 日程第33「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第58号

公平委員会委員の選任について

次の者を公平委員会委員に選任するにつき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

昭和61年9月30日提出

和泉市長 池田 忠雄

- 1 前任者の任期満了に伴い選任する者

住 所

氏 名

職 業

生年月日

- 2 補欠委員として選任する者

住 所

氏 名

職 業

生年月日

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇）

- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第58号「公平委員会委員の選任について」、提案の理由並びに内容について御説明を申し上げます。

本市公平委員会の定数は3名でございまして、昭和44年2月より5期17年8カ月の長きにわたり公平委員会委員として御尽力をいただき、御苦勞をおかけいたしました串野音吉氏には、来る10月24日の任期満了日をもちまして御退任されることに相なりました。また、先ほど監査委員として御選任を相賜りました庄司 清氏につきましては、昭和50年8

月就任以来4期11年6カ月にわたり公平委員として御尽力をいただいてまいりましたが、このたび、去る9月30日をもって御退任されることに相なりました。これに伴いまして串野氏の後任には林 徳次氏を、庄司氏の後任には荒木吉之助氏を公平委員会委員として選任いたしたく、議会の御同意を相賜りたくお願い申し上げます。

林氏は、大正15年5月19日生まれで60歳。住所は、和泉市繁和町489番地の1であります。氏は、昭和28年和泉町職員となり、昭和31年には町村合併により和泉市職員となられ、昭和57年本市参与を最後に退職いたしました。現在は、大阪府顧問、学校法人履正社企画運営部長をしております。

また、荒木氏は、昭和7年6月21日生まれで54歳。住所は、和田町104番地であります。荒木氏は、昭和27年大阪府職員となられ、昭和53年大阪府建設部住宅建設課主幹を最後に退職し、現在は、光明池土地改良区理事をされるほか、酒販売業を営まれております。

両氏は、人格高潔で卓越した識見と情熱を兼ね備えられ、地方自治の本旨及び民主的、能率的な事務処理に理解があり、かつ人事行政に関して識見を有する方々であり、公平委員会委員として適任者であると存じますので、何とぞよろしく御審議をいただき、御同意を相賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の御説明といたします。よろしくをお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 御異議ないものと認めます。よって、議案第58号を原案どおり同意することに決しました。

- 議長（田中包治君） 日程第34「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第59号

##### 固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任するにつき、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

昭和61年9月30日提出

和泉市長 池田 忠雄

住 所  
氏 名  
職 業  
生年月日

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明をお願いします。

（市長登壇）

- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第59号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本市固定資産評価審査委員会委員の定数は3名でございまして、昭和55年以来2期6年間にわたり御尽力をいただき、御苦勞をおかけいたしてまいりました藤原利一委員さんには、今回の任期満了に伴いまして御退任されることと相なりました。その後任といたしまして、小路山雄一氏を固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、議会の御同意を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

小路山雄一氏は、住所は、和泉市福瀬町909番地。生年月日は、昭和7年2月2日生まれで54歳。職業は、醤油醸造業と米穀販売業を営んでおられます。また現在は、福瀬町会長をなさっておられ、持ち前の豊富な知識経験と円満公平なお人柄をもって、地元コミュニティに御努力をされておられます。そのほか各方面にわたりまして御活躍しておられ、その主な御経歴は参考資料のとおりであります。何とぞよろしく御審議をいただきまして御選任を相賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の御説明にかえさせていただきます。よろしく御願いを申し上げます。

- 議長（田中包治君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第59号を原案どおり同意することに決しました。

- 議長（田中包治君） ここで、ただいま同意をいただきました監査委員さん及び公平委員さん並びに固定資産評価審査委員さんよりあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

まず、監査委員の就任あいさつをお願いします。

（監査委員就任あいさつ）

- 監査委員（庄司 清君） 監査委員に選任同意をいただきました庄司 清でございます。願

みまするといまから12年前、議員先生方の皆様、市理事者の皆様、職員の皆々様の温かい御援助と御支援のもと、大過なく市職員を退職させていただきました。その後、日を経ずして公平委員に選任賜り、3期にわたりまして再任御同意をいただき、私にとりましては、まことに終生忘れることのできない光栄でございます。感謝に耐えないところでございます。

なおまた今回、私ごとき浅学非才な者にもかかわりませず監査委員に選任御同意を賜りまして、感無量のものでございます。選任御同意を賜りました以上は、この重責を汚さないよう誠心誠意、努力いたす所存でございますので、何分よろしく御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げます。簡単でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。(拍手)

○ 議長(田中包治君) どうもありがとうございました。今後ともよろしく願ひいたします。

○ 議長(田中包治君) それでは、公平委員の就任あいさつを願います。

[公平委員就任あいさつ(代表)]

○ 公平委員(林 徳次君) それでは、貴重なお時間を拝借いたしまして一言、御礼のごあいさつを申し上げたいと存じます。私、林でございます。

○ 公平委員(荒木吉之助君) このたび、公平委員を拝命いたしました荒木吉之助でございます。

○ 公平委員(林 徳次君) 大変せん越でございますが、両名を代表いたしまして御礼のごあいさつを申し上げます。

このたび私ども両名、公平委員という大役を仰せつかり、ただいま御選任を賜りましたことを心から厚く御礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。私ども両名、お見かけどおり未熟、浅学の者でございます。このような重責をいただきましたもの、果たして皆様方の御期待におこたえして完遂できるのかという、いささかの不安も感じております。しかし、一たんお引き受けいたしました以上、一生懸命に研さんを積みましてこの重責を全うしたいという覚悟でございます。この上は、どうか議員皆様方の温かい御支援、御指導をいただきまして、御期待に沿えるよう頭張ってまいりたい所存でございます。言葉は足りませんが、心から御礼を申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○ 議長(田中包治君) どうもありがとうございました。今後ともよろしく願ひいたします。次に、固定資産評価審査委員の就任あいさつを願います。

(固定資産評価審査委員就任あいさつ)

○ 固定資産評価審査委員(小路山雄一君) 高いところから失礼でございますが、一言、ごあ

いさつ申し上げます。

このたび、固定資産評価審査委員に御選任をいただきました小路山雄一でございます。ありがとうございます。浅学非才の私に固定資産評価審査委員という重責を与えられまして、まことに身に余る光栄と感謝いたしておる次第でございます。本席をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

今日の地方財政はまことに厳しいものがあります。最近のように法人関係の税収が不振であったり、予期しない国の助成金等の削減が行われる現状におきましては、特に安定性のある固定資産税に格別の大きな期待が寄せられております。それだけに固定資産税制が住民の理解を得ながら運用されることに慎重な配慮が必要だと存じております。これらのことを十分に認識いたしまして、審査委員として厳正公平な立場を保ち、適切な審査を行ってまいりたいと存じますので、どうか議会の皆様方の御支援、御鞭撻つをよろしくお願い申し上げます。

はなはだ簡単でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございます。（拍手）



- 議長（田中包治君） 日程第35「人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

諮問第1号参考資料

- (1) 人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）抜粋

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（以下 略）

⑩ 前任者の任期満了日

氏 名	任 期 満 了 日
大 橋 亮 明 堀 川 美 好 植 田 貞 一 郎 北 村 正 和	昭和61年9月14日

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました諮問第1号「人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて」の提案理由を御説明申し上げます。

現在、人権擁護委員として御尽力を賜っております大橋良明氏、堀川美好氏、植田貞一郎氏、北村正和氏の4人の方々が、昭和61年9月14日をもって任期満了と相なります。つきましては、今期で在職23年の長きにわたり御苦勞をいただいてまいりました大橋良明氏と、75歳のお年をお迎えになられました植田貞一郎氏が任期満了をもって御退任をされます。その後任といたしまして、田所重信氏、上田桂一氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、合わせて御提案を申し上げる次第であります。

堀川氏は2期6年間、北村氏は1期3年間、信念と情熱とをもって人権思想の普及、高揚と人権擁護活動の推進に努められ、ともに人格高潔で豊かな経験と識見の持ち主でございます。

なお、お手元の参考資料のとおり、堀川氏は大正3年5月24日生まれ。観音寺町59番地にお住まい、国府小学校長を最後に退職され、和泉市体育指導委員等を歴任いただき、昭和55年3月15日人権擁護委員の委嘱を受けて現在に至っております。北村氏は、大正12年9月16日生まれ。鶴山台四丁目10番5号にお住まい、大阪府職員として民生部次長を最後に退職され、財団法人大阪府千里センター常務理事兼事務局長に選任される傍ら、昭和59年9月15日人権擁護委員の委嘱を受けて現在に至っております。

また今回、新しく人権擁護委員候補者に推薦いたしております田所重信氏は、昭和4年3月4日生まれ。府中町二丁目8番34号にお住まい、藤伸建設株式会社代表取締役専念される傍ら、和泉市商店連合会会長、和泉市商工会副会長等々の歴任をいただき、現在に至っております。

上田桂一氏は、昭和4年1月21日生まれ。伯太町六丁目8番21号にお住まい、上田真珠工業株式会社代表取締役社長に専念される傍ら、日本人造真珠硝子細貨工業組合理事、和泉市商工業振興会理事等々を歴任いただき、現在に至っております。

新しく御推薦申し上げるお2人とも豊かな社会経験から広く社会の実情に通じ、人格識見が高く、人権擁護にも理解があり、人権思想の普及、高揚に信念と情熱とをもって当たっていただけのものと確信をいたしております。

何とぞ満場一致で堀川美好氏、北村正和氏、田所重信氏、上田桂一氏の4名の方々を人権擁護委員候補者として推薦することについて御同意を賜りたくお願いを申し上げ、提案理由とさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（田中包治君） お諮りいたします。本件を原案どおり推薦するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、諮問第1号を原案どおり推薦することに決しました。

○ 議長（田中包治君） 日程第36「和泉市選挙管理委員及び補充員の選挙について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 選挙第1号

#### 和泉市選挙管理委員および補充員の選挙について

昭和61年10月24日をもって選挙管理委員および補充員の任期が満了するので、地方自治法第182条の規定により各4名を選挙するものとする。

昭和61年10月2日提出

和泉市議会議長

田中包治

#### 記

#### 選挙管理委員

氏名	住所	生年月日



選挙管理委員補充員

氏 名	住 所	生 年 月 日

選挙第1号参考資料

選挙管理委員会に関する法律（抜粋）

（選挙管理委員及び補充員の選挙）

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定するものの中から委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなった時も、また、同様とする。

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 市会事務局長（北野敦雄君） 本件につきましては、議会議案として御提案申し上げておりますので、はなはだせん越でございますがお許しをいただきまして、私から提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

和泉市選挙管理委員及び補充員の任期が10月24日をもって満了となります。したがって、地方自治法第182条第1項の規定により、委員及び補充員の選挙を議会において行うこととなっております。委員4名、補充員4名、計8名を選挙願りわけでございますが、補充員につきましては、順位の決定も合わせてお願い申し上げたいと存じます。

なお、当該委員及び補充員の選挙につきましては、指名推薦の方法をもって行うことができますので、この点もよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本件につきましては、各委員の任期満了に伴いまして議会において選挙を行うことになっております。したがって、事人事に関することとございますので慎重を期し、先刻、人選を御協議申し上げ、一応の了解をいただいておりますので、はなはだせん

越でございますが私から委員の氏名を申し上げ、御推薦をさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、私から指名推薦いたします。

選挙管理委員に壺井儀蔵氏、高橋正道氏、若林久一氏、松井一雄氏、以上、4名の方。

次に、補充員として順序も合わせて申し上げます。1番・奥田勇一氏、2番・藤原辰應氏、3番・角城典治郎氏、4番・松葉 勉氏、以上、4名の方を御推薦させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

- 6番(赤阪和見君) この件に関して別に意見はないんですが、ちょっと確認だけしておきたいと思います。

この第182条の中に「政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから」となっております。この8名の中に各政党に党費を払って所属する党员はおるか、おらないかということをお聞きしたいと思います。

- 議長(田中包治君) 答弁。

- 選管事務局長(農端小一君) いまのところ、聞いておりません。

- 6番(赤阪和見君) これは党员でもなれるということですか。

- 選管事務局長(農端小一君) 一応、委員さん4名のうち1名は許されております。2名以上はだめとなっております。補充員についても同じようなことでございます。

- 6番(赤阪和見君) 人事のことでこれだけでなく、若干、苦言を申しておきたいと思っております。

いままでの人事の中でも身近な選挙は別にして、府会や国会という大きな選挙になってくると、特別職などの方が、非常に選挙運動に熱心に動いているということを見聞するわけでして、市民からもわれわれに若干、苦情等が寄せられております。そういう点で理事者の皆さんにお願いするんですが、しっかりと公正な目、公正な立場を持たれ、市民を惑わせることのないようよろしくお願いいたします。

それと、4名のうち1名はかまわないということですが、それはそれで結構だと思います。しかし、この8名については、これからもしっかりと内容を把握していただきたいと思っております。いまのような答弁では困ると思うので、その点もよろしくお願いいたします。

- 議長(田中包治君) それでは、推薦するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、選挙第1号は指名推薦どおり当選されました。

○ 議長（田中包治君） 日程第 37「郵便貯金やマル優など非課税貯蓄制度を存続し、小額貯蓄の現行利子非課税制度の継続を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

意見第 1 号

郵便貯金やマル優など非課税貯蓄制度を存続し、小額貯蓄の  
現行利子非課税制度の継続を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 13 条の規定により提出します。

昭和 61 年 10 月 2 日

提 出 者

和泉市議会議員

柳	瀬	美	樹
穴	瀬	克	己
金	谷		衛
竹	内	修	一
飯	坂	楠	次
天	堀		博
池	辺	秀	夫
若	浜	記	久男

郵便貯金やマル優など非課税貯蓄制度を存続し、小額貯蓄の  
現行利子非課税制度の継続を求める意見書

政府税制調査会第 2 部会は郵便貯金やマル優など、これまで社会福祉の一環として国民生活に定着している非課税貯蓄制度を廃止、又は見直しについて政府に答申する模様であり、また政府も財源不足を理由として小額貯蓄の非課税貯蓄制度を税調の答申を受けて廃止する動きにあるといわれている。

いままでもなく郵便貯金は「簡便、確実な貯蓄手段としてあまねく公平なサービスで、国民の経済生活の安定と福祉増進」を目的として発足し事業を行っているものであり、今日まで国民生活の安定に大きく寄与してき、庶民の貴重な貯蓄資金は「政府の財政投融資金」として公

共事業に大きく貢献し、社会資本の充実に向け、その役割りを果して来た。郵便貯金は、発足当初から非課税扱いとして事業の基本的性格をなしており国民生活に定着して来ている。それだけに非課税制度の廃止は郵便貯金事業の存在基盤そのものを根底から崩すものである。

ましてや今日、高齢化時代を迎え、老後の生活安定と財産の保全は必須の課題となっており、加えて政府の行財政改革によって、福祉政策は後退し、自助努力が叫ばれている時代なればこそ非課税制度の存続は言うにおよばず、むしろ社会の動きに見合った非課税枠の拡大こそ考慮されるべきものであると考える。

よって本市議会は政府に対し、本意見書を踏まえた税制改正を進められるより、強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和61年10月2日

大阪府和泉市議会

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 21番（若浜記久男君） ただいま局長朗読のとおりでございますので、議員各位の御理解をよろしくお願い申し上げます。
- 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないものと認めます。よって、意見第1号は原案どおり意見書を提出することに決しました。

- 
- 議長（田中包治君） 日程第38「大型（新）間接税の導入に反対する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

意見第2号

大型(新)間接税の導入に反対する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和61年10月2日

提出者

和泉市議会議員

天	堀	博
竹	内	修
金	谷	衛
柳	瀬	美
穴	瀬	克
飯	坂	楠
		次

大型(新)間接税の導入に反対する意見書

政府税制調査会は、税制改革について審議に入り、大型(新)間接税について検討されている。現在検討中の大型(新)間接税は、先の国会で導入しないことを決議した「一般消費税」と同種のものであり、すべての消費サービスに対して広範囲に課税をおこなうものである。

これを実施することにより、商品価格、サービス料金の全面的な上昇を招き、国民生活は一挙に困難さを増大することになる。その上、大型(新)間接税は低所得者層に、より大きな負担を伴う大衆課税である。

したがって、その導入は国民生活に多大の犠牲と深刻な影響を及ぼすこととなり、国民の購買力は一層減退し、消費不況の長期化、深刻化を招くこととなる。

よって、本市議会は政府に対し、大型(新)間接税の導入を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和61年10月2日

大阪府和泉市議会

- 議長(田中包治君) 提案理由の説明を願います。
- 16番(天堀 博君) ただいま局長朗読どおり、この大型新間接税が導入されますと、非常に大きな負担を伴う大衆課税ということになりますので、どうか議員の皆さん方の絶大なる御理解を得まして意見書を提出していただきますようお願いを申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、意見第2号は原案どおり意見書を提出することに決しました。

- 
- 議長（田中包治君） ここで暫時休憩いたします。恐縮ですが、自席でお願いいたします。

（午後1時53分休憩）

（午後1時55分再開）

- 副議長（並河道雄君） 大変長らくお待たせいたしました。休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま田中議長から辞職願が提出されました。何分不慣れな者でございますので、議事運営に格別の御強力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

この際、お諮りいたします。「議長辞職許可について」を日程に追加したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、「議長辞職許可について」を日程に追加することに決めます。

議案を配付させます。

（議案配付）

- 副議長（並河道雄君） それでは、「議長辞職許可について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議会議案第4号

#### 議長辞職許可について

本市議会議長 田中包治氏から、昭和61年10月2日づけで、辞職いたしたき旨の願出があったので、本市議会はこれを許可する。

昭和61年10月2日 提出

和泉市議会副議長

並 河 道 雄

- 副議長（並河道雄君） お諮りいたします。ただいまの朗読どおり田中包治氏の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、田中包治氏の議長辞職を許可することに決しました。

- 副議長（並河道雄君） この際、田中前議長のごあいさつをお願いいたします。

（議長退任あいさつ）

- 29番（田中包治君） 一言、ごあいさつ申し上げます。

議長在任中は、皆様方の絶大なる御協力をいただきまして心から厚く御礼を申し上げます。今後は1議員として、和泉市発展のために最大の努力をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。（拍手）

- 副議長（並河道雄君） 御丁寧なるごあいさつ、本当にありがとうございました。田中前議長さんにはこの1年間、本当に御<sub>レ</sub>労様でございました。

○

- 副議長（並河道雄君） この際、お諮りいたします。「議長選挙について」を日程に追加したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、「議長選挙について」を日程に追加いたします。

議案を配付させます。

（議案配付）

- 副議長（並河道雄君） それでは、「議長選挙について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

選挙第2号

議長選挙について

本市議会議長辞職につき、地方自治法第103条第1項の規定により、その後任者の選挙を行行。

昭和61年10月2日 提出

和泉市議会副議長

並 河 道 雄

議長当選者

氏 名

○ 副議長（並河道雄君） お諮りいたします。議長選挙をいかが取り計らいますか、御意見を伺いいたします。

○ 16番（天堀 博君） ただいま田中議長から辞職願が出され、受理されたわけですが、いまの時点でどういふ形で議長選挙を行いか、立候補、その他についても全く申し合わせ等もございません。そこで、私も議運の委員で6日から実質上の役選に入るという申し合わせはしておりますので、そういうふうに取り計らっていただいたら結構だと思いますが、すでに議長が辞職され、この場において議長選挙が議題に上がったわけですので、いまの時点から役選に入るという形であろうと思います。そこで、一たん休憩をしていただき、代表者会議等で今後の対応について決めていただいたらどうかと思いますので、よろしくお取り計らいをいただきたいと思ひます。

○ 副議長（並河道雄君） ただいま天堀議員さんから御意見がありました、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、暫時休憩をいたしまして代表者会議を開きたいと思ひますので、よろしく御願いをいたします。

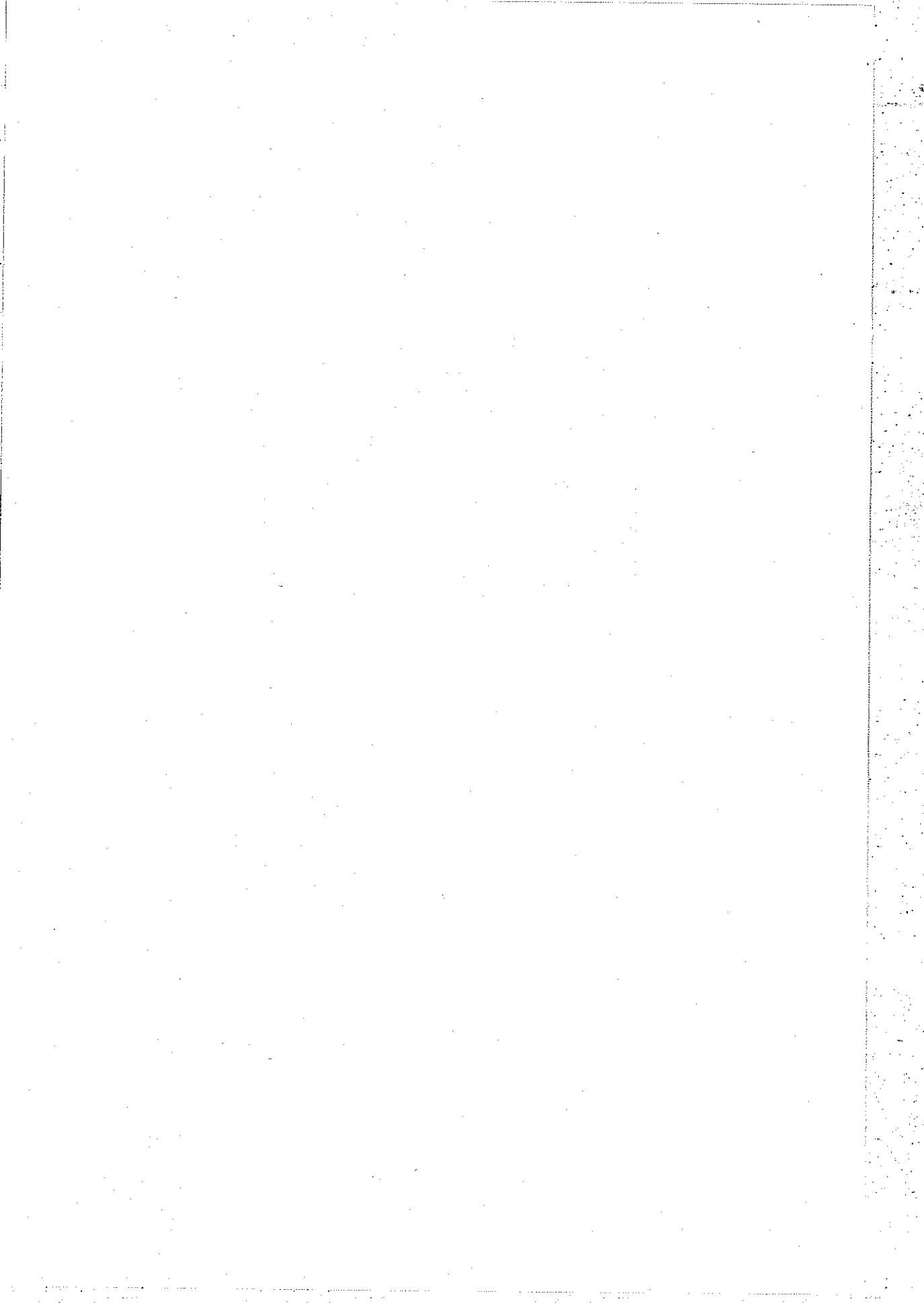
（午後2時03分休憩）

（以後本会議は再開されず、流会）

○



最 終 日



昭和 61 年 10 月 16 日 午前 1 0 時和泉市議会第 3 回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1 番	飯 坂 楠 次 君	1 7 番	西 村 慎 太 郎 君
2 番	奥 村 圭 一 郎 君	1 8 番	勝 部 津 喜 枝 君
3 番	田 中 昭 一 君	1 9 番	原 重 樹 君
6 番	赤 阪 和 見 君	2 0 番	坂 口 敏 彦 君
7 番	藤 原 正 通 君	2 1 番	若 浜 記 久 男 君
8 番	穴 瀬 克 己 君	2 2 番	西 口 秀 光 君
9 番	並 河 道 雄 君	2 3 番	柳 瀬 美 樹 君
1 0 番	竹 内 修 一 君	2 5 番	大 谷 昌 幸 君
1 1 番	仁 井 明 君	2 6 番	池 辺 秀 夫 君
1 2 番	竹 下 義 章 君	2 7 番	金 谷 衛 君
1 3 番	貝 淵 博 治 君	2 8 番	出 原 平 男 君
1 5 番	松 尾 孝 明 君	2 9 番	田 中 包 治 君
1 6 番	天 堀 博 君		

欠席議員(1名)

5 番 成 田 秀 益 君

地方自治法第 121 条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市 長	池 田 忠 雄	同 和 対 策 部 長	橘 本 昭 夫
助 役	坂 口 禮 之 助	同 和 対 策 部 理 事 兼 解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 事 務 取 扱	生 田 稔
収 入 役	中 塚 白	同 和 対 策 部 次 長 兼 総 合 調 整 課 長 事 務 取 扱	向 井 洋
市 長 公 室 長	杉 本 弘 文	福 祉 事 務 所 長	中 川 鉄 也
市 長 公 室 理 事	神 藤 恒 治	福 祉 事 務 所 次 長	大 宅 清 臣
市 長 公 室 企 画 室 長	稲 田 順 三	産 業 部 長	松 村 吉 麿
市 長 公 室 次 長 兼 人 事 課 長 事 務 取 扱	森 利 治	産 業 部 理 事	中 上 好 美
秘 書 課 長	井 阪 和 充	市 民 生 活 部 長	中 西 淳 富
総 務 部 長	麻 生 和 義	市 民 生 活 部 次 長	原 美 助
総 務 部 理 事	大 塚 孝 之	建 設 部 長	浅 井 隆 介
財 政 課 長	阪 豊 光	建 設 部 理 事 ( 開 発 担 当 )	兼 子 実

建設部次長兼 下水道課長事務取扱	山崎 琢磨	用地担当参事 土地開発公社事務局長	中 辻 寿 夫
都市整備部長	萩 本 啓 介	教育委員長	堀 内 由 延
都市整備部次長	三 井 義 秋	教 育 長	西 川 喜 久
改良事業部長	富 田 宏 之	教 育 次 長	逢 野 博 之
改良事業部次長	高 三 一 行	管 理 部 次 長	鹿 島 賢 昌
改良事業部次長	笠 木 恒 忠	指 導 部 長	崎 山 繁
改良事業部次長	堀 宏 行	社会教育部長	青 木 孝 之
病 院 長	竹 林 淳	社会教育部理事	竹 田 明 郎
病院事務局長	藤 原 光 夫	社会教育部理事	明 坂 貞 士
病院事務局次長	藤 原 清 司	社会教育部次長	明 坂 文 嘉
水 道 部 長	田 中 稔	社会教育部次長	宮 嶋 忠 雄
水道部理事	岩 井 益 一	選挙管理委員事務局長	高 橋 正 道
水道部次長	岸 本 孝 二	選挙管理委員事務局長	農 端 小 一
会 計 課 長	赤 田 僑 信	監 査 委 員	久 光 喜 多 男
消 防 長	角 谷 泰 夫	監 査 事 務 局 長 兼 公平委員会事務局長	吉 田 陽 三
消防本部次長	高 宮 武 男	農 業 委 員 会 会 長	森 口 義 忠
消防本部次長兼 総務課長事務取扱	一ノ瀬 喜 広	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行
用地担当理事 土地開発公社事務局長	佐 原 行 雄		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中 野 満 男

○  
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北 野 敦 雄
参 事	河 原 茂 隆
主 幹	大 中 保
係 長	佐 土 谷 茂 一

○  
本日の議事日程は次のとおりである。

昭和61年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月16日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	選挙第2号	議長選挙について	別紙
1	議会議案第5号	副議長辞職許可について	追加別紙
2	選挙第3号	副議長選挙について	追加別紙
3	議会議案第6号	常任委員会委員の辞任について	追加別紙
4	議会議案第7号	議会運営委員会委員の辞任について	追加別紙
5	議会議案第8号	特別委員会委員の辞任について	追加別紙
6	議会議案第9号	常任委員会委員の選任について	追加別紙
7	議会議案第10号	議会運営委員会委員の選任について	追加別紙
8	議会議案第11号	特別委員会委員の選任について	追加別紙
9	議会議案第12号	決算審査特別委員会委員の選任について	追加別紙
10	選挙第4号	泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	追加別紙
11	選挙第5号	泉北水道企業団議会議員の選挙について	追加別紙
12	選挙第6号	南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について	追加別紙
13	議案第60号	監査委員の選任について	追加P・1

(午前10時07分開議)

- 副議長(並河道雄君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中御出席を賜りまして、ありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは25名でございます。成田議員さんから欠席の届け出がございます。現在、25名でございます。

- 副議長(並河道雄君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しております。

すので、これより本日の会議を開きます。

○ 副議長（並河道雄君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

○ 副議長（並河道雄君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1「議長選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。これより議長選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、これより議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は25名であります。

それでは、投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。所定の投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、局長の点呼に応じて順次、投票を願います。

なお、投票用紙の記載に当たっては、代表者会議でも申し合わせのありましたとおり、必ず所定の投票記載台において記載されますよう、特にお願い申し上げます。

○ 市会事務局長（北野敦雄君） それでは、議席番号順にお名前を申し上げます。

（投票）

○ 副議長（並河道雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

お諮りいたします。会議規則第28条第2項の規定により、立会人に7番・藤原正通君、11番・仁井 明君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

それでは、お待ちせいたしました。開票の結果を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

投票総数25票。これは出席議員数と合致しております。

内訳は、有効投票24票、無効投票1票、無効投票中白票1票でございます。

有効投票中赤阪和見議員15票、天堀 博議員9票でございます。したがって、赤阪議員さんが最高得票者でございます。

以上でございます。

- 副議長(並河道雄君) ただいまの報告とおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、赤阪和見君が議長に当選されました。

以上で議長選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

ただいま議長に当選されました赤阪和見君が議長におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

- 副議長(並河道雄君) それでは、議長のあいさつをお願いいたします。

(議長就任あいさつ)

- 議長(赤阪和見君) ただいまの議長選挙におきまして、諸先輩皆様方の絶大なる御支援によりまして議長に当選させていただきました。まことにありがとうございます。心から厚く御礼を申し上げます。先輩田中議長の後を受けまして、何分にも不慣れな若輩者でございますが、皆様方の絶大なる御協力と団結、和をもって、今後の議会運営に誠心誠意取り組む覚悟でございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。本日はどうもありがとうございます。(拍手)

- 副議長(並河道雄君) 以上で私の任務が終わりました。皆様方の御協力によりまして、無事職務を終わらせていただきましたことを心より厚く御礼を申し上げます。

それでは、新議長に申し送ります。どうもありがとうございました。(拍手)

- 議長(赤阪和見君) ここで暫時休憩いたします。恐縮ですが、自席でお願いいたしたいと思っております。

(午前10時25分休憩)

(午前10時27分再開)

- 議長(赤阪和見君) 大変長らくお待たせいたしました。休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま並河副議長から辞職願が提出されました。

この際、お諮りいたします。「副議長辞職許可について」を日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、「副議長辞職許可について」を日程に追加することに決めます。

議案を配付させます。

(議案配付)

それでは、「副議長辞職許可について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 議会議案第5号

#### 副議長辞職許可について

本市議会議長 並河道雄氏から、昭和61年10月16日づけで、辞職いたしたき旨の願出があったので、本市議会はこれを許可する。

昭和61年10月16日提出

和泉市議会議長 赤阪和見

- 議長(赤阪和見君) お諮りいたします。ただいまの朗読どおり並河道雄氏の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、並河道雄氏の副議長の辞職を許可することに決しました。

- 議長(赤阪和見君) ここで副議長を辞職されました並河道雄君よりごあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

(副議長退任あいさつ)

- 9番(並河道雄君) 昨年10月17日、議員皆様方の御推挙によりまして副議長という大



任を拝することができました。この1年間、議員歴の浅い未熟な私でございましたが、先輩議員さん、議長さん、また、市長さんを初め理事者の皆様方の御支援によりまして、大過なく本日まで務めることができました。非常に感激で一杯でございます。今後は、新しく誕生した正副議長さんを中心に未熟ではございますが、和泉市行政発展のため頑張っていく所存でございます。いままでどおり温かい御支援をよろしくお願いいたします。本当に1年間お世話になり、ありがとうございました。(拍手)

○ 議長(赤阪和見君) 御丁寧なるごあいさつ、まことにありがとうございました。並河前副議長さんには、長らく大変御苦労さんでございました。

この際、お諮りいたします。「副議長選挙について」を日程に追加したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、「副議長選挙について」を日程に追加いたします。議案を配付させます。

(議案配付)

それでは、「副議長選挙について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

選挙第3号

副議長選挙について

本市議会副議長辞職につき、地方自治法第103条第1項の規定により、その後任者の選挙を行う。

昭和61年10月16日提出

和泉市議会議長 赤阪和見

副議長当選者

氏名

○ 議長(赤阪和見君) お諮りいたします。副議長選挙をいかが取り計らいますか、御意見をお伺いしたいと思います。

○ 29番(田中包治君) 一応、暫時休憩してやったらどうですか。

- 議長（赤阪和見君） ただいま暫時休憩との御意見がありますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、暫時休憩いたします。

（午前10時34分休憩）

---

（午後1時10分再開）

- 議長（赤阪和見君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。これより副議長選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、これより副議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は25名であります。

それでは、投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。所定の投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、局長の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、投票用紙の記載に当たっては、代表者会議でも申し合わせのありましたとおり、必ず所定の投票記載台において記載されますよう、特にお願い申し上げます。

- 市会事務局長（北野敦雄君） それでは、議席番号順にお名前を申し上げます。

（投票）

- 議長（赤阪和見君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

お諮りいたします。会議規則第28条第2項の規定により、立会人に18番・勝部津喜枝君、21番・若浜記久男君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

それでは、開票の結果を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

投票総数25票。これは出席議員数と合致しております。

内訳は、有効投票23票、無効投票2票、無効投票中白票1票でございます。

有効投票中奥村圭一郎議員14票、原重樹議員9票でございます。したがって、奥村圭一郎議員さんが最高得票者でございます。

以上でございます。

- 議長(赤阪和見君) ただいまの報告どおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、奥村圭一郎君が副議長に当選されました。

以上で副議長選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

ただいま副議長に当選されました奥村圭一郎君が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

- 議長(赤阪和見君) それでは、副議長のあいさつを願います。

(副議長就任あいさつ)

- 副議長(奥村圭一郎君) ただいま副議長選挙によりまして副議長という大役をお受けすることになりました。微力な私でございますが、議員皆様方の温かい御指導と御支援をいただきまして頑張りたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。(拍手)

○

- 議長(赤阪和見君) この際、お諮りいたします。ただいまからお手元に追加御配付いたします日程表に従いましてそれぞれ日程を追加いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、日程第3より日程第12までそれぞれ追加することに

決します。

議案を配付させます。

(議案配付)

それでは、日程第3より第5までは各委員会委員の辞任でありますので、これを一括議題といたします。

議案は表題のみ朗読させます。ただし、いま、配付いたしました議案書2枚目以降の日付け及び議長名は、時間の都合上記入いたしておりませんが、御了承のほどをお願いいたします。

(市会事務局長朗読)

### 議会議案第6号

#### 常任委員会委員の辞任について

本市議会常任委員会の下記委員より、昭和61年10月16日づけで辞任の願出があったので、本議会はこれを許可する。

昭和61年10月16日 提出

和泉市議会議長 赤 阪 和 見

記

#### 総務委員会委員(6名)

田 中 昭 一	西 村 慎太郎	穴 瀬 克 己	竹 下 義 章
柳 瀬 美 樹	池 辺 秀 夫		

#### 産業文教委員会委員(6名)

天 堀 博	奥 村 圭一郎	赤 阪 和 見	竹 内 修 一
若 浜 記久男	金 谷 衛		

#### 建設水道委員会委員(7名)

仁 井 明	坂 口 敏 彦	飯 坂 楠 次	並 河 道 雄
大 谷 昌 幸	原 重 樹	成 田 秀 益	

#### 厚生病院委員会委員(7名)

松 尾 孝 明	西 口 秀 光	藤 原 正 通	貝 淵 博 治
勝 部 津喜枝	出 原 平 男	田 中 包 治	

議会議案第7号

議会運営委員会委員の辞任について

本市議会運営委員会の下記委員より、昭和61年10月16日づけで辞任の願出があったので、本議会はこれを許可する。

昭和61年10月16日提出

和泉市議会議長 赤 阪 和 見

記

議会運営委員会委員

穴 瀬 克 己	金 谷 衛	飯 坂 楠 次	奥 村 圭一郎
赤 阪 和 見	仁 井 明	松 尾 孝 明	天 堀 博
原 重 樹	坂 口 敏 彦	若 浜 記久男	出 原 平 男

議会議案第8号

特別委員会委員の辞任について

本市議会特別委員会の下記委員より、昭和61年10月16日づけで辞任の願出があったので、本議会はこれを許可する。

昭和61年10月16日提出

和泉市議会議長 赤 阪 和 見

記

交通・公害対策特別委員会委員

大 谷 昌 幸	西 口 秀 光	田 中 昭 一	赤 阪 和 見
穴 瀬 克 己	竹 内 修 一	貝 淵 博 治	天 堀 博
勝 部 津喜枝	柳 瀬 美 樹	成 田 秀 益	池 辺 秀 夫

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員

竹 下 義 章	藤 原 正 通	飯 坂 楠 次	田 中 昭 一
赤 阪 和 見	竹 内 修 一	西 村 慎太郎	原 重 樹
坂 口 敏 彦	柳 瀬 美 樹	大 谷 昌 幸	出 原 平 男

同和対策特別委員会委員

勝 部 津喜枝	西 口 秀 光	赤 阪 和 見	穴 瀬 克 己
竹 内 修 一	竹 下 義 章	原 重 樹	成 田 秀 益

関西新空際空港対策特別委員会委員

飯坂楠次 若浜記久男 藤原正通 大谷正幸  
西村慎太郎 柳瀬美樹 金谷衛 出原平男

土地開発公社特別委員会委員

奥村圭一郎 原重樹 成田秀益 藤原正通  
穴瀬克己 仁井明 貝淵博治 勝部津喜枝  
若浜記久男 西口秀光 金谷衛 出原平男

- 議長（赤阪和見君） お諮りいたします。ただいま朗読どおり各委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第6号より第8号までの各委員会委員の辞任は許可されました。

- 議長（赤阪和見君） 次に、日程第6より日程第9までは各委員会委員の選任についてでありますので、これを一括議題といたします。

議案は表題のみ朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第9号

常任委員会委員の選任について

本市議会常任委員会委員の辞任につき、下記のとおり選任する。

昭和61年10月16日提出

和泉市議会議長 赤阪和見

記

総務委員会委員（6名）

産業文教委員会委員（6名）

建設水道委員会委員（7名）

厚生病院委員会委員（7名）

議会議案第10号

議会運営委員会委員の選任について

本市議会運営委員会委員の辞任につき、下記のとおり選任する。

昭和61年10月16日提出

和泉市議会議長 赤 阪 和 見

記

議会運営委員会委員(12名)

議会議案第11号

特別委員会委員の選任について

本市議会特別委員会委員の辞任につき、下記のとおり選任する。

昭和61年10月16日提出

和泉市議会議長 赤 阪 和 見

記

交通・公害対策特別委員会委員(12名)

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員(12名)

同和对策特別委員会委員(8名)

関西新国際空港対策特別委員会委員(8名)

土地開発公社特別委員会委員(12名)

議会議案第12号

決算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により選任する。

昭和61年10月16日提出

和泉市議会議長 赤 阪 和 見

記

決算審査特別委員会委員(13名)

- 議長(赤阪和見君) お諮りいたします。この際、暫時休憩後、議員総会に切り替え各委員の御選任を御協議願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

なお、この場で議員総会を行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(午後1時30分休憩)

○

(午後3時13分再開)

- 議長(赤阪和見君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員会委員の選任につきましては、先刻の議員総会におきまして種々御協議を賜っておりますので、はなはだせん越でございますが、私から選任させていただきたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、各委員会委員の氏名を局長から朗読させます。

(市会事務局長朗読)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 朗読いたします。敬称を略させていただきます。

(お手数ですが、記入願います)

総務委員会委員に 出原平男・西口秀光・成田秀益・竹下義章・天堀 博・田中包治

以上 6名

産業文教委員会委員に 勝部津喜枝・藤原正通・飯坂楠次・貝淵博治・柳瀬美樹・大谷昌幸

以上 6名

建設水道委員会委員に 松尾孝明・西村慎太郎・穴瀬克己・仁井 明・若浜記久男・池辺秀夫・奥村圭一郎

以上 7名

厚生病院委員会委員に 金谷 衛・坂口敏彦・田中昭一・並河道雄・竹内修一・原 重樹・赤阪和見

以上 7名

議会運営委員会委員に 田中昭一・藤原正通・飯坂楠次・並河道雄・仁井 明・貝淵博治・勝部津喜枝・原 重樹・坂口敏彦・柳瀬美樹・大谷昌幸・田中包治

以上 12名

交通公害対策特別委員会委員に 竹内修一・坂口敏彦・飯坂楠次・成田秀益・藤原正通・穴瀬克己・松尾孝明・西村慎太郎・原 重樹・若浜記久男・金谷 衛・出原平男

以上 12名

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員に 天堀 博・藤原正通・飯坂楠次・田中昭一・並河道雄・竹下義章・貝淵博治・勝部津喜枝・坂口敏彦・西口秀



光・池辺秀夫・田中包治 以上 12名  
 同和对策特別委員会委員に 穴瀬克己・西口秀光・田中昭一・藤原正通・竹下義章・勝部津  
 喜枝・原 重樹・池辺秀夫 以上 8名  
 関西新国際空港対策特別委員会委員に 仁井 明・並河道雄・飯坂楠次・竹内修一・天堀博  
 ・若浜記久男・大谷昌幸・田中包治 以上 8名  
 土地開発公社特別委員会委員に 並河道雄・坂口敏彦・田中昭一・成田秀益・穴瀬克己・竹  
 内修一・松尾孝明・天堀 博・西村慎太郎・西口秀光・大谷昌幸・  
 出原平男 以上 12名  
 決算審査特別委員会委員に 田中包治・竹内修一・飯坂楠次・穴瀬克己・並河道雄・仁井明  
 ・松尾孝明・天堀 博・西村慎太郎・若浜記久男・西口秀光・成田  
 秀益・池辺秀夫 以上 13名

○ 議長（赤阪和見君） ただいま局長の朗読どおり選任するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第9号より第12号までの委員の選任の件は、朗読どおり選任することに決しました。

○ 議長（赤阪和見君） 次に、日程第10より日程第12まではいずれも組合議会議員の選挙でありますので、これを一括議題といたします。

議案の表題のみ朗読させます。

（市会事務局長朗読）

選挙第4号

泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について

泉北環境整備施設組合同規約第6条第1項の規定により選挙を行う。

昭和61年10月16提出

和泉市議会議長 赤 阪 和 見

泉北環境整備施設組合議会議員（5名）

選挙第5号

泉北水道企業団議会議員の選挙について

泉北水道企業団規約第5条第1項の規定により選挙を行う。

昭和61年10月16日提出

和泉市議会議長 赤阪和見

泉北水道企業団議会議員(5名)

選挙第6号

南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について

南大阪湾岸北部流域下水道組規約第6条の規定により選挙を行う。

昭和61年10月16日提出

和泉市議会議長 赤阪和見

南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員(3名)

- 議長(赤阪和見君) お諮りいたします。本3件の選挙につきましては、先刻の議員総会におきまして種々御協議を願っておりますので、はなはだせん越でございますが、私から指名推薦させていただきたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、私から指名推薦させていただきます。組合議会議員の氏名を局長から朗読させます。

(市会事務局長朗読)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 朗読いたします。敬称を略させていただきます。

(お手数ですが、記入願います)

泉北環境整備施設組合議会議員に 田中昭一・藤原正通・穴瀬克己・松尾孝明・池辺秀夫

以上 5名

泉北水道企業団議会議員に 飯坂楠次・天堀 博・勝部津喜枝・若浜記久男・出原平

男

以上 5名

南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員に 成田秀益・西口秀光・田中包治

以上 3名

- 議長（赤阪和見君） お諮りいたします。ただいま朗読どおり指名推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、指名いたしました各議員は、地方自治法第118条第3項の規定により当选されました。

それでは、ここで泉北環境整備施設組合議会議員に当选されました穴瀬克己君、藤原正通君、池辺秀夫君、田中昭一君、松尾孝明君及び泉北水道企業団議会議員に当选されました勝部津喜枝君、若浜記久男君、飯坂楠次君、天堀 博君、出原平男君並びに南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員に当选されました田中包治君、成田秀益君、西口秀光君に対し、本席より会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

○

- 議長（赤阪和見君） ここで、各常任委員会正副委員長さんが互選されておりますので、局長をして朗読させます。

（市会事務局長朗読）

- 市会事務局長（北野敦雄君） 朗読いたします。敬称は略させていただきます。

総務委員会委員長に出原平男、副委員長に西口秀光。産業文教委員会委員長に勝部津喜枝、副委員長に藤原正通。建設水道委員会委員長に松尾孝明、副委員長に西村慎太郎。厚生病院委員会委員長に金谷 衛、副委員長に坂口敏彦。

以上でございます。

- 議長（赤阪和見君） ここで、各常任委員会正副委員長のごあいさつをお願いいたします。

（各常任委員会正副委員長代表あいさつ）

- 総務委員長（出原平男君） 一言、御礼かたがたごあいさつを申し上げます。

私たち常任委員会正副委員長は、和泉市の発展のため一生懸命頑張る所存でございます。議員の先生方には、よろしく御協力のほどをお願い申し上げまして、はなはだ簡単ですが、御礼のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。（拍手）

- 議長（赤阪和見君） 各常任委員会正副委員長さんのごあいさつが終わりました。各正副委員長さんには、委員会の運営についてよろしく御協力をお願いいたします。

○

- 議長（赤阪和見君） ここで、お諮りいたします。ただいま市長より「監査委員の選任について」の議案が提出されましたので、この際、日程に追加し、議題といたしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、日程第13を追加することに決めます。

議案を配付させます。

(議案配付)

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 議案第60号

#### 監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

昭和61年10月16日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

職 業

生年月日

- 議長(赤阪和見君) 提案理由の説明を願います。

(市長登壇)

- 市長(池田忠雄君) ただいま御上程されました議案第60号「監査委員の選任について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本市監査委員は定数2名でございまして、議会議員及び学識経験を有する者よりそれぞれ1名をもって構成をいたしております。今回、議会議員の役員改選に伴いまして、議会議員より監査委員1名を選任するに当たりまして、大谷昌幸議員さんが人格識見ともに兼ね備えた方でございまして適任者であると存じますとともに、今後の地方自治監査制度の適正な運営を期待しているものでございます。どうか大谷議員さんを監査委員に選任するにつきまして、議会の皆様方の御了承を得まして、満場一致で御同意を相賜りますようお願いを申し上げます。

なおまた、若浜記久男前監査委員さんには御就任以来、適正なる監査をしていただき、心から厚く御礼を申し上げます。今後ともよろしく御指導を相賜りますようお願いを

申し上げます、提案理由の御説明にかえさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（赤阪和見君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第60号は原案どおり同意することに決しました。

ここで、ただいま同意されました監査委員さんのごあいさつをお願いいたします。

（監査委員就任あいさつ）

- 監査委員（大谷昌幸君） ただいまは監査委員に選任され、御同意をいただきまして、本当にありがとうございました。職責の重大さをよく認識いたしまして、非才ではございますが、この完遂に今後とも努力を重ねたいと思います。どうぞよろしく御支援をいただきますようお願いを申し上げます。

まことに簡単粗辞ではございますが、御礼を兼ね一言、ごあいさつを申し上げます。どうもありがとうございました。（拍手）

○

- 議長（赤阪和見君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて終了いたしました。

それでは、閉会に当たり市長のあいさつを願います。

（市長登壇、あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る9月30日、昭和61年第3回定例会をお願い申し上げ、多数議案を御提案申し上げましたところ、議員皆様方には、公私何かと御多繁の折にもかかわりませず、長時間にわたって慎重御審議を相いただき、御可決、御承認を賜りましたことを衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。また、昭和60年度和泉市水道事業会計及び昭和60年度和泉市病院事業会計決算認定につきましては、決算審査特別委員会に御審議を願うことに相なりました。委員の皆様方には、まことに御苦勞様ではございますが、よろしくお願いを申し上げる次第であります。

なおまた、本議会を通じ、議員皆様方より御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重いたしまして、市政運営に遺憾なきを期してまいり所存でございます。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして、今後、なお一層の御支援と御協力をお寄せを賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本定例会におきまして、任期満了により御退任をされることになりました田中議長さ

ん、並河副議長さんには御就任以来、円滑なる議会運営を通じ、市政進展のために御尽すいをいただき御大任を全うされました。この間におけるお二人のなみなみならぬ御尽力と御心労に対しまして、衷心より感謝と御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

なお、後任の議長さんには赤阪和見議員さん、副議長さんには奥村圭一郎議員さんが、先刻、皆様方の御推挙によりまして御就任をされました。まことにおめでとございます。心からお祝いを申し上げますとともに、今後ともよろしく御指導を相賜りますようお願い申し上げます。

また、監査委員さんには、大谷昌幸議員さんが先刻、皆様方の御同意により御就任をされました。今後の地方自治監査制度の適正なる運営を御期待を申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

なおまた、各常任委員会の委員さん及び特別委員会の委員さんにつきましても改選をしていただきましたが、それぞれ所管をされます事項につきましていろいろ御審議を相賜り、御苦勞をおかけすることと存じますけれども、よろしくお願いを申し上げます。

終わりに臨みまして、長期間にわたる御審議を相煩わし、御議決をいただきましたことに対しまして、重ねて厚く、深く御礼を申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、御礼のごあいさつとさせていただきます。どうも長期間、本当にありがとうございました。

---

○

(議長あいさつ)

○ 議長(赤阪和見君) 閉会に当たりまして一言、御礼を申し上げます。

去る9月30日開会されましてより本日までの長期間にわたる定例会も、議員皆様方の御協力によりまして一般質問並びに諸議案、なおまた、役員選挙等々に慎重御審議を煩わし、本日もここに全日程を終了することができましたことを衷心より厚く、深く御礼を申し上げます。

特に先刻の役員選挙に際しましては、不肖私、皆様方の絶大なる御推挙をいただき、身に余る光栄と存じ、ここに改めて厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

なお、今後の議会運営に格段の御支援、御協力を賜りますようお願いをいたします。

それでは、これもちまして昭和61年第3回定例会を閉会いたします。

長期間、まことにありがとうございました。御苦勞様でございました。

(午後3時35分閉会)

---

○

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会 議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員

